

は、貨幣が市場に出て、流通し、其間或る時期を経過するや、結局同一の表面價格を有する貨幣にして、其實價に相違を來すは免かる可からざるの數なるが、永く貨幣流通の状態を斯る成行に放任して、顧みる所なからんか、人爲を以て、價格に低減を加へたる場合と同じく、貨幣流通上に混亂を生ずるに至る可し。此弊害を豫防する爲め、文明國の貨幣法には必ず貨幣の通用最輕量目なるものを一定し、貨幣にして磨滅の結果、實際に有する量目が所定の通用最輕量目に達したるときには、此貨幣より法貨たるの資格を褫奪し、一方に國家は此種の貨幣を回収して、改鑄の後に、完全なる貨幣として、世間に供給するの手段に出づるを必要とす。貨幣にして法貨たる資格を喪失する以上は、爾後其含有する地金の價格を以て、授受せらる可きが故に、假令ひ實價の完全なる貨幣と相並んで流通するも、グレシヤム法則の作用を生ぜず。國家が前項に掲げたる人爲に貨幣を劣惡ならしむるの弊風を慎しむも、尙ほ斯る自然の狀況より生ずる磨滅に對して、保護の道を加へざるに於ては、到底貨幣流通の状態を完全に維持する能はず。各國が貨幣法に於て、貨幣の通用最輕量目を一定するは、如上の理由に基くものにして、試に其一斑を云へば、我國貨幣

法には、第十一條に通用最輕量目の規定あり。貨幣の全量と比較するに、左の如し。

	量目	通用最輕量目
二十圓金貨	一六・六六五	一六・五七五〇
十圓金貨	八・三三三三	八・二八七五
五圓金貨	四・一六六六	四・一四三八

英國貨幣法に於ける通用最輕量目は左の如し。

	量目	通用最重量目
一磅金貨	一二・三三七四	一二・二二五
半磅金貨	六一・六三七七	六一・二二五

獨逸貨幣法に於ける通用最輕量目は二十馬克並に十馬克金貨に對しては、全量目の一千分の五を減じたる高、五馬克金貨に對しては、其一千分の八を減じたる高を以てす。

斯く各國の貨幣法に於て、貨幣の通用最輕量目を定め、其以下に量目の低減したる貨幣は之を國庫に回収して、其改鑄を行ふに當り、改鑄の費用は國家自ら負擔す



可きや、或は通用最輕量目以下に量目の減損したる貨幣の最後の所有者をして、之を負擔せしむ可きやの問題を生ず。若しも貨幣法に於て、此種の貨幣の法貨たる資格を褫奪し、其所有者をして、完全なる貨幣と交換する爲めに、造幣局に提出せしむる場合に、其表面價格に準じて新貨幣を交付するの規定を設くれば、改鑄の費用は國家に於て負擔することゝ爲る可く、又此反對に所有者より提出したる貨幣の地金價格に準じて、新貨幣を交付するの規定を設くれば、改鑄の費用は最後の所有者に於て負擔することゝ爲る可し。換言すれば我國に於て通用最輕量目に達したる二十圓金貨を造幣局に提供したる者あるときに、國庫は表面價格たる二十圓の新貨幣を交付す可きか、又は千分の五、四以上を減じたる地金價格十九圓九十九錢四六以下を交付す可きか、此決定の如何は貨幣の流通状態に關係する所少なからざるものあり。

今、兩法の得失を比較するに、本來貨幣量目の磨滅は輾轉流通の間に生ずるものなるを以て、改鑄の費用即ち磨滅したる量目を填補するに要する費用を獨り最後の所有者に負擔せしむるは、理に於て公正を失するのみならず、貨幣流通状態を完

全ならしむるの便宜に適合せざるの嫌あり。蓋し此方法を取るときは、何人も自ら進んで磨滅貨幣を造幣局に提出し、改鑄の費用を負擔せんとする者なきを以て、改鑄に依て貨幣の價格を完全ならしむるの機會は單に政府が公納として磨滅貨幣を收受したる場合に限られ、爲めに改鑄の時機を逸し、市場には實價の不完全なる貨幣流通するの結果として、其授受に種々の不便困難を招くを以て、寧ろ國庫に於て、改鑄の費用を負擔するを公正並に便宜に適したるの處置とす可し。此點に就て、レキンス氏が「貨幣は流通の間に磨滅して、實價を失ふものなれば、其量目が一定の割合以下に下りたるときは、國家が其發行したる貨幣の回收に任じ、完全なるものと引換ふるは、貨幣政策上、極めて必要なり。而して其磨滅より生じたる損失は國家が公衆の代表者として、之を負擔するを以て、至當なりとす」と云ひ (Handwritten: VI Art. m. l. u. z. w. e. s. e. n. ) ロッ、氏が「量目の減損したる貨幣は經濟上最も薄弱なる地位に居る人の手に入り、此輩が銀行に對して支拂を爲す際には、銀行は之を秤量して、受取るが故に、量目の減損は結局斯る地位に在る者の負擔に歸す可し。國家が通用最輕量目を下りたる貨幣を表面價格を以て收受するは、公益を維持するの道なり」と



云ひ(Elsters Wörterbuch) ヘルフェリツヒ氏が貨幣法に通用最輕量目を定め、此量目以内に低減したる貨幣には法貨たるの資格を失はしむるは、此種の貨幣の流通を絶つるの良法にして、且つ國家が通用最輕量目以内に減じたる貨幣を表面價格にて收受し、完全なる量目を有する貨幣を鑄造發行するときは、量目減損より生ずる損失は最も公平に分配せらる可しと云へるは(Helfferich, Das Gold S. 54) 共に適切な言とす可し。

但し通用最輕量目以下に、量目の減損したる貨幣を國庫に於て回収する場合に、量目の減損が果して貨幣流通上に於ける自然の磨滅に出でたるものなるか、將た又故意の毀損に依て生じたるものなるかを區別せざる可からず。換言すれば自然の磨滅に依て、量目の減損したる貨幣は、國家に於て表面價格に據り、之を完全なる貨幣と引換ふ可きも、故意に毀損したる貨幣に對しては、實價に依て新貨幣を交付するを以て至當なりとす。今我國の貨幣法に於ては、其第十二條に

金銀貨幣にして磨滅の爲め通用最輕量目を下りたるもの、及び銀貨幣、白銅貨幣又は青銅貨幣にして、著しく磨損したるもの、其他流通不便の貨幣は其表面價格を以て、無手数料にて政府に於て引換ふ可し

と規定したるが、更に第十三條に

貨幣にして模様の認識し難きもの、又は私に極印を爲し、其他故意に毀損せりと認むるものは、貨幣たるの効力なきものとす

と規定し、此種の貨幣に對しては、國家に於て其引換に任ぜざることゝしたり。英國に於ては、千八百七十年の造幣規則を以て、通用最輕量目以内に量目の低減したる貨幣は之を法貨とせず、其低減が不法の取扱より出づると、又は自然の磨滅より出づるとを問はず、總て之に伴ふ損失を最後の所有者の負擔に歸せしむるの規定を設けたる爲め、量目の減損したる貨幣は盛に市場に流通するに至れり。英蘭銀行の如き、營業上の關係より、磨滅したる貨幣を收受したる場合には、中央銀行の任務として、之を回収するの勞を辭せずと雖も、世人は英蘭銀行が法規を厲行するを恐れ、同銀行に對して支拂を爲すには、勉めて磨滅貨幣を以てすることを避くるが故に、事實同銀行をして此種の貨幣を回収する能はざらしめたり。現にジエヴオンス氏の調査に據れば、千八百六十九年ソヴェレン金貨の三割一分五厘、半ソヴェレン金貨の五割は法定の通用最輕量目以内に量目の減損を來し、而して量目



磨減の平均割合はソヴェイン金貨に於て五厘三毛半、ソヴェイン金貨に於て其倍率に居れり。斯る不良の貨幣流通状態に對して、世間に反對論の湧起するは當然にして、千八百八十四年には倫敦銀行業者より、流通状態の改良を陳情したる一方には、益々其紊亂を甚だしくして已まざるより、政府は先づ千八百八十九年の條例に據り、千八百三十七年以前鑄造に係る金貨は之を國庫に回収し、量目の減損が一ソヴェインに付き、四グレイン以内にして、且つ不法に削減せられたるものに非ざるときは、表面價格を以て、其引換に當り四グレイン以上減損せる貨幣は地金として取扱ふこととし、更に千八百九十年造幣規則に改正を加へ、第一通用最輕量目以下に量目の減損したる貨幣にして、其減損が自然の磨減より出でたるものなるときは、造幣局は表面價格を以て、其引換に當り、第二ソヴェイン又は半ソヴェイン金貨にして、量目に三グレイン以上の減損あるときは、反證の存せざる限り、故意に削減の行はれたるものと認むるの規定を置き、自然の磨減に對しては、總て國家の費用を以て改鑄するとし、之と同時に千八百三十七年以前發行に係る金貨は千八百九十一年二月末日限り、流通を禁止したる結果、爾後大に貨幣の量目

を完全ならしめ、千八百九年英蘭銀行に於て秤量したる金貨三千二百四萬二十磅の内、輕量のもの二割四分四九の多きを占めたるが、千九百三年に於ては、秤量したる金貨三千四百三十六萬一千磅の内、輕量のもの僅に二分七厘三の割合に減じたり。英國が多年貨幣量目磨減の損失を最後の所有者に負擔せしむるの制度を行へるは、人民は平生度量衡を携帯し、貨幣を授受するに當て之を秤量し、法貨の資格を喪失したる貨幣の收納を峻拒す可しとの法律上の假託に基けるものなれども、此種の假託にして現實と異なる以上は、如上の制度の如き、到底之を認容する能はざるなり。

他の諸國の制度を見るに、獨逸は貨幣法第九條に於て、價格の減損したる貨幣は國庫に於て、表面價格を以て收受し、造幣局に於ても亦表面價格を以て引換ふるの義務あることを規定したり。然るに合衆國は之と反對の制度を取り、金銀貨の量目が一千分の五を減じたるときは、實價に準じて流通せしめ、造幣局も亦實價に準じて收受すしたり。其理由とする所は政府に於て、表面價格を以て、引換に任ずるときは、利益を得るの目的を以て、故意に貨幣の量目に削減を加ふるを生ずる



を恐ると云ふの一事なれども、決して之を正當視する能はず。羅匈同盟諸國に於ては、此點に就て明確なる規定を存せずと雖も、佛蘭西銀行の如き、表面價格を以て、量<sub>二</sub>の減損したる貨幣を收受し、國家も亦同一の處置に出づるの制度なり。

備考。ヘルフェリツヒ氏の貨幣論(Das Geld, S. 323, S. 374)ホワイト氏の貨幣銀行論(Money and Banking, p. 24)に於ては、共に英國が通用最輕量目を超過したる輕量貨幣引換に關する制度に改正を加へたるを看過し、舊制度に對して攻撃を試みたり。一言附記す。

## 第四章 貨幣價格論

### 第一節 貨幣價格に關する一般の原則

貨幣の價格を論ずるに當ては、第一貨幣が其資料たる金屬に對する價格の關係と、第二諸般貨物に對する價格の關係とを區別せざる可からず。

元來貨幣は一國の貨幣法並に造幣規則に據り、金屬を資料として鑄造せられたるものなるが故に、或る程度まで金屬より獨立して、貨幣自己の價格を有することあり。即ち國家の指令は能く輕量の貨幣をして重量の貨幣と同一の價格を保たしむると同時に、一方に於ては貨幣に對して、唯一の資料たるは金屬に外ならざるを以て、或る程度まで金屬の價格は貨幣の價格を左右するに至る可し。經濟學の術語に於て前者を貨幣の職務に依る價格(Funktionswert)と云ひ、後者を貨幣の資料に依る價格(Substanzwert)と云ふ。

然らば如何なる程度まで貨幣の價格は金屬の價格より獨立し、又如何なる程度まで、之に依て左右せらるゝか。此關係を明瞭ならしむるには、貨幣の種類に遡り、



貨幣の内にて、第一自由鑄造の下に、無手数料鑄造の行はる、貨幣第二自由鑄造の下に、鑄造料の賦課せらる、貨幣第三制限鑄造の下に、鑄造せらる、貨幣の三種に區別せざる可からず。

第一、自由無手数料鑄造の貨幣。國家が造幣局を公開して、貨幣の自由無手数料鑄造を行ふときは、貨幣の価格は必ず其資料たる地金の市價と相一致するを以て、根本の原則とす。元來金屬の如き鑛産物は之を産出する費用相違し、且つ收益遞減の法則に支配せらる可し。或る鑛山は其生産の條件に於て、他の鑛山に勝ると同時に、如何なる鑛山と雖も、其採掘の歩を進むるに隨て、早晚生産費を増加するに至らざるを得ず。之を純粹の理論に徴せんか、貴金屬の価格は結局最も劣等なる鑛山に於ける生産費に相應し、所謂限界生産費に一致するものとす。然れども實際に於て、兩者の一致は決して容易なるを得ず。兩者の一致を缺く重なる原因は鑛山の投機的性質、供給新源泉發見の不規律、貴金屬の耐久的性質等にして、第一の原因は鑛業者をして一時損失を蒙るも、之を顧慮せずして、事業の經營を繼續せしめ、第二の原因は一時金屬の供給過剰を告げて、其價格の低落を來すも、容易に之

を復舊する能はざらしむ可く、殊に第三の原因あるに於ては、金屬の産出額に多少の増加を見るも、必ずしも直に其供給を増加するに至らざるなり。換言すれば普通の商品に於ては、生産費を以て、價格の決定せらる、標準とす可く、生産費低くして、價格高からんか、直に貨物の供給を増加して、價格の低落を促すと同時に、生産費高くして、價格低からんか、直に貨物の供給を減縮して、價格の上進を招く可しと雖も、貴金屬は一般の貨物と異なり、其資質甚だ鞏固にして、一年の産出額は決して其年度内に消費せられて、次年度の需要に應ずるに、其年度の供給を待つが如きことなく、累年蓄積して、以て供給額の全體を成すに至るものなるが故に、年産額に多少の増減を見るも、其増減は之を累年の蓄積高に對照するとき、總に其一小部分に當るに過ぎず。現にデーナ、ホートン氏は金の年産額が金貨の總額に對する割合は一分七厘五毛にして、銀の年産額の銀貨總額に對する割合は約一分なることを挙げたり。(D. Horton-Gold and Silver, p. 38) 年産額の貨幣全體に對する割合の寡少なること斯の如くなるに於ては、其累年蓄積高に對する割合の更に寡少なる可きは論を俟たず。然らば生産費減少の爲めに、金屬の年産額が増加するも、將た又生産費増加の爲めに



其年産額が減少するも、金屬の供給を定むるは、依然累年の蓄積高にして、生産費と價格とが往々にして一致を缺くは、畢竟此事實あるが爲めに外ならざるなり。

即ち金屬の價格は需要供給の關係に依て定まり、累年の蓄積高に年産額を加へたるものを以て、供給とするが、一方に金屬に對する需要は造幣上、工藝上並に貯藏上に於ける三用途に區別するを得べく、價格の高低は一に需要供給の増減に依て左右せらる可し。而して一定量の金屬が是等三種の用途に分配せらるゝには、如何なる原則に據て定まるやと云ふに、マーシャル氏の所謂湊合需要の原則に據り、(Marshall-Principles of Economics, 5th ed. 1909.)各用途に於ける金屬の限界的効用を均等ならしむることを標準として、其間に分配せらる可し。即ち金屬の如く、世界各國に於て需要せられ、各國に於て種々の用途を有し、各用途に於て互に異なる効用を有するに於ては、各用途に於ける價格は其用途に於ける限界的効用に依て定まり、而して一の用途より他の用途に於ける金屬の移動自由なる以上は、各用途に於ける限界的効用は略ぼ均等に歸するものとす。故に造幣上の需要増加の爲め、此用途に於ける金屬の効用増加するときは、工藝用、貯藏用に於ける金屬は是等の用途を去りて、造幣用に供

せられ、双方の増減に依り、効用の程度を均一ならしむるに至る可し。此事實は金屬の價格と貨幣の價格とを一致せしむる道にして、更に具體的に之を説明すれば、例へば工藝用貯藏用に於ける金屬の需要を減ずるときは、地金の市價は供給過剰の爲め、常に一般貨物に對して、低落するのみならず、貨幣に對しても亦下落す可し。故に地金を所有する者は金屬として之を市場に賣出し、以て貨幣に換ふるよりは、直接に造幣局に輸納し、貨幣として收受するを以て、利益ありとす可く、地金は續々造幣局に輸納せられ、一般貨物に對する地金の價格と貨幣の價格とを均一ならしむるまでは、地金の供給を減縮して、貨幣の供給を増加し、前者の價格を騰貴せしむると共に、後者の價格を低落せしめ、以て價格の平均を保たしむるを得るに反し、工藝用貯藏用に於ける需要増加すれば、貨幣の所有者は貨幣として之を所有するよりも、地金として市場に賣出すを以て、利益ありとす可きが故に、之を鎔解して、地金の供給を増加すると同時に、貨幣の供給を減縮し、双方の價格を均一ならしむるを得べし。即ち此事たる、湊合需要の原則に據て、金屬が各種の用途に分配せられ、貨幣の價格と地金の價格とを均一に歸せしむる所以にして、自由無手数料鑄造制度



の下に於て、貨幣價格の變動を抑制する理由も亦茲に在りとす。「金の造幣價格と地金價格と相一致するは、流通貨幣の價格の低落せざる證據なり」とは、十九世紀の當初、英國に於て地金論争の盛なりし當時、ヘンリー・ソントンの道破したる所に於て、今日に於ても何等異なる所あるを見ざるなり。(H. Thornton-Nature & Effects of Paper Credit, p. 191.)

第二、鑄造料を賦課せらるゝ貨幣。國家が貨幣の鑄造に手数料を賦課するときは、其鑄造料は地金を鑄造して、貨幣とするの費用に相當するを以て、其料金に相當する金額だけ、貨幣の價格は常に地金價格の以上に居る可きの道理なり。故に一國に於ける貨幣の供給増加して、其價格低落するも低落の程度が鑄造料を超過せざる間は、鎔解の上地金として使用せらるゝことなし。鑄造料の賦課と相俟つて、考量す可きは、貨幣鑄造の速度換言すれば、造幣局が地金を收受してより、鑄貨として之を輸納者に交付する期間の長短是れなり。此期間永きに至るときは、自由無手数料鑄造の下に於て、尙ほ貨幣の價格をして、地金の價格よりも高からしむるの結果を生ず可く、地金を貨幣に變換する費用手數の如きも、鑄造料と同一視するを得べし。

國家が鑄造料を賦課する大體の方法は、造幣局に於て輸納を受けたる金塊の一部を控除し、殘額のみを鑄貨とすると、輸納金塊の全部を鑄貨とし、外に鑄貨の一部を鑄造料として留保すると二種の方法に區別するを得べしと雖も、其孰れの方法に據るを問はず、斯く發行せられたる貨幣が法貨の資格を有し、一般人民に於て、其授受を拒まざる以上は、同一の價格を保つ可く、貨幣の含有する地金に比較して、貨幣の價格は鑄造料だけ、高きに居る可し。但し此場合に貨幣が法貨たる資格を有し、人民が其授受を拒まざるの條件は最も必要なり。蓋し鑄貨にして貨幣として一般に授受せられざる時には、貨幣に對する需要並に其價格に影響を及ぼすに至る可きを以てなり。

故に多くの場合に於て、貨幣の價格は或る程度まで其資料とする貴金屬の價格を超過することある可しと雖も、然も適當の規律ある制度の下に於ては、兩者の差は極めて僅少にして、少額なる鑄造料を以て限度とす。而して國內に金屬を産出する國に於ては、貨幣は國民産業に於ける普通の貨物と異なる所を存せず、金銀は種々の用途に供せられ、其用途の一として、交換媒介物たるが故に、是等金屬の生産



者にして、普通の利益を收むる能はざるときは、資金を鑛業より回収して、他の事業の供用す可く、隨て貨幣の供給を減縮して、物價を低落せしめ、貨幣と交換せらるゝ貨物の分量を大ならしむ可し。又國內に金屬を産出せざる國に於ては、貨幣の價格が地金に對して低き時は、貨幣の一部は熔解せられて、地金と爲り、外國に輸出せらるゝと同時に、貨幣の價格が地金に對して高きときは、地金は外國より輸入せられて、內國に於ける貨幣の供給を豊富ならしむ可し。茲に一事の注意を要するは、金銀の如き形量の割合に高額の價格を代表する貨物を運送するには、價格に比較して、運送費を要すると最も少なきを以て、其生産地が如何なる地方に在るを問はず、之を需要する國に於て、自由に其供給を受くるを得べし。フリードリッヒ、コツホ氏は、倫敦に於ける金取引と題する小著に於て、倫敦より世界主要地に對する金地金の運賃並に保険料を掲げたるが、千九百四年に於ては十萬磅をアムステルダム、ロッテルダム等に輸送する運賃は六十二磅十志にして、保険料亦二十五磅に過ぎず。他の地方に對しては多少之を超過すると雖も、尙ほ其低きは論を俟たざるなり。(F. Koehl-Der Londoner Goldverkehr, S. 14.) 即ち鐵、石炭の如き形量の大きなるに比して、價格の低廉なる

貨物は其運搬に費用を要し、遠隔なる地方に運送すること能はざるを以て、苟も一國が豊富なる供給を受けんとする以上は、其國內に産出せらるゝを以て、必要とすると雖も、貨幣に對する需要を充すには、其資料たる金銀の敢て國內に産出せらるると否とを問はざるなり。現に歐洲諸國の内に於て、英佛獨諸國の如きは、殆ど金を産出せざるに拘はらず、合衆國、濠太利、露西亞並に南阿弗利加より金の供給を受けて、其間に何等の故障を訴へざるに反して、露西亞は最近數十年間國內に金を産出すれども、永く紙幣を流通して、之を主たる通貨に充て、米國亦南北戦争以後世界に於ける金産出國として第一位を占めたるに拘はらず、能く正貨の流通を維持する能はず、千八百九十三年並に千八百九十四年には、銀貨鑄造並に銀塊購入高の増加したる爲め、金貨の流出甚だしく、之を國內に保留するを得ざりしの実例あり。故に一國に於て、貨幣の資料たる金屬の供給を成すは内外金鑛に於ける産出額のみならず、舊來産出せられ、現に外國に於て貨幣に供用せらるゝものに及ぶことあり。即ち米國の如き、千八百六十年南北戦争の結果として、不換紙幣を増發するや、米國は單に內國に産出する金を海外に輸出したるのみならず、現在流通する



金貨にして驅逐せられたるもの少なからず、又獨逸に於ても貨幣制度改革の當初鑄造したる金貨は多く、英佛米諸國の貨幣を吸收して、改鑄したるものなり。是等の事實は國際間に於ける金の移動甚だ自由にして、價格の地方的差違を存するのと少なく、貨幣と地金との價格相一致するの傾向を示すの資料とす可きものなり。

第三、制限鑄造の定位貨幣。定位貨幣の鑄造は自由鑄造制度の下に、私人をして國家に之を請求せしむるに非ず、國家に於て固く鑄造額を制限するを常とす。此制限にして適當に行はれ、供給者たる國家が貨幣の供給をして、需要に超過せしめざる限りは、假令ひ其鑄造に就て造幣收益を徵收するも、定位貨幣の價格は本位貨幣に對する造幣價格に依て定まり、其資料たる地金の價格に左右せられざるなり。隨て鑄造資料たる地金の價格低落するも、定位貨幣の價格に何等の影響を及ぼさず、又此反對に地金の價格騰貴するも、其騰貴が定位貨幣を地金として使用して、利益ある程度に達するまでは、定位貨幣の價格は毫も其影響を蒙らず、唯此程度に達したる時に至つて、始めて定位貨幣を熔解し、地金として之を使用する者を生ず可く、斯くて定位貨幣は供給減縮の結果、地金と平均を保つまで、其價格を騰貴せ

しむるに至るものなり。

## 第二節 貨幣數量説

即ち自由無手数料鑄造の本位貨幣を除き、他の定位貨幣又は手数料鑄造の本位貨幣の價格は或る程度まで、地金の價格と異なるを以て、一般の原則とす。貨幣の種類に依て、其價格が地金の價格と相一致するの道の異なること前論の如くなるが、一旦貨幣として市場に流通するときは、其如何なる方法に依て、地金の價格に左右せらるゝと、又地金の價格と獨立して、貨幣價格を保つとを問はず、一國の經濟社會には、産業組織、國民生活其他の状態に依り、一般貨物をして生産者より消費者の手に移し、貨幣をして交換の媒介物たる職務を盡さしめ、又貸借の目的物として、貸借の標準たる職務を果さしめ、又其一部を保存して、價格の貯藏たる職務を致さしむる等、一定量の貨幣の作用を必要とす可し。所謂商業の數量 (Volume of Trade) なるもの即ち是れにして、此高は貨幣に對する需要を成し、市場に流通して、如上の作用を爲す可き貨幣の高は貨幣の供給と爲り、需要供給の増減に依て、價格の高低と



生じ、以て物價の騰落を定むるに至る。例へば貨幣資料たる金銀の供給増加し、地金價格と貨幣價格との關係より、多量の地金が自由鑄造制度の下に、貨幣に鑄造せられて、其供給を増加し、價格に低落を來さんか、一般貨物の供給にして、以前と同一の高に居る以上は、必ず一般物價の騰貴を惹起す可く、又此反對に金銀の供給減少し、貨幣が地金に鎔解せられて、貨幣の供給を減縮し、貨幣價格の騰貴を來さんか、一般貨物の供給以前と異ならざる以上は、必ず一般物價の低落を招かざるを得ず。即ち貨幣の價格と一般物價とは反比例を以て、高低するものにして、貨幣の方に於て、其需要供給に増減を生じ、或は貨幣の價格を左右する地金の價格に變動あるときは、其變動は必ず正反對の方嚮に於て、一般物價に影響を及ぼさざれば已まず。經濟學の術語に於て、貨幣數量説 (Quantity Theory of Money) と稱するは即ち此學說にして、英國正系派の學者の主張して以來、一般の承認する所と爲れり。但し此學說は他の事物の同一なるの制限を以て主張せられたり。即ち貨幣の供給増加するも、同時に貨幣に對する需要の増加するの事情あり、又貨幣に對する需要増加するも、同時に貨幣の用途を節約するの事情あらんか、貨幣數量説は其適用を妨げらる

るを以て、此制限を必要とするものとしたるが如し。而して他の事物が常に同一の關係に居らざるは、事實にして、又物價が貨幣數量の増減と正確なる比例を以て高低せざるも亦事實なりと雖も、貨幣數量の増減が比例的に物價をして高低の方嚮に就かしむるは、之を否定す可からざるなり。而して貨幣數量の増減に依て高低するは、箇々の貨物に於ける物價に非ずして、一般平均物價なり。箇々の物價は其騰貴する場合に於ても、又其下落する場合に於ても、緩急の差なき能はず。例へば貨幣價格低落の爲めに、先づ物價の騰貴す可きは生産者階級、殊に主として勞働者の消費に供せらる可き貨物なり。而して斯る貨物の中に、既製品の代價は一時急速に騰貴すると雖も、一方に之に應じて供給増加せんか、永く騰貴の勢を持続する能はざるのみならず、時に生産過剰の爲めに、物價に一時的低落を見ることなしとせず。又勞働者階級の消費に供せらる、原料品は製造品の如く物價騰貴の場合に、生産を刺戟せられざるを以て、其代價の騰貴す可きは論を俟たず。又或る種類の物價は所謂伸縮自在の性質を有し、常に變動すれども、他の種類の物價に至ては、長期間を通じて、契約に於て一定し、又法律若しくは習慣に依て、支配せらるゝ



ものあり。然も數量の増加したる貨幣流通し、又物價騰貴の状況の下に於て使用せらるゝ以上は、或る物價にして、貨幣數量に對し、比例以下の騰貴を爲すに止まらんか、他種の物價は比例以上の騰貴を爲し、物價の平準點をして、貨幣の數量と比例するに至らしむ可きの道理なり。即ち貨物の種類に依て、物價の騰貴する時期の遲速若しくは程度の緩急に別あるは、之を免かれずと雖も、全體に就て見るときは、貨幣の價格低落すれば、一般平均物價騰貴し、貨幣の價格騰貴すれば、一般平均物價低落するを以て、自然の勢なりとす可し。千八百八十八年英國金銀問題委員會が當時の物價下落の原因に就て、外國經濟學者の意見を照會するや、ビヤーンソン、ナツセ、レキジス諸氏が頗る晦澁なる意見を報告したる間に於て、獨り白耳義のド、ラヴレー氏が或る貨物の代價下落は生産高の増加、運輸の改良、機械の進歩、一般製造技術の發達に其原因を求むるを得べしと雖も、物價の一般的下落殊に前記の諸原因に支配せられざる貨物にも及べる物價の下落に至ては、一般的理由を求むるの外なく、而して此一般的理由は貨幣の減縮を除いて、他に之を見る可からずと云へるは、出色の文字として、吾人の稱賛を禁ずる能はざる所なり。(Second Report of the Gold & Silver Commission, p. 270.)

從來貨幣數量說に對して非難の根源と爲れるは、其主張者の假設したる他の事物の同一なるの制限必ずしも常に行はれず、市場に於て種々の職務を盡す貨幣の數量が多く其供給と一致せず、貨幣の數量同一にして、供給の減縮したると同様の場合あり、又其増加したると同一の場合あるの一事なり。何故に論者は貨幣の數量と其供給と相伴はざるを説くや、其重なる事情として、彼等の擧ぐる所は左の三點に外ならず。

### 第一、貨幣流通の遲速。

### 第二、物々交換の行はるゝ範圍の廣狹。

### 第三、信用取引の行はるゝ程度。

今、序を逐うて、是等の事項を説明せんに、一の市場に於て流通する貨幣の數量は同一なりとするも、其流通の遲速が供給に重大なる關係を有するは論を俟たず。而して貨幣流通の遲速は貨幣現在高の多寡、人口分布の粗密、運輸交通の便否、貨幣の種類、産業の盛衰等に依て、左右せらるゝの常にして、流通の度數頻繁なる貨幣は數量同一なるも、之を増加したると同様の作用を致す可きこと、恰も汽船の噸數同



一なるも、航海の回数頻繁なるときは、其少なきものよりも、多量の貨物を積載運搬するを得るが如くなる可し。又貨幣用途の範圍と物々交換の範圍とは互に相反應するものにして、物々交換の行はるゝ場合には、其程度に應じて、貨幣の用途を節約するを以て、貨幣の供給は自ら物々交換の行はるゝ範圍の廣狹に依て、左右せられざるを得ず。而して今日の經濟社會に於て、貨幣の供給に重大の關係あるは、信用取引の消長なり。蓋し信用のものたる、其經濟上に於ける効果より云ふときは、人をして將來の貨幣所有を保證として、現在の権利を行使せしむるを得。而して信用證券は是等の権利の證明たり、又之を移轉するの具と爲るものなるを以て、其如何なる形式に據て流通するを問はず、總て貨幣の用途を節約するの效果ある可し。即ち信用取引の行はるゝときは、價格の尺度として、一般貨物の價格を定むるものは貨幣に外ならずと雖も、交換の媒介物として、各種の取引を決済するものは、信用證券に外ならず。隨て信用取引の効果は間接に貨幣の供給を増加したると同一にして、其結果貨幣の供給は信用取引の行はるゝ程度に依て、影響を蒙るに至る可し。

貨幣數量の外に、貨幣の供給を左右するの事情あると以上の如くなりとすれば、斯る作用の効力を存する限り、貨幣數量説は其適用を妨げられ、例へば貨幣の數量増加するも、一方に恐慌其他の事變に際し、遂に信用取引の範圍に收縮を來さんか、貨幣の用途亦遂に増加し、其價格敢て低落せず、隨て一般物價を騰貴せしめざるが如く、數量説をして實際に應用する能はざらしむるの事情を見るとある可しとの議論は貨幣數量説を否定する論者に依て唱出せられ、獨逸のヒルデブランド、塊地利のメンガー、米國のラフリン等は貨幣數量説の全體を否定し、貨幣の供給を定むるに、斯る複雑なる事情あるに於ては、貨幣の數量は必ずしも其價格の高低と格別の關係なく、物價の高低を左右するの原因たらずとするの説を述ぶるに至り。即ちヒルデブランドが社會の必要とする貨幣の高は一般平均物價、交換せらるゝ貨幣の高、交換の平均速度並に交換の伸縮し、分散する限度に依て定めらる可きものなりとし、此點より同一の物價平準、一年内に於ける同一數量の取引、貨幣流通の同一速度を有する二箇の社會に於ても、尚ほ一の社會は農業地にして、貨幣は獨り農産物出廻前後の時期に伸縮するに反し、他の社會は工業地にして、一年を通じて貨



幣の伸縮同一なるの狀態に居らんか、前者に於て要せらるゝ貨幣が後者に於て要せらるゝものよりも大なるの事實を擧げ、前者の社會に於て貨幣の伸縮自由なるを得ざらんか、一年の大部分を通じて、最多額の貨幣を要する時期に於けると同一の供給あるを必要とすしたり。(Hildebrandt-Theorie des Geldes, Rp. II.)

然れども右に掲げたる諸種の事情は或る程度まで數量説の作用を左右するの原因たる可しと雖も、必ずしも其作用の全體を覆すの効力あるに非ず、貨幣供給の要部を占むるものは、即ち其數量にして、信用の膨脹の如き、一に貨幣の數量に依て、左右せらるゝを以て、貨幣數量の増減を以て、價格高低の主因と爲すは、一般の原則として、眞理たるを失はざる可し。今貨幣數量と貨幣供給との一致を妨げ、又貨幣數量説の適用を傷くるに至ると認めらるゝ事情を觀察し、其數量説の全體を撼揺するに足らざる所以を明にせんに、第一に考量を要するは、貨幣流通遲速の問題是れなり。今日の如く經濟社會に金融の諸機關確立し、資金の運轉疏通を謀る場合には、貨幣を收受して、一時用途を見出さざる者は直に之を銀行に預託し、銀行をして一團の資金として、之を運用せしむるの習慣を成せるを以て、此習慣が廣く行は

るゝに隨ひ、貨幣流通上に於ける遲速の度は時期に依て、著しく變動するものに非ず。往昔貨幣を貯藏し、有事の際に、遽に之を市場に放出し、流通の繁閑常なかりし時代と比較せんか、今日の如く平生より貨幣の死藏を避け、成る可く之を運用するに勉むる場合には、時期に依て、流通の回数に、非常の差違を生ずるものに非ず、唯地方と都會との間には、貨幣流通の回数に、或る相違の存するを免かれず。又時期に就て云へば、平時と恐慌時とに依て、多少の差ある可けれども、然も恐慌の如き、非常の事變にして、之を以て一の原則を左右するものとす可からず。又地方に於ける金融機關完備して、都會との金融の連絡密接なるに至れば、都鄙に於ける流通回數の差も自ら消滅す可きの道理なり。

物々交換の取引に於ては貨幣を以て代價を現はさず、貨幣を以て交換を媒介せず、隨て貨幣に對する需要を増加せざるを以て、物々交換は恰も貨幣と交換せらる可き貨物の供給を減縮したると同一の効果を生ず可しと雖も、物々交換の如きは、社會に於て寧ろ其弊害に堪へ能はざるを以て、漸次貨幣の用途を發達せしむるに至りたるものなるを以て、現時の社會に於て、其行はるゝ範圍は鑛山、家内工業、多數



の女工を使役する工場等に於て、僅に労働の報酬を支拂ふに貨幣を以てせず、物品食餌の類を以てするに止まり、決して廣く世間に行はれて、貨幣供給を左右するの跡あるを認めざるなり。

唯、今日貨幣の供給に重大なる關係を有するは、信用取引にして、信用證券の流通は單に貨物交換の媒介を爲すに止まらず、貸借の標準たるを得るを以て、其流通するに隨ひ、其伸縮に依て、貨幣數量の増減が物價に及ぼす影響を左右するとある可し。隨て貨幣數量説を否認する者も専ら證據を茲に置くの常なるを以て、貨幣流通上に於ける信用の地位並に効果に就て考量する所なかる可からず。信用の性質は曩に論じたるが如く、將來の貨物に對して、現在の貨物を交換するの一事に存す。若しも債務者にして、債權者をして其現在要求し得るものを他日に於て支拂ふことを承諾せしめんか、債務者は信用を得たりと云ふ可く、又債權者にして他日債務を支拂ふことを債務者に許容したりとすれば、即ち信用を與へたるものなり。即ち信用取引の行はるゝや、一時貨幣の用途を節約す可しと雖も、信用を決済するには、別に貨幣に對する需要を惹起さざるを得ず。信用の種類を其形式に據て區

別せんか、讓渡すを得ざる形式のものあり、定期支拂の讓渡證書の形式のものあり、要求拂の讓渡證書の形式のものありと雖も、債權債務の關係を決済するの點に於ては効果は一にして、一時的使用の目的を以て、有價物を他人に交付するの一事に存し、隨て之に對する支拂の行はれざる間即ち信用の消滅するまでは、此有價物の交付は完全に行はれたりとする能はず。ミルの如きは、信用を以て購買力を意味するものとし、其貨幣と同一様の影響を物價に及ぼすとを斷定したり。(Principles, Bk. III, ch. XII, § 2.) 然れども此所説は信用に於ては、取引の一半のみが發生するに止まるの事實を閑却したるの嫌あり。即ち貨幣を使用するときは、取引は即時に完了し、貨幣と貨物とは直に其所有者を異にするに反し、信用を利用するときは貨物の所有者は異なるも、爲めに生じたる債務は必ず將來に於て決済せらるゝを必要とす。茲に於てか、信用より生じたる債務は結局他の信用に於て相殺せらるゝことありとするも、其信用の起るや、必ず一方に之を決済するに必要なる貨幣の需要の隨伴すること認めざる可からず。若しも信用の作用が總て自動的にして、貨幣を要せずして之を完了するを得んか、信用は完全なる貨幣の代用物と爲り、貨幣と同一の影響を



物價に及ぼすに至る可しと雖も、事實に於て、信用の作用は斯く完全なるを得ず。銀行は必ず取付に應ずる爲め、常に或る高の貨幣を所有せざる可からず。其高に就ては自ら異なる所ありと雖も、之を律する最少限度の存するものあり。即ち債務は盡く信用に依て、相殺せられず、銀行は其一部の差額を貨幣の形態に於て、所有するの必要ある可く、而して其割合に就ては、英蘭銀行營業部の準備金の如く、習慣上より一定の限度に支配せらるゝものあると同時に、米國々立銀行の準備金の如く、法律上の制限に服するものありと雖も、其孰れに據るを問はず、信用の基礎として、貨幣の存在せざる可からざる理由に至ては、即ち一なり。現代の預金銀行は取引先の爲めに清算所たるの職務を致し、之に關聯して發生する信用は取引先に對する銀行の支拂請求貸付割引、銀行に對する取引先の支拂請求(預金)取引先相互間に於ける支拂請求(爲替)と爲り、是等は何れも銀行の帳簿に記録せられて、互に相殺せらると雖も、正貨の基礎を缺きて、銀行が是等の職務を全うするの事例は未だ見ざる所なり。

次に信用が價格の貯藏たる貨幣の需要を節約するを得るの程度如何を考ふる

に、第一小切手其他の形態に於て、信用の利用せらるゝときは、人が囊中又は金庫内に收め置く可き貨幣の必要を減じ、第二紙幣の如き廣く交換媒介物として、一般に授受せらるゝものを流通せんか、人民の囊中に於て、價格の貯藏たるの用を爲し、毫も貨幣と異ならざるの觀を示す可し。茲に於てか、一部の論者は是等の外見的事實より推究して、信用を以て一箇の獨立したる事物と見做し、全然貨幣の必要を省略し得るものゝ如くに考ふれども、此種の論者は信用が一般に富を基礎とするの事實を認めて、一方に、其貨幣に依頼するの事實を等閑に付するの常なり。信用は財産又は富を引渡すの契約に非ずして、貨幣を引渡すの契約なり。信用證券は交換媒介物たるの作用を爲すが故に、信用の膨脹は交換媒介物の供給を増加すると雖も、然も此故を以て、貨幣の供給を増加したりとす可からず。信用取引を決済するに、新に貨幣の需要を惹起すは、免かる可からざる所なりとす。

以上論ずる所に據り、信用の作用と貨幣の供給とに關聯して生ずる作用を推究せんに、信用證券として、最も顯著なるものは、小切手、爲替手形、約束手形の類にして、卸賣其他金額の大なる取引には、此類の證券使用せられ、毫も貨幣を動かさずして、







せらる可く、貨幣の限界的効用上進し、貨幣の價格は準備金用に對する新分配をして信用の膨脹を維持せしむるに足るの點に於て定まる可く、貨幣の限界的効用上進したる結果として、物價の下落を來し、或は少なくとも其騰貴を妨ぐることを爲る可し。又信用制度が其能力の極度まで運用せられ居らざる場合には、同一の準備金を以て、以前より増加せる交換を決議するを得るが如くなれども、一方に信用の膨脹すると同一の割合に於て、物價騰貴を惹起すを妨ぐるの事情あることを記し、臆せざる可からず。蓋し信用の膨脹は必ず割引歩合の騰貴に伴ふの常にして、此騰貴と共に、融通資金に對する利子は貨物賣却より生ずる利益を減殺し、以て信用の膨脹を抑制するに至る可し。換言すれば、預金にして要求次第、貨幣を以て支拂はる可きものなる以上は、銀行は貨幣の形態に於て準備金を備ふるを必要とし、隨て貨幣準備金並に預金の三者間には、或る關係の發生を見る可く、如何なる銀行と雖も、金庫中に多額の貨幣の存在するを見て、之に満足するものに非ず。必ず之を營業上に利用して、以て利益を博せんとす可く、而して之を爲すや、割引歩合を引下げ、低率の利子を以て貸出を爲し、斯くて信用を膨脹せしむ可しと雖も、一旦此反對

に準備金たる貨幣の在高減少せんか、利子の引上に依て、信用を收縮せざるを得ざるなり。更に之を國際間の關係に就て推究するも、貿易の行はる、二國間の物價平準點は相互に獨立するものに非ず。固より二國は各種の貨物に就て同一の物價を有するの意義に非ずと雖も、尙ほ物價平準點が同一の關係を持するは事實なり。隨て信用膨脹の結果として、物價騰貴の爲めに輸入を増進せしめ、正貨の流出を招かんには、到底膨脹したる信用を維持するに難く、結局正貨の減少に應じて、之を收縮するに至る可し。

之を要するに信用證券の内にて、自由に個人の間で轉帳流通するものは、或る程度まで貨幣の代用物たるを得べしと雖も、其根本の性質に至ては、單に今日決議せらる可き貸借を將來に延期するに止まり、今日節約せられたる貨幣に對する需要は他日に至つて之を増加せしむ可きなり。即ち信用の増加若しくは信用證券の發生は一の取引即ち貨幣に對する需要ありて、生ずること多し。フラックス氏の如き、信用證券は、全然商業上に於ける貨幣の用を絶滅せしむるを得ず。信用制度の作用を圓滑ならしむるには、其條件として、必要の場合には、何時にても信用を代



表する貨幣の存在するを要し、隨て貨幣の或る高は信用に伴ふ要求に應ずるに、缺く可からざるものなり」として、以て數量説を支持するの論據に充てたり。(Flux-Foono ples, p. 108.)

### 第三節 貨幣價格の變動

若しも社會經濟の組織簡單にして、總ての取引は悉く一定の場所に於て、即時に決濟せられ、定期取引なるもの存在せざらんか、貨幣の職務は單に交換の媒介物たり、價格の尺度たるに止まり、相當の資格を備ふる金屬を資料として貨幣を鑄造し、之を主たる貨幣として貨幣制度を制定するときは、貨幣經濟の趣意を果すを得べしと雖も、社會組織の複雑なる今日に於ては、決して取引が成立の即時に決濟せらるゝを許さず。今日の社會に行はるゝ取引の多くは何れも期限付にして、取引成立と共に、當事者間に必ず貸借の關係を生ぜざるを得ず。貨幣が貸借の標準たる職務を果し、取引成立の時より、其完了の時に亘りて、債務を決濟するの目的物たるは、如上の事實に基くものにして、貨物の賣買、給料、賃銀、利子の支拂、租税の納付等一

として此關係に據らざるはなし。殊に近代經濟社會の進歩するに隨ひ、其特徴として注目を値するは、諸般産業に必要な資金が之を經營するに適當なる人に依て管理せられ、之に適當せざる者は債券株式を所有して、利子配當の頌與を得るに止まるの一事にして、此結果貸借の關係は愈々複雑繁多ならざるを得ず。若しも貨幣にして單に交換の媒介物たり、價格の尺度たるの職務を盡すに止まらんか、貨幣は流通運搬に便宜にして、又相當の價格を有すれば、即ち足れりとす可しと雖も、此以上に更に期限付の契約に對して、一箇の標準たるの職務を盡すに於ては、是等の資格に加ふるに、他の一資格を必要とす。即ち貨幣の價格が一定の期間を通じて、其確實を維持し、契約の成立より其履行に至るまで、債權者債務者の利害關係をして常に同一の地位に居らしむること是れなり。蓋し此要件に反して、貨幣の價格變動せんか、即ち一國の經濟社會に不健全なる分子を誘導するものにして、人をして、自己の勤勞に依て、富を得るよりも、寧ろ投機僥倖に依て、之を得るの念を強からしめ、生産に對する獎勵、經濟上の成效に對する尊敬を薄からしむ可し。

貨幣價格の變動は一國の經濟社會に如何なる影響を及ぼす可きや。先づ貨幣



價格の下落したる場合より立論するに、貨幣にして價格の尺度たるの職務を盡す以上は、貨幣の價格下落するときは、其結果として、必ず(一)一般物價を騰貴せしむ可く、(二)總て貨幣の購買力低減し、一般の物價騰貴するときは、定額の債務を負ふ者は其負債を輕減せられて、利益す可し。一般の債務者、納税者、法律習慣若しくは契約に依て定額の支拂を爲す者の如き、即ち此地位に立つを得。例へば甲乙の間に一年を期限とし、年利五分を以て百圓の貸借を爲したりとせんか、債務者は期限終了に際し、百五圓を債權者に交付して、以て貸借を決済するを得るの道理なれども、其間遂に貨幣價格に一割方の低落を告げたりとすれば、債務者の返済する百五圓の貨幣は一年前即ち契約成立當時に於ける九十四圓五十錢と同一の購買力を有するに過ぎず。茲に於てか債務者は返済の際に、借入れたる當時の貨幣を以て購ひ得たるよりも少量の貨物を賣却して、以て負擔を免かるゝを得るが故に、貨幣價格の下落せるだけ、其負擔を輕減せらるゝものなり。或は貨幣價格の變動は一年を通じて、或る程度に於て行はるゝも、貸借の決済は一年内に於ける短少の期間に於て頻繁に行はるゝが故に、大なる影響を債權者並に債務者に及ぼさるゝるが如しと

雖も、終局の效果は必ず以上の如くならざる可からず。而して公私法人の債務に至ては、長期を以て、特色とするが故に、其影響特に顯著なりとす。(三)物價が或る期間繼續して騰貴するときは、製造工業を始め、總て生産業に従事する者は貨物代價の騰貴せざる間に、仕込みたる原料品其他の材料を使用して、製造加工する間に、物價騰貴するを以て、自然事業の収益を増加し、産業を獎勵するに至る可く、其甚だしきに至るや、投機を誘致し、事業に於ける過度の資本投下を促進するとあり。商人の如きは、代價の騰貴したる貨物を買ひ、同じく騰貴したる代價を以て、之を賣却するが故に、纔に後者の前者に超過する差額を以て、利益とするに反し、製造工業者の如き、多數の労働者を使傭し、多額の賃銀を支拂ふ者は、賃銀が物價騰貴と共に、増進せざるの關係より、特に利益する所大なるを得るの道理なり。(四)物價騰貴の一國財政上に及ぼす影響を考量するに、官業官有財産の收入は物價騰貴と共に増加し、租税中從量税法に據るものゝ收入は、速に變動せざれども、從價税法に據るものゝ收入は課税目的物の金額大なるに隨て増加し、一方に一般經費中法律又は契約等に依て金額の確定せざるもの、殊に貨物購入、勤勞雇傭に關する經費の膨脹するを



免かれず。(五)定額の債務を負ふ者が物價の騰貴に依て利益するが如く、定額の債權を有する者、法律又は契約等依て一定の支拂を受くる者例へば官公吏其他民間の吏員公債社債年金證書の所有者、貸金業者を始め一般の債權者、保險の被保險者、一般の勞働者は損失を蒙らざるを得ず。蓋し賃銀俸給殊に後者の如きは物價の騰貴と共に、同一の程度又は速度を以て、之を増進せしむると困難にして、他の所得の項目にも亦同様の趣あるを以てなり。但し定額の給與を受くる者に於ても、兵卒、僕婢、家内工業の勞働者の如き、現物を以て給與の一半を受くる場合には、物價騰貴の影響の緩和せらるゝを見る可し。

之に反して貨幣の價格が騰貴するときは、以上と正反對の結果を現はし、一般物價の下落、産業の不景氣、債務者並に定額支拂の義務を負ふ者の負擔増加、債權者並に定額給與を得る者の利益、一般經費の減少、官業收入の減少、租稅殊に従價稅法に據るものゝ收入減額を免かれざる可し。(Jeavons-Investigations in Currency & Finance, new edition, pp. 76 ff.)

然らば次に貨幣價格の變動は國際間の取引に如何なる影響を及ぼす可きや。固より二國が同一の貨幣本位制を採用するときは、價格變動の影響を蒙ること少

なく、唯貨幣價格の變動が兩國の物價を左右する速度の緩急に依て、貿易上の關係に消長を來すに止まれども、例へば甲國は金貨を本位とし、乙國は銀貨を本位とする場合に、金貨の銀貨價格騰貴し、又は下落するか、或は金貨並に銀貨の價格は一般貨物に對して同一方向に於て變動したるも、尙ほ其變動の程度に於て異なるものあらんか、兩國間の爲替相場は動搖して、歸嚮する所を失ひ、兩國金融上の關係を阻隔し、各般の取引をして投機に類するに至らしむ可し。蓋し一國に資金を齎す者は必ず自國に於ける放資に依るよりも、高率なる利益を收むるの希望を有す可し。然るに今、爲替相場にして變動せんか、放資に依て生ずる利益を減殺す可く、此危險の存在するに拘はらず、尙ほ資金を放下する者ありとすれば、其利子の高率なるは論を俟たざるなり。而して貿易上の關係を見るに、金銀比價の變動が繼續するときは、價格の騰貴しつゝある貨幣を本位とする國例へば金貨國に於て、一般物價が其割合に準じて、下落せざる間は價格の下落しつゝある貨幣を本位とする國例へば銀貨國に對して貨物を輸出するに當り、輸出原價を回收するに、多額の貨幣(銀貨)を受取らざる可からざるを以て、金貨國の銀貨國に對する輸出品は銀貨國に於て



賣價騰貴し、自然販路を妨遏せらる可く、一方に銀貨國の金貨國に對する輸出品は以上と正反對の理由に依て、獎勵せらるゝに至る可し。然も金銀比價の變動は常に同一の方嚮に於て行はれず、時に銀價が金に對して騰貴すると共に、時に下落するを以て、兩國の貿易は自然投機の性質を帯び、健全なる發達を見る能はざるなり。

貨幣價格の變動に依り、内國經濟上に、將た又國際間に種々の影響を生ずること前論の如くなれども、其騰貴せると、下落せるとを問はず、或る時期を經過して、久しきに及ぶときは、各種の事情は互に相調和して、斯る影響を消滅せしむるに至る可し。例へば貨幣の價格下落して、物價騰貴するときは、定額の所得を受くる者は損失を免かれざるも、或る時期を經過するに隨ひ、賃銀給料等は他種類の所得と均衡を保つまでに引上げらる可し。固より賃銀が物價騰貴と共に上進するに就ては労働者の團體的運動を必要とす可く、其勢力の缺如せる場合には、兩者の調節困難なる可く、給料に至ては、更に物價の影響を受くること遅緩なりと雖も、終局の効果は斯の如く爲らざる可からず。商工業者の如きも、物價騰貴と共に、原料品の代價騰貴し、賃銀給料共に上進せんか、事業収益は單に貨幣價格の下落したる爲めに、其

稱呼金額を大ならしめたるに止まり、純益に至りては、以前と同一の割合に歸す可し。

貨幣價格の下落に際して、債權者が不利の地位に、債務者が有利の地位に立つことは曩に論じたる所の如し。然も斯る利不利の關係は決して永く繼續するものに非ず、金利歩合の變動を通じて、調和せらるゝものとす。蓋し資金の貸借は通例貨幣の形態に於て行はるゝと雖も、人の之を借入るゝや、貨幣として、保藏するが爲めに非ずして、貨物を買入るゝが爲めなり。而して之を貸出す者も貨幣を介して、貨物を貸渡したると異ならず。今貸借期間内に於て、物價騰貴したりとせんか、債務者は其借入れたる當時と同額の貨幣を債權者に交付するも、尙ほ此貨幣は曩に購ひ得たるよりも少量の貨物を代表するに過ぎざる可し。假に物價が毎年三分の割合を以て、騰貴するものとせんか、年初に他人に百圓を貸付し、五分の金利を得んとする者は貸出金百圓と同一價格に相當する百三圓に加ふるに、之に對する五分の利子即ち五圓十五錢を以てしたる百八圓十五錢を收めざる可からず。即ち物價騰貴の際、債權者並に債務者の利害をして、其以前に於けると同一の地位に居



らしめんとするには、金利歩合の上進を必要とす。債権者は必ず貨幣價格低落の爲めに、自己の蒙る損失を償ふに、貸付金に對して、高率の金利歩合を要求し、債務者亦各自の競争上、金利歩合を上進せしむ可く、始め貨幣價格低落の爲めに得たる利益を後に金利歩合上進に依りて喪失するに至る。斯く金利歩合上進するが故に、公債社債の如き利子の確定せる有價證券の市價は低落し、斯く低落したる市價を以て新に有價證券を買入れたる者をして、物價騰貴時代に、確定せる率の利子を收得するの損失なきに至らしむ可し。利子の變動し得るものは、物價騰貴の時代に、必ず上進し、其變動し得ざるものは、利子を付せらるゝ證券の市價低落に依りて、其利廻を變動し得る金利と同一割合に達せしむるものなり。

或は貨幣の供給増加して、銀行の準備金豊富と爲らんか、銀行は之を基礎として信用を擴張するを得るが故に、金利の低落を來し、上來叙述したる所と正反對の結果を生ず可しとするの説は屢々世間に行はるゝ所なり。然れども此事實の現はるゝは、貨幣價格の低落が物價の騰貴を惹起さるゝ時代にして、物價騰貴し、而して其騰貴の勢の繼續すること確實ならんか、金利歩合の上進は之を免かる可からざるなり。

國際間の關係に就て考ふるに、前例の如く、金價騰貴、銀價低落の場合に、金貨國より銀貨國に對する輸出が困難と爲り、銀貨國より金貨國に對する輸出が容易と爲るは、金貨國に於ける物價下落と銀貨國に於ける物價騰貴との割合が金銀比價變動の割合に達せざる間にして、或る時期を經過し、比價變動の影響が充分に兩國の物價に及ばんか、特に一方の貿易を獎勵し、又他方の貿易を妨害することなきものとす。

故に或る時期を經過するときは、貨幣價格の高低より生ずる變動は舊來の關係に復す可きの道理なり。而して一國經濟社會の全體より見るときは、貨幣價格の變動より生ずる影響は一方の貨財を他方に移すに止まり、殊に貨幣價格低落の場合には、社會に於ける債務の負擔、習慣の束縛を緩和輕減し、總て既得の富に依りて生活する者に負擔を加へて、一方に富の生産に従事する者に利益を與へ、社會の活動的階級に刺戟を及ぼすの故を以て、貨幣價格變動の影響を輕視し、或は其下落を可なりとする者なきに非ざれども、斯る所説は決して之を是認する能はず。何とな



れば如上の變動たる、本來正當の事由に基きて、生じたるものに非ず、一方に不法の損失を加へて、他方に不當の利益を與へ、富の分配の公正を維持するを難からしむ。加ふるに物價下落の際に、損失を蒙る階級は物價騰貴の際に、利益す可しと雖も、偶々其同一階級たるに止まり、同一の個人たらざるが故に、損得相償ふものとす可からざるを以てなり。彼の貨幣の價格下落するを以て、經濟上に利益ありとする所説の根據は其下落が債務者に利益を及ぼすの效果あり、又經濟社會に於て、債務者の階級を成すものは多く貧民なるを以て、之に利益を與ふるは、社會全體の利益に調和す可しと云ふ一事に外ならざるが如くなれども、一國債務者の階級に對して、斯る斷定を下すは、事實に一致せず、獨斷に趨るの嫌ありとす。現に銀行の如き自己の所有する資産に超過する債務を負うて營業し、又商人事業家等にして、資本金以上に資金を借入れて事業を經營する者少なからざる一方に、債權者の階級を見れば、薄給の吏員其他の有給者が粒々辛苦の結果、剩し得たる貯蓄金を他に貸付くる者少しとせず。斯る紛糾せる事情あるに、漫然債權者と債務者の地位を區別し、一方に損失を及ぼす可き貨幣本位を以て、利益ありとするが如き、到底其意の存す

る所を知るに苦しまざるを得ず。

#### 第四節 貨幣價格測定法

貨幣の價格が需要供給の關係に依て、高低の變動を現はすこと前論の如くなるが、此高低を知り、貨幣本位が果して其主眼とする價格の確實を得ると否とを判斷するには、如何なる方法を以て、之を測定するを可なりとするや。元來此測定法の必要を生ずる理由は之に依て定期支拂より生ずる負擔の輕重を知り、各地方又は各時期に於ける物價、賃銀、所得を比較し、進んで貨幣本位の適否を決するの標準を得るに在るを以て、測定の方法に就て、最も其確實を期せざる可からず。

思ふに貨幣が價格の尺度たる職務を盡し、其價格を以て一般貨物の價格を表示し、之を物價とする以上は、貨幣價格の高低は必ず物價の上に反映す可きが故に、物價の高低を以て、貨幣價格の變動を測定するの標準とするを得べし。若しも總ての物價が共に騰貴し、又は共に低落せんか、貨幣價格の變動を測定するは、容易の業たる可しと雖も、斯の如きは實際に發生する所に非ず。或る物價は騰貴し、他の物



價は低落すると共に、同一の程度に於て變動を生ぜず、隨て一定の方嚮に於て、物價の變動するの事實は明瞭なりとするも、變動の程度を測定するの困難に會せざるを得ず。又物價は貨幣との關係を離れ、貨物自身に變動の原因を爲すことあり。例へば政治上又は社會上の制度改革、新開地に於ける移住、新市場の開放、或る貨物に對する嗜好、流行の變遷、新機械、新生産法の發明、海陸に於ける交通運輸の進歩等、貨幣と獨立して、貨物自身の價格を左右する事項あるが故に、單獨に貨物の價に生ずる變動を以て、直に貨幣價格の高低を測定するの標準とする能はずと雖も、幾多の貨物を選定して、其物價を平均するときは、(一)戦争、流行又は嗜好の變遷等より、特殊の貨物に對して生ずる需要の増加は社會全體に於ける消費力の異動の之に伴はざる限り、他種の貨物に對する需要を減縮し、一方の物價騰貴は他方の物價下落に依て相殺せられ、全體の平均數に於て、斯る一時の變動を受けざる物價を現はすに至る可し。(二)生産費の増減より生ずる物價の變動は其作用が廣く各種の貨物に及ぶ場合には、必ず貨幣の資料たる金銀の生産にも之を及ぼし、假令ひ程度に異なるものありとするも、結局生産費の減少したる貨物の價格を測定するに、同じく

生産費の減少したる金屬を資料とする貨幣を以てするが故に、全體に於て生産費の變動を消滅せしめ、物價の平均數を以て、貨幣の價格を測定するの標準とするを得る道理なり。而して此物價の平均數は經濟學の術語に於て、指數(Index number)と稱するものにして、其算出の方法は一定の數の貨物を選定し、其或る時期即ち基礎年度(Base Year)に於ける平均物價を基礎物價(Base Prices)とし、之を百又は千と云ふが如き數字を以て代表せしめ、爾後一箇月又は一箇年に於ける平均物價を以上の基礎物價を代表する指數に比較し、以て高低の變動を明にせんとするものなり。今指數の實例を例解すれば、大略左の如し。

物價	一八八〇年		一八九〇年		一九〇〇年	
	物價	指數	物價	指數	物價	指數
鋼 鐵 一 噸	25.00	100	23.00	92	26.00	104
穀物—アツシエル	.50	100	.45	90	.55	110
小 麥 同	.90	100	.92	102	.95	105
羊毛—ペンル	.30	100	.25	83½	.28	90



石炭一噸	2.00	100	180	90	2.10	105
砂糖一擔	15.00	100	14.50	96 $\frac{2}{3}$	14.00	93
平均		100		$\frac{6 \times 554}{92\frac{1}{2}}$		$\frac{6 \times 607}{101\frac{1}{2}}$

右の表に據るときは、千八百八十年の平均指數百に對し、千八百九十年の指數九十二、三分の一、千九百年の指數百一、六分の一なるを以て、千八百八十年に比較して、千九百年は貨幣の價格下落し、千八百九十年は貨幣の價格騰貴したるものなるを推測するを得べし。從來此方法に依て、物價を調査するものに、倫敦エコノミスト社の調査、ソーエルベック氏の調査、英國商務院、米國勞働省の調査あり。今左に倫敦エコノミスト社並にソーエルベック氏の調査を叙述して、其一斑を示す可し。エコノミスト社の指數算法。此指數算法は經濟學者ニユーマーチ氏の創意に成るものにして、各種の貨物二十二種を選定し、千八百四十五年より同五十年に至る六年間の各種貨物の平均卸賣價格を百とし、其後毎年一月一日并に七月一日の物價を右平均物價に比例して、數字に改め、各種の分を算出合計し、標準物價の合計二千二百に對して、毎調査期に於ける各種平均物價の指數合計を比較し、以て物

價の高低を測定す。調査に付する貨物は珈琲、砂糖、茶、煙草、小麥、肉、綿、麻、羊毛、藍、油、材、木、獸脂、毛皮、鋼鐵、鉛、錫、綿毛、交織綿絲、綿織物等にして、最近の調査左表の如し。

一八四五—五〇年	二二〇〇	一八五七 <sup>年</sup>	二九九六
一八六〇	二七〇六	一八七〇	二六八九
一八八〇	二五三八	一八九〇	二二三六
一九〇〇	二一四五	一九〇一	二一二六
一九〇二	一九四八	一九〇三	二〇〇三
一九〇四	二一九七	一九〇五	二一三六
一九〇六	二二〇二	一九〇七	二三二五
一九〇八	二二六一	一九〇九	二二九〇
一九一〇	二三九三		

ソーエルベック氏の算出法。ソ氏の算出法はエコノミスト社の方法と比較すれば、大同小異にして、エコノミスト社が一月並に七月を調査期とし、各一日の物價を以て指數の算出に充つるに反し、氏は一箇月の平均物價に據り、更に一年の物價



を平均し、食料品並に原料品に就て七十種内外の貨物を選んで此平均数を算出し、千八百六十七年より同七十七年に至る平均物價を百とし、爾後の高低を比較して、常に之を世間に公にす。近年ソーエルベック氏其業を廢したるを以て、スタチスト社之を承繼することゝ爲れり。最近の調査左の如し。

年	食料品	原料品	兩項平均
一八九三年	七二	六五	六八
一八九四年	六六	六〇	六三
一八九五年	六四	六〇	六二
一八九六年	六二	六〇	六一
一八九七年	六五	五九	六二
一八九八年	六八	六一	六四
一八九九年	六五	七〇	六八
一九〇〇年	六九	八〇	七五
一九〇一年	六七	七二	七〇

一九〇二年	六七	七一	六九
一九〇三年	六六	七二	六九
一九〇四年	六八	七二	七〇
一九〇五年	七〇	七四	七二
一九〇六年	六九	八三	七六
一九〇七年	七二	八六	七九
一九〇八年	七三	七四	七四
一九〇九年	七三	七五	七四
一九一〇年	七四	八一	七八
一九一一年	七七	八三	八〇

即ちエコノミスト社並にソーエルベック氏の指數算出法は、定數の代表的貨物を選定し、其物價變動が一定の時期に於ける平均物價に對する割合を示すの點に於て、軌を一にするものとす可し。而して其一般の貨物を網羅するに勉めたるは、貨幣價格の變動を知るの目的を有するが爲めに外ならざるが、物價指數は時に一



般家計殊に労働者生活状態を示す資料とするの目的を以て、編成せらるゝとあり。英國商務院が毎年調査し、労働統計摘要に於て發表する指數の如き、即ち之に相當するものとす。然れども斯る特殊の場合を除き、一般の問題として、指數の算出を爲すには、如何なる條件を遵守す可きや、又是等の條件より判斷して、前記二種の算出法は果して當を得たりとす可きや否や、以下是等の點に就て研究す可し。

今、指數算出に必要な條件を數へんか、大略左の諸點に外ならざる可し。

(第一) 指數の計算に使用する物價は商品取引所に於ける公定相場に據る可く、若しも之を得る能はざるときは、信用ある大規模商店の卸賣相場に據る可し。蓋し取引所の公定相場は全國又は内外國に於ける需要供給を一處に集中し、多數の商人が互に競争して、之を定むるものなるが故に、眞實の價格を代表するに近く、且つ相場は公然世間に發表せらるゝを以て、容易に之を知るを得るを以てなり。エコンミスト社、ソーエルベック氏共に此相場を用ゆるが如き、故ありとす可し。或はゼートペール氏の如き、病院、救貧院、陸軍經理部等公共機關に於て買入るゝ貨物の代價を標準とし、或は輸出入品の原價を標準とするものあれども、前陳の理由に

據り、指數の算出に用ゆるには、卸賣相場を以て、最上とす可し。(第二) 指數算出に使用する貨物の數を決定するは、甚だ困難なる問題なるが、要するに計算の簡易と確實とを兩立せしむるの點を標準として、決定す可きのみ。計算の簡單を標準とすれば、成る可く貨物の少數なるを可なりとすれども、之をして少數に失せしめんか、計算の確實を傷くるに至らざるを得ず。即ち貨物の數多きときは、特殊の事情に依て、一貨物の上に取りたる意外の變動は他の貨物に起れる反對の變動に依て相殺せらるゝを得べしと雖も、貨物の少數なるときには、此作用を望む能はず、一貨物又は少數貨物に於ける特殊の變動に依て、指數全體を左右することなしとせず。第三項以下に掲ぐるが如き資格を有する貨物の數は一國の經濟社會に於て、自ら限りあるを以て、此内より重要なものを選択し、適宜の數を定む可きのみ。第三、指數算出に使用する貨物は供給豊富にして、恒久の性質あるを必要とす。蓋し供給に制限ある貨物の價は亂高下多くして、眞正の標準とする能はざるを以てなり。既に第一の條件に依て、取引所の公定相場を以て指數を算出する物價とする以上は、貨物も亦標準賣買の行はるゝものなる可きは明白の事實にして、第一の條件に



關聯して、此條件の必要を生ず。第四指數算出に使用する貨物は各自獨立の關係に居るを要す。即ち製造品の如きは多く同一の原料品を以て、製造せらるゝものなるが故に、今數多の製造品を指數算出の内に取り、同時に原料品をも之に加へたる場合に、各貨物に共通する原料品の價が騰貴したりとすれば、其騰貴は原料品並に各製造品の價に現はれ、一々之を指數に算入するときは、物價騰貴の計算をして、重複過重のものたらしむ。之に反して、食料品原料品の如き、獨立の貨物を取るときは一貨物の代價騰貴するも、他に影響を及ぼすと、原料品と製造品との間に於けるが如くならざるを以て、計算を重複せしむるの恐亦少なし。エコノミストの指數に於て、綿に關する貨物が棉花、綿絲、綿織物、綿毛交織物の四種を包含するを以て、往年南北戦争の際、棉花の輸入杜絶し、棉花の價暴騰するや、其結果は過大なる程度に於て、指數に現はれたるが如き、此一例とす可し。第五指數算出に使用する貨物は時代の變遷に依て、品質に於ける異動の小さなものなるを要す。蓋し貨物の品質は時勢の進歩と共に、高尚の度を加へ來り、此點より其代價の變動するを免かれず。即ち貨物の單位同一なるも、物價は品質向上の爲めに騰貴す可く、殊に製造工

藝品に於て、此傾向の大なるものあるを以て、此點より見るも、原料品食料品を指數算出に使用するを以て、各時代に於ける物價の高低を比較するに便利なりとす可し。第六指數算出の基礎とする時期は一般物價の上に高低の變動を現はすこと最も少なかりし時なるを要す。エコノミスト社が比較の基礎とする千八百四十五年より同五十年に至る六年間は恐慌の時期を含むを以て、此要件に反するの嫌あり。第七物價は一年の平均相場に據る可く、特定の時に現はれたるものを取る可からず。蓋し物價は季節に依り、著しく變動するを以て、確實の標準を得るには、全年の平均を以て、之に充つるを至當とす。ソリエルベック氏の算出法は此點に於て、エコノミスト社の方法に勝る所ありとす可し。

上記の諸點は指數の算出に就て、服膺す可き條件として、學者間に異論を見ざる所なるが、此外に算出上重要な問題にして、尙ほ議論の一定せざるもの少なしとせず。其二三を擧げんに、第一、平均數を求むるに當り、算術式に據るか、幾何學式に據るか、將た又ハーモニック式に據るかの問題あり。例へば四と二十五と云ふが如き指數ある場合に、エコノミスト社並にソリエルベック氏の算術式を以てすれ



ば十四半を以て平均数とす可く、幾何學式を以てすれば、十を以て平均数とす可く、ハーモニック式に據れば、 $\frac{1}{\frac{1}{10} + \frac{1}{20}}$ の方式を以て、六、二十九分の二十六を以て、平均数とせざる可からず。ジエツオンス氏の如き、幾何學式を主張し、前例に於て十を以て眞實の平均数とするは、十が四に對して二倍半に當り、二十五倍が十に對して、同じく二倍半に當るの事實に基く。故に方法に依て平均数を算出するときは、物價騰落の變動を平均数に於て現はすこと少なきを得るが爲め、或る特別の貨物の上に生じたる極端なる變動をして、指数に誤まれる影響を及ぼすことなからしめ、斯る變動を平均数の上に於て、抑制するを得べし。然れども此方法を應用するときは、往々にして物價の上實際發生したる變動を平均数の上に於て現はさざる可あり。例へば左の如し。

金地一オンス	= 食料品一封度	100	算術式にても	平均指数	= 100.
〃	= 原料品一封度	100	幾何學式にても		
金地一オンス	= 食料品二封度	200	算術式平均数		= 125.
〃	= 原料品半封度	50	幾何學式平均数		= 100.

右の方式に於て、幾何學式の算出を以てすれば、平均指数には全く變動を見ざりしものとせざる可らず。然れども事實は之に反し、金地二オンスを以て、従前は二封度の食料品並に原料品を得るに過ぎざりしに、次表に於ては二封度半を得る以上は、確に其變動は平均指数の上に現はれざる可からず。故に此場合には、算術式に據り、金地一オンスに對する平均指数が百より百二十五に増加したるを以て、至當とす。幾何學式には斯る遺漏あるのみならず、此計算亦複雑なるを以て、此方式は廣く行はるゝに至らず。ハーモニック式亦之と同様なり。

第二に問題と爲るは指数算出に用ふる貨物の代價變動に就て、輕重の差別を設くるの可否なり。蓋し貨物には其一國經濟上に於ける關係の重大なるものと、然らざるものとあり。エコノミスト社並にソーエルベツク氏の指数算出法に於ては、此輕重の差別に意を用ひず、各種の貨物に對して、盡く同様の地位を與へたり。隨て例へば穀物類の指数に二割五分の減少を見るも、同時に毛皮、藍の如き雜品の指数に同一程度の増加を來したりとせんか、此増減は互に相殺せられ、平均指数に何等の變動を示すとなしと雖も、穀物類は國民日常の生活資料として、最も重要な







を取らざる代りに、普通の指數編成法に注意を加へ、貨物の選擇を嚴重にして、貨物の經濟上に於ける地位の輕重に相違なからしめ、重要なる貨物は種々の形態を以て、或る程度まで多く之を物價表に代表せしめ、以て其物價の變動を重大なる關係を及ぼすものたらしむるを必要とす。エコノミストの物價指數が綿關係品を四種とし、一方に貨物の數を二十二に限れるが如き、聊か此種の意に出でたるものと見る可し。此點に就てラフリン氏が等差式を取らざるが爲め、指數に於ける或る貨物の地位を過大ならしむるの誤は貨物の數を増加することに依て、之を補うて餘りある可し。適當の等差を求むるよりは、貨物の數を多くすること算出上肝要にして、斯くて算出の確實を期するを得べし。又物價表に算入する貨物を適宜に選擇するは、等差法を採用するよりも重要なり」と云へるは、一の見解とす可きなり。  
(Lanchin-Principles of Money, pp. 167-67.)

我國に於ても近年日本銀行の行ふ物價調査は毎月初旬世上に公表せられ、物價の高低を知るの材料たり。此物價表に於ては、貨物を第一類内國の生産消費に屬するもの、第二類輸出品、第三類輸入品に區別し、第一類に於て穀物、鹽、味噌、薪、木材、石

材等三十二品を、第二類に於て茶、生絲、羽二重、燐寸、綿絲等九品を、第三類に於て砂糖、小麥粉、大豆、毛斯綸、金巾等十六品を取り、明治三十三年十月の平均物價を百とし、爾後の高低を比較する方法なるが、指數算出の原則に背反するの點多きは前論に依て明なる可し。今最近年間の調査を掲ぐれば左の如し。

年次	第一類	第二類	第三類	平均
三三	九九三九	九九七三	一〇〇三七	九九五七
三四	九四二六	九四一六	九九五〇	九五七四
三五	九七三六	九三二六	九六七〇	九六四四
三六	一〇六四七	九五三九	九九三二	一〇二六五
三七	一一〇四九	九五五三	一一〇〇〇	一〇八二三
三八	一一六四〇	一〇九六五	一一九二四	一一五〇九
三九	一二一三九	一一七二六	一一六五七	一一九三三
四〇	一二二六六	一二四六九	一二三四〇	一二八七三
四一	一二八五八	一一〇二五	一二二五五	一二三九一



四二	一二一・二八	一〇七〇七	一一八・二五	一一八・〇七
四三	一二一・九五	一〇五八一	一二二・六九	一一九・五七

## 第五章 貨幣本位論

### 第一節 貨幣本位制度制定の標準

貨幣の流通状態を完全ならしむる爲めに、貨幣本位を定め、本位貨幣の價格に據て、他の貨幣の價格を律するの必要なるは、曩に論じたる所なり。從來各國が貨幣を流通に付するや、人民をして其相互の市價に據て流通せしめたる場合なきに非ずと雖も、時勢の進むと共に、本位制度を制定するを常とす。今、既往に於て文明國に行はれたることあり、又現時行はれつゝある貨制度に就て、本位制度を區別するに、左の如し。

- 一、金單本位制(Gold Monometallism)
- 二、銀單本位制(Silver Monometallism)
- 三、複本位制(Bimetallism)
- 四、跛行本位制(Limping Standard)
- 五、金爲替本位制(Gold Exchange Standard)



今、各種本位制度の特色を説明し、其優劣を比較評論するに先だち、凡そ一國が本位制度を制定するには、如何なる標準に據て、之を選択す可きか、又如何なる標準に據て、其當否優劣を判断す可きや、其標準たる可きものを案ずるに、左の四條件の外に出てざる可し。

第一、貨幣の価格は如何なる本位制度の下に於て、最も確實なるを得るや否や。貨幣價格の確實なるを要するは、物價の變動を避くるの趣意に基く。物價の變動に依て、債權者と債務者、貨物の賣却者と購買者、貸銀支給者と貸銀收得者、定額の貨幣所得の支給者と其收得者との孰れか一方が損得相異なるの地位に立つは已むを得ざる所なるが如しと雖も、貨幣本位政策に於ては、斯る物價の變動に依り、一方に蒙らしめたる損失を以て、他方を利益せしむるの不公平を避くることを期せざる可からず。從來各國が種々の資料を選んで、貨幣に供用し、而して今日文明國に於ては、必ず金屬中、貴金屬を貨幣の資料に供用するの例を開きたるは、全く金銀が他の金屬又は普通の貨物と比較して、價格の變動寡少なるを以て、重なる理由とするものなり。何故に金銀の價格は一般貨物に比較して、確實なるを得るか。其一

斑は既に前節に於て略説したるが、金銀と米穀棉花其他日常消費品との間には、其供給に於て、全く事情の相違するものあり。即ち是等日常の消費品たる、一期の收穫より、次期の收穫までに、大概其現存高を消耗し盡し、一年定期の供給に依て、始めて次の期間に於ける需要に應ずるの性質なるを以て、若しも一年度の産額にして、不足せんか、直に需要に對して、調和の道を失ひ、其價格に劇變を生ずるを免かれず。即ち價格は一年の收穫の豊凶に依て左右せらるゝの關係に居り、殊に一年の端境期前後に於て、價格に高低の變動を蒙り易きに反し、金銀は斯る消耗品と全く性質を異にし、其使用に依て盡く消耗するものに非ず、貨幣として流通中に生ずる磨滅、水難其他天災の爲めに生ずる滅失、不慮の事變に依て、地中水中に埋没せらるゝ高を除くときは、太古の時世に採掘せられたる金銀にして、今日に至るまで尙ほ其實體を存し、供給の一部を成すを以て、金銀の現存高は年と共に累積し、米穀棉花の如き消耗品が一年定期の收穫に依て、其需要に應ずると異なり、累年堆積せる高に年産額を加へたる高を以て、需要に應ずるが故に、需要の方に劇變あるも、多額の供給殊に各用途に分散せる供給を以て、之を支持するを得べく、又年産額に劇變あるも、



其高たる、累年堆積の高に比較するときは、一部分に過ぎずして、増減孰れを問はず、供給の大勢を左右するに足らざるを以て、米穀の類が一年の豊凶に依て、其供給に異動を見るが如きことなきものとす。

金銀の價格が他の一般貨物に比較して、確實なるを得るは、斯る事情に基くものにして、從來文明國一般に、金又は銀を貨幣の資料に充てたる理由亦茲に存すとすれば、本位制度を制定するに當ても、此趣意に基き、貨幣價格の變動をして、最も寡少ならしむるの制度を以て之に充つるの必要あるは、論を俟たざる所にして、此一事は本位制度の良否を判断する第一の標準たる可きものなり。

第二、一國經濟社會發達の程度に應じて、如何なる本位制度を立て、又如何なる種類の貨幣を本位制度の下に於て使用するを以て、適當なりとするや、第二に考量す可き點なり。蓋し一國の經濟事情發達するに隨ひ、各種取引の金額増加し、一口の支拂に要せらるゝ貨幣の多額と爲るは、必然の勢なるを以て、若しも價格の低廉なる資料より成る貨幣を本位に充てんか、貨幣の授受運搬に不便を感ずること少なからざる可し。又之と同一の理由に據り、一國の經濟社會に分業の制度發達し、

各種の事業が一地方に集中するに隨ひ、地方の間に多額の貨幣を運送するの必要を生ずるを以て、此點に於て便利なる本位制度を定むるは、貨幣をして交換の媒介物たり、貸借の標準たるの職務を完全に履行せしむる上に於て、極めて必要なりとす。

第三、内國の關係に於て、貨幣價格の確實なるを要するが如く、國際間の關係に於ても亦價格の確實を得るの本位制度ならざる可からず。蓋し本位貨幣として、價格の確實なるものを選定するときは、内國の物價は之に依て意外の變動を蒙らず、貸借の關係も亦攪亂せられず、貨幣をして完全に價格の尺度たり、貸借の標準たるの職務を盡さしむるを得れども、尙ほ今日一國の經濟社會に於て、重要な關係あるは、外國との通商金融にして、貿易と云ひ、資本の流出入と云ひ、其消長如何は一國の經濟社會に容易ならざる影響を及ぼす可きを以て、假令ひ内國の關係に於ては價格の確實なる本位制度として、稱揚するを得るに足るも、一方に自國と貿易金融の關係に於て、密接なる聯絡ある國に對して、價格の確實を缺かんか、之を以て完全なる本位制度と云ふ能はざる可し。兩國の本位貨幣にして、同一の資料より成ら



んか爲替相場の變動する區域は現送費を限度とすれども、兩國互に異なる本位貨幣を取らんか、兩種金屬の市價の相違するに隨て、爲替相場動搖し、之が爲めに貿易の發達、金融の疏通を妨ぐ可し。内外經濟上の共通關係を開くの必要ある今日に於ては、本位制度の良否を決定するに當ても、亦外國との關係を斟酌せざる可からざるなり。

第四、最後に本位制度の適否を決するの標準は本位貨幣の資料たる金屬の供給が之に對する需要に應ずるに足るものなるや否やの一點なり。若しも其供給にして常に之に對する需要に應ずるに足らざるときは、貨幣の價格は常に騰貴の傾向を有し、價格の確實を維持す可からざるは勿論、貨幣の全體の職務を盡すに當て、故障を生ぜざるを得ず。固より近代の如く信用制度の運用發達したる場合には、其作用に依て、或る程度まで本位貨幣供給の不足を補ふを得るが如くなれども、信用の據て基礎とする所は本位貨幣を以て確實に支拂を行ふの保證ありて、信用は始めて支持せらるゝを得るものなるを以て、其供給不足せんか、之を基礎とする信用取引の作用の收縮するに至るは必然の勢なるが故に、此點に就て充分の注意

を要するなり。

## 第二節 單本位制の性質

以上論じたる四箇の標準より判斷して、最も適當なる本位制度として、如何なるものを以て、之に推す可きか。先づ各種本位制度の特色より論ぜんに、單本位制とは其名の示すが如く、單一の貨幣を本位貨幣とするの制度にして、即ち金單本位制に於ては、金貨を以て本位貨幣とし、之に無制限法貨たるの資格を與へ、又其自由鑄造を認め、一方に貨幣流通上の便宜を謀り、定位貨幣の形態を以て、銀、銅、白銅等を資料として、貨幣を鑄造し、補助貨幣たるの用を致さしむ。日本、英、吉利、獨逸諸國の如き、今日此制度を取るものにして、又之に近づかんとする國少なしとせず。銀單本位制に於ては、之に反し、銀貨を以て本位貨幣とし、銀、銅、白銅等を補助貨幣するものなり。

貨幣制度の歴史に徴するに、併行本位制(Parallelwährung)なるもの、多くの國に行はれたることあり。即ち國家は各種貨幣の間に於ける法律上の關係を一定せず、人



民をして市價の定むる所に據り、隨意に本位とする貨幣と相並んで、他種の貨幣を使用せしめたり。千六百六十三年英國がギニー金貨を鑄造發行するや、民間に於ては、金銀市價の高低に準じて、ギニー金貨に對する銀貨の割合を定めて流通したるが如き、此一例たるのみならず、中世紀の都市に於て行はれたるの例あり。本位貨幣の金貨たり、又銀貨たるに隨て、單本位制なるが如しと雖も、外觀の類似するに止まり、單本位制たるの實質と異なるを認めざる可からず。

今、單本位制の論據とする所は何れに在りやと云ふに、左の如く之を類別するを得べし。

第一、凡そ萬般の貨物は需要供給の關係に依て、常に價格に變動の生ずるを免かれず。故に價格の尺度として、金或は銀を用ふるは、既に變動極まりなき貨物の價格を測定するに、更に一定せざる標準を以て、之に充つるものにして、到底不完全の嫌なきを得ず。然るに若しも其標準として、金銀兩種を併せ用ひんか、一定せざる二箇の標準を貨幣の本位とするものに外ならず。二箇の標準は單に萬般の貨物に對して、變動するのみならず、二箇の間に於ても、常に相互の價格に變動を生じ、

其變動する度毎に、一般貨物との交換比率即ち物價に影響を及ぼさざるを得ざるの道理なるを以て、貨幣價格の變動より物價に及ぼす影響をして、其最少限度に止めしめんとするには、價格の尺度たる本位貨幣を單一にせざる可からざるの道理なり。

第二、單本位制の主唱者中、英國正統學派に屬する學者は經濟學一般の學說を貨幣問題に應用し、總て經濟上の事項に於ける國家干涉の範圍を縮少するの意見を懷抱すると同時に、總て貨物の價格は需要供給と生産費との多寡に依て定まり、國家に於て干涉を施すも、之を左右するの効力なきを以て、干涉を無用なりとするの趣意に基き、貨幣の鑄造流通に就ても國家は單に一種の金屬に品位量目の證明を與へて、之を本位貨幣とする點まで、干涉の範圍を限定するの論據より、單本位制を主張するに至れり。即ち國家は貨幣資料を選定し、品位量目に據れる貨幣價格を刻印し、而して私人をして之を標準として、各種の取引を行はしめ、之を以て貨幣制度に對する國家職務の限度に充てんとす。然るに複本位制に於ては、後に説明する如く是等職務の外に、更に第三の職務として、國家をして金の銀貨價格と銀



の金貨價格とを決定せしめ、而して兩者に無制限法貨の資格を與ふることに依て、之を決定せしめんとす。然も法貨に關する規定は金屬の供給を控制するに足らざるを以て、到底如上の目的を達する能はず。正統學派の學者が概して單本位制を主張し、複本位制に反對したる所以茲に在りとす。(Dana Forton-Silver Found. p. 42.)

第三、單本位制の下に於て、無制限法貨の資格を有するは、單一の本位貨幣あるのみなるが故に、各種の取引を履行する目的物確定し、債權者が債權を回收するを得る貨幣、債務者が債務を決済するを得る貨幣の種類は契約成立の當時より、兩當事者に於て、明確に之を知得し、契約期限内に於て、貨幣本位に變更の加へられざる限り、此豫望を實にするを得るを以て、大に取引を確實にし、國內に於ては、信用取引の發達を助け、國際間の關係に於ては、利殖の目的を以て、放下せらるゝ外國の資金を吸収し、各國の取引を自國に於て決済せしめて、之に對する料金を收め、坐ながらにして、國際間の金融中心地たるを得るの利益ある可し。英國が千八百十六年來金貨本位制を施行し、他國の貨幣制度紛更の間に處して、獨り明確なる貨幣本位を維持したるは、同國をして國際金融の中心地たらしめたる一理由として、單本位制

論者の夙に誇稱する所なり。

以上の三點は單本位制に於て、其本位貨幣が金貨たると銀貨たるとを問はず、共に通有する所なるが、更に一步を進めて、金單本位制と銀單本位制とを比較し、其孰れを以て他に勝れりとするやの問題に至れば、自ら議論の分岐するものなき能はず。

第一、金は之を銀に比較するときは、小量を以てして、多額の價格を代表するの特質を有するが故に、金單本位制の下に於て、金貨を流通せしめんか、貨幣の運搬授受を便宜ならしむるの利益あり。

第二、運搬授受の便利は必ずしも貨幣の主たる要件に非ず、更に重要なるは、價格の確實なる否との一事なるが、此點に就て從來學者の研究したる所に據れば、銀は金よりも價格確實なるを得るの説廣く行はるゝが如し。是れ専ら金銀生産上の状態に基きて、立論したるものにして、其理由として、論者の擧ぐる所左の如し。  
(イ)金は諸金鑛より他の鑛物と獨立し、金單獨の形態を以て、採掘せらるゝもの頗る多きに反し、銀は金、銅、鉛等の諸鑛物と合體して、採掘せらるゝ高却て多きを占め、



現に英國造幣局檢定官にして、鑛山學校の教授たりしロバート・オーステン氏が千八百八十三年の銀産額に就て、調査したる所に據るに、各種産出高は左の如き割合を示したり。(First Report of Gold and Silver Commission, pp. 62-7, Appendix, VI.)

金鑛物より精煉高	五〇八、〇〇〇 <sup>オンス</sup>
鉛より同上	三〇、七二六、〇〇〇
銅より同上	七、二〇〇、〇〇〇
銀鑛物より同上	四九、九二〇、七三三
合計	八八、三五四、七三三

オーステン氏以來此種の調査に接せざりしが、千九百三年米國々際爲替委員会の報告書に徴するに、銀が他の鑛物と相共に産出せらるゝ傾向は從來に比して、更に顯著なるものがあるが如し。報告の要領左の如し。

銀の産出に關する狀況は、印度造幣局閉鎖之に伴ふ銀價低落の以前に存したるものと今日大に異なる點あり。特殊の銀鑛より産出せらるゝ銀の高減少し、今日此方面より産出せらるゝは全體の四分の一に達せず。銅に對する需要之

に應ずる供給共に増加したる爲め、銀の大部分は此の方面より得られ、一方に冶金法の改良は金、鉛を含有する鑛物より精鍊する銀の高を大ならしめたり。今や合衆國に産出せらるゝ銀の九割乃至九割五分は鉛、銅の精鍊に依て得らる。

(Report of the Commission on International Exchange, pp. 180-81.)

即ち金、鉛、銅等の副合物として、産出製鍊せらるゝ銀の高は決して少なしとせず。而して銅、鉛の類は今日工業上の補助材料として、之に對する需要多く、其産出高の増加するときは、必ず經濟社會好景氣にして、商工業の繁昌する時期なり。然らば其副合物たる銀も亦或る程度まで經濟社會の好景氣なる時に於て、其産出高に増加を來し、其不景氣なる時に於て、産出高を減縮し、自動的に供給をして、需要に適合せしめ、以て價格の均一を保ち得るの道理なり。

(ロ)從來銀の産出採掘は大資本を擁する少數の鑛山に於て經營せられたるを以て、其供給をして需要に投合せしむること容易なりしに反し、金の産出は其初期即ち沈澱池(Alluvial Deposit)に於ける時代に於ては、小資本を以て、其採掘を行ふに難からず、又特に機械的作用をも必要とせざるが故に、薄資なる事業家は金鑛發見の事



を聞くや、投機的念慮を以て、妄に企業を試みんとするを常としたり。其結果は既に加利福尼並に濠太利の金鑛發見に際して、實驗したるが如く、遽に金の産出額を増加するは勿論、當業者並立競争する爲めに、需要に應じて、産出額を制限すること甚だ困難なる可く、隨て銀に比較して、金の價格に劇變を來し易しと云ふの所説は一般に認められたるが如し。

現に埃地利鑛山學の大家ズキス氏の如き如上の理由に據り、銀の價格を以て、金よりも確實なりとするの所説を唱出するに至れりと雖も、余を以て見るに、此所説たる、専ら金銀生産上の状態より立論したるものにして、更に一步を轉じて、需要の方面より觀察せんか、自ら異なれる結論に到達せざるを得ず。即ち金銀に對する需要の方面より觀察するに、今日銀の需要は工藝上に於て漸次減少し、又各種の準備金其他貯藏用に需要せらるゝ所も亦少なく、唯纔に造幣上に於て需要あるのみ。換言すれば金は今日貨幣用の金屬なれども、銀は産業上の金屬たるに止まれり。而して造幣用に於ける銀は専ら定位貨幣の形態に特定せられたるが、元來定位貨幣のものたる、地金價格以上の造幣價格を有するの關係より、用途轉換の作用を生

ずる能はざるに反し、金に於ては、用途轉換の作用に依て、價格の均一を保つゝの効果ある可し。且つ世界有力なる商業國が盡く金貨本位制を施行する以上は、金の生産に多少の過剰を生ずるも、全體に分配せられて、價格の變動を抑制するを得るに反し、銀には斯る作用を望む能はざるなり。リカード嘗て此點に就て説を成して、銀は其需要供給共に規律あるの點に於て、價格確實なるを得。而して諸外國は何れも銀の價格に依て、貨幣の價格を律するが故に、全體を通じて、銀は本位として金に勝る所あり、又永遠に此目的に供用せらる可きは論を俟たずと云へり。千八百五十年前後濠洲並に加利福尼に於ける金鑛發見、金産額増加の結果、金の價格低落し、金貨の本位貨幣たるの適否に就て疑惑を生ずるや、ジェヴォンス氏は、近時に於ける金發見の終局の效果は金をして價格の標準として、優越せる自然的地位を占むるに至らしむ可し。金の大きな累積高使用せられ、産出の區域擴張し、加ふるに各國民其産出に干與するに於ては、金の價格が從來よりも確實と爲るは勿論にして、金は其饒多なることに依て、自然に國際間の貨幣たる可きことを斷言したり。數十年前金貨國の局限せられたる時代に於て、既に此議論あり。今日本位貨幣と



して金銀の優劣を論ずるが如き、無用の言とす可し。(Investigations in Currency)

(A Finance, new edition, p.96.)

第三、又假に一步を譲り、銀の價格が金に比較して、確實なりとするも、既に説明したるが如く、貨幣本位の良否は單に内國經濟上の關係のみに依て判断を下す可からず、對外經濟上の關係をも考量するの必要の存する以上は、今日の如く世界多數の商業國は何れも金貨本位制を實行し、銀貨を本位とする國にして、商業上稍や有力なるものは、支那を除いて他に殆ど數ふるに足るものなき際に、單に内國に於ける價格の確實を理由として、銀單本位制を取らんか、内國經濟上に於ては、或は可なるものありとするも、一方に多數の國と貿易上金融上の關係の疎隔せらるゝに至るの不利益を免かる可からず。隨て理論上銀貨を以て、本位貨幣に適するの議論を認むるも、實際政策上の問題としては、何等重きを置くに足らざるなり。

### 第三節 複本位制の性質

今日單本位制として、各國に採用せらるゝ制度を見るに、多くは金貨を本位とし、又實際學者の議論も之に嚮ふ所以は前節に論じたる所に依て、既に明白なる可し。

然らば次に、單本位制と複本位制とを比較して、如何なる點に優劣の關係ありや。先づ複本位制の何ものたるやを説明せんに、複本位制とは金銀兩種の貨幣の間に於て、法律上一定の比價を定め、双方の貨幣に自由鑄造を認め、且つ無制限法貨たる資格を付與するものなり。而して本位貨幣の外に、流通上の便宜を謀り、銀、銅、白銅等を資料として、定位貨幣を鑄造し、補助貨幣の用を致さしむるは、他の本位制に於けると異なる所あるを見ず。或は複本位制の定義を説明する學者中、往々にして其要件を脱する者あり。例へばダーウキン氏の如き、複本位制とは法律に定めたる比價に據り、二種の貨幣の一を以て、債務者に於て隨意に債務を辨濟するの制度なりとし、自由鑄造に就て云ふ所なし。斯の如くなれば複本位制と跛行本位制との間に何等の區別を存せざるに至る可し。自由鑄造の道備はらざるときは、複本位制は適法に存立するものとす可からざるなり。(Darwin-Hinshelwood, p. 5.)

複本位制の論據とする所は、左の三點にして、自ら單本位制の缺點に相當せり。

順次之を説明す可し。

第二、單本位制に於ては、本位貨幣の價格の變動甚だしきに反し、複本位制に於



ては、其變動を抑制し、之を狭少絶無ならしむるの作用あり。蓋し一種の本位貨幣のみを交換の媒介物として、使用するときには、其本位貨幣の資料として使用せらるる金屬の産出高に意外の増減を呈し、又は金屬に對する需要に急劇の變動あらんか、其度毎に貨幣の価格は需要供給の原則に據り、假令ひ他の消耗品に於ける場合とは、自ら程度の異なるものありとするも、尙ほ其影響を蒙りて、變動せざるを得ず。此價格の變動を免かれ難きは、單本位論者の明に承認する所にして、畢竟彼等の意見を以てすれば、單本位制の下に於て、斯る變動ある以上は、二種の本位貨幣の流通する複本位制の下に於ては、單本位制に於ける場合と比較し、正に二倍の變動を來す可しとの推測を下すもの、如くなれども、複本位制の下に於て、價格の尺度と爲るは、必ずしも二種の本位貨幣相並んで各別に之を爲すに非ず。複本位制の原則として、二種の本位貨幣の間に、一定の法定比價を設け、之を標準として、二種の貨幣を流通せしむる以上は、此法定比價は兩者を連結し、二種の本位貨幣をして能く一種と同様の作用を致さしめ、加ふるに後に説明する矯制作用に據り、貨幣資料に於ける價格の變動を二種の貨幣に及ぼして、變動の區域を狭少ならしむるを得べし。

何故に複本位制に於ては、金銀價の變動を二種の貨幣に及ぼして、以て價格變動の區域を減縮するを得るか。假に金銀の市價が永く一と一五半の比率を保ちたるに、銀の産出額意外に増加して、其供給を過剩ならしめんか、必ず其價格に影響を及ぼし、銀の價格は一般の貨物に對して、下落するは勿論、金に對しても亦下落し、一と一八と云ふが如き比率に變ずることある可し。此場合に他に斯る變動の勢を矯制するの作用にして存せざらんか、銀貨を本位とする國の一般物價は直に銀の價格が一般貨物に對して下落したる影響を蒙り、物價の騰貴を來すは勿論、貸借其他の關係をも攪亂するに至る可しと雖も、若しも假に一と一五半の法定比價を以て、複本位制を實施する國ありとせんか、斯る變動を矯制するを得べし。即ち銀の價格が金に對して下落し、一と一八の比率を現はさんには、複本位制を行ふ國の法定比價と金銀市價との間に間隔を生じ、内國に於て貨幣として金を使用するときには、其一を以て、銀一五半と交換するに過ぎざれども、金地金として、之を市場に賣却すれば、其一を以て銀一八と交換するを得べし。又單本位制の國に於ては、銀一八を以て金一と引換ふるを得るも、銀地金として、一、複本位國の造幣局に之を輸納



するときは、銀一五半を以て、金一と交換するを得るを以て、銀は自然に複本位國に吸収せられて、之に對する需要を増加する一方に、金は複本位國より單本位國に流出し、又は内地に於て溶解せられて、地金と爲り、以て其供給を増加し、需要供給の兩方面より銀價の下落と金價の騰貴とを抑制し、一旦一と一八に變動したる金銀の市價が複本位國の法定比價たる一と一五半と一致するまでは、此異動を沮止せらるゝことなしとす。此作用を複本位制の矯制作用 (Compensatory Action) と云ふ。假に説明の便宜上、一と一五半の法定比價に對して、市價が一と一八に變動するの事例を挙げたるが、矯制作用の實現を見るには、兩者の差違斯の如く大なるを要せず。兩者の差にして、(一) 他の市場に貨幣を輸送する日數間の利子、(二) 輸送の費用、(三) 溶解精煉の費用等の形態に於て、輸出者の蒙る失費を償ひ、且つ對手國と本國との爲替相場の變動若しくは地金市場の變動に依て、輸出者の蒙る危険に酬ゆるに足らぬ、直に矯制作用の發動を見るを得べし。

要するに矯制作用は人が廉價なる市場に貨物を購入して、之を高價なる市場に賣却するものに外ならず。一般の貨物に此種の取引の行はるゝが如く、貨幣にも

亦行はれて、以て價格の變動を抑制するものとす。故に複本位制にして、完全に維持せられ、且つ其作用の大なるを得んか、金銀の需要供給に多少の變動あるも、其價格に及ぼす影響を抑制し、常に法定比價と同一の割合を以て、金銀貨を流通せしむるを得べく、斯く法定比價が市價と一致する場合には、金銀貨共に貨幣たるの資料を異にするも、其價格は同等にして、隨て金銀兩種の本位貨幣あるに拘はらず、其本位貨幣たるの作用を致す上に於ては、金銀貨同一體にして、一種の本位貨幣と異なる所なく、然も矯制作用ありて、價格の變動を抑制するものなり。而して斯く金銀市價を確實ならしむるの結果、内國の物價に及ぼす變動を絶ち、貸借の關係を一定し、信用取引を圓滑ならしむるの利益をも數ふるを得べし。

第二、千八百九十年代の後半に至る三十年間、世界に於ける金の供給は大に不足して、之に對する需要に應ずるに足らず、爲めに金貨國に於ける本位貨幣の價格は著しく騰貴して、一般物價を低落せしめ、債務者の負擔を増加し、商工業の不景氣、農業の沈衰を招き、労働者を始め、労働に依頼して衣食する者の所得を減じ、下層社會の生計に不良の影響を及ぼしたり。是れ單一の貨幣を本位とするが爲めに生



ずる缺點にして複本位制の如く二種の貨幣を本位とするときは、斯る弊害の生ずることなきを得べし。即ち前記の場合に複本位制の矯制作用發動せんか、造幣上に於ける銀の需要を増加すると同時に、地金としての金の供給を増加し、兩者相重なりて、金の價格の騰貴する勢を沮止して、金貨國に於ける物價下落を甚だしきに至らしめず、物價下落の時代に、複本位制採用せられんか、爲めに物價騰貴の勢を助成するに難からず。複本位制に關する議論并に實際の運動が此時代に於て旺盛を極めたる亦怪むに足らざるなり。

第三、單本位制の下に於て、列國が金銀貨の内、其欲するものを選んで本位貨幣とし、互に異なる貨幣本位を採用し、然も其間複本位制國の金銀市價の變動を矯制する作用を致すものなきときは、金貨國と銀貨國との爲替相場は常に動搖し、爲めに國際間に貿易、金融等に關する取引の發達を望む可からず。複本位制を採用する國あらんか、單に同一本位の國に於けるのみならず、矯制作用の效力充分なる以上は、之に依て本位の異なる國の間にも、爲替相場を確實ならしむるを得るの利益ある可し。

#### 第四節 複本位制の論據評論

以上の三點は複本位制の論據として、複本位論者に依て、一般に唱出せらるゝ所なるが、果して幾何の價値を之に許すを得べきか、是れ本節に於て推究せんとする問題なり。

思ふに第二並に第三の論據は往時に於ては、相當の價値を有したるも、今日に於ては論據として、殆ど其勢力を失墜したるの觀なきを得ず。先づ第二の論據に就て云はん、千八百九十年代の前半に於けるが如く、金の産出額が年々一定の高に固着して、毫も増加の勢を示さざる一方に、列國は續々貨幣制度を改革し、造幣上より金を需要する所甚だ多く、且つ工藝上に於ても多額の需要の續出せる時代に於ては、或は金の供給不足、之に伴ふ貨幣價格の騰貴、物價の低落、商工業の不振等を理由として、單本位制に非難を加ふるを得たるの道理なれども、千八百九十年代の後半期に入るや、金産出の狀況は全く面目を一變し、長足の勢を以て増加して、殆ど其底止する所を知る能はず。殊に近時に於ては、金の供給過剰より生ずる影響を抑



制する方法に就て、議論を惹起すに至れるの状態なれば、斯る際に供給不足を論據として、金單本位制を非難するが如き、全く機會を逸せるものと評するの外なきのみ。ジエヴオンス氏は千八百八十一年五月發刊の「コンテンポラリー・レヴュー」に於て、金供給過不足の問題に論及し、近時世界の通商を行ふに足るの金が存在せざるの説に接すと雖も、斯る所説に對しては、重きを置くに足らず。第一、金價にして騰貴せんか、多額の金は産出せられ、金採掘の事業發達す可く、第二、需要供給の變動にして、之を避くるを得るに於ては、或る限度内に於て、金の存在する多寡の如何は全然問題とするに値せずとしたり。(Investigations in Currency and Finance, new edition, p. 293.) 即ち今日はジエヴオンス氏の指摘したる第一の事實の發生したるものにして、複本位制の論據の據搖するに至れるや、明白なりとす可し。

次に第三の論點に就て見るに、千八百七十三年獨逸の貨幣制度改革以前に於けるが如く、世界有力なる國にして、尙ほ銀貨本位を採用するもの多く、隨て金貨國と銀貨國と相對して、貿易を營み、金融上の關係を結びたる時代には、双方の間に複本位制の國介在し、矯制作用に依て、爲替相場の均衡を維持するの必要最も大なりし

と雖も、今日は形勢全く一變し、商業上有力なる國は殆ど擧げて金貨を貨幣本位とし、多少世界の經濟と關係ある國にして、銀貨本位制を採用するは一二數ふるに過ぎざるの状態なりとすれば、斯る場合には是等一二の國と爲替相場の均衡を維持することを理由として、複本位制を主張する者ありとせんか、事の本末輕重を辨ぜざるの非難を免かれざるなり。

故に今日複本位制を主張する重なる論據は其矯制作用に依て、本位貨幣の價格を確實ならしむるの一事を除いて、他に之を求む可からず。然も此論據は果して推重するに足る可きものなりや否や。此點は從來見解の分岐するを免かれざる所なれども、本來複本位制の矯制作用なるものは決して絶對の効力あるに非ず、此作用に依て、本位貨幣の價格を確實ならしむるを得るの點に就ては、大に制限を加へざる可からざるの事情ありとす。其理由左の如し。

第一、複本位制の下に於て、金銀市價の變動する度毎に、價格の下落したる金屬を資料とする貨幣が其騰貴したる金屬を資料とする貨幣に代りて、造幣上に需要せられ、一種の貨幣と他種の貨幣との間に於て、貨幣と地金との間に於て、用途轉換



の作用を爲すは疑を容れざる所にして、此一事は矯制作用の基礎を以て目す可き點なるが、此用途の轉換は如何なる程度まで實際に行はれ、又如何なる程度まで金銀の市價に反應を及ぼす可きや。複本位論者の説明する所に據れば、金銀貨は造幣上に於ける各自の需要の變動するに隨て、互に無制限に轉換し、市價の變動甚だしきときは、價格の騰貴したる貨幣は全く造幣上に於ける用途を絶つに至るものとす。果して斯の如くならば、矯制作用の効力は絶對にして、頗る有力なるが如くなれども、斯る事實は實際に現はるゝを必ず可からず。價格の騰貴したる貨幣が地金として流通外に驅逐せられず、却て其下落したる貨幣と相並んで、高價の割合を以て、依然貨幣として使用せらるゝ場合ある可し。前例に據り、複本位制の國に於ける法定比價は一と一五半にして、金銀市價は銀の金貨價格低落の結果、一と一八に變動したりとするに、複本位論者の説明を以てすれば、法律に於て金銀貨に無制限法貨たるの資格を付與する以上は、用途轉換の作用に依て、斯る市價の變動を抑制し、之を法定比價に一致せしむるを得べしと云ふと雖も、是れ法貨に關する規定を過重視したるものなり。斯る規定あるに拘はらず、銀行業者、兩替商其他多額

の貨幣を取引する者は、金貨に打歩を付し、依然貨幣として之を使用するの道を設け、金銀市價の變動如何に拘はらず、金銀貨を共に流通せしむる場合ある可し。蓋し金貨は之を銀貨と比較するに、造幣上特殊の用途を存す。其小量にして、多額の價格を代表するが爲め、運搬に便利にして、各地方の間又は國際間に於ける取引を決済するの用に供せらるゝが如き、其用途の重なるものにして、既に斯る特殊の用途の存する以上は、複本位制の下に於て、金貨流出の端を發せんか、盡く之を海外に流出せしむるを不便なりとし、打歩を付して、其流出を防遏せんとするに至るは、自然の勢なり。果して然らば、複本位制に於ける矯制作用は充分に其効力を發揮する能はず、隨て完全に本位貨幣の價格を確實ならしむるの効力なきの道理なり。

第二、假令ひ價格の下落したる貨幣が盡く其騰貴したる貨幣に代つて、市場に流通し、充分に矯制作用を發動せしめたりとするも、市價の變動急劇なるか又は複本位國に流通する貨幣の高寡少にして、矯制作用の行はるゝ範圍狹隘なるときは、市價と法定比價とを一致せしむること甚だ困難なる可し。即ち銀價低落と共に、複本位國に於ける銀貨の鑄造高増加するも、必ずしも銀地金の供給を減縮するに



足らず、金價騰貴と共に、複本位國に於ける金貨が地金として輸出せらるゝも、亦敢て金地金の供給を増加するに至らざらんか、即ち矯制作用の效果は不充分にして、複本位制の下に於て、金銀貨相並んで共に流通せず、常に價格の下落したる貨幣のみを本位に充つることゝ爲る可し。英國の學者が複本位制を貶稱して、交代本位制(Alternate Standard)と云ふ所以茲に在りとす。而して複本位制に於て、斯る事情より交代本位制の實を現はすに至らんか、種々の弊害に接せざるを得ず。其重なるものを擧げんに左の如し。

(イ)既に前節に論じたるが如く、凡そ一國が本位制度を制定するときには、單に一國內部の關係のみに止まらず、對外的關係をも考量せざる可からず。例へば或る國が一と一五半の法定比價を以て、複本位制を施行しつゝある場合に、金銀の市價が一と一八に變動したりとし、而して複本位制の國に於ける矯制作用の効力は此市價の變動を抑制するに足らず、隨て國內の金貨は盡く外國に驅逐せられ、複本位國より一變して、銀單本位制の國と爲りし際、自國と貿易、金融其他の關係最も密接なる國の多數は金單本位制を取り、是等と本位貨幣の種類異なるに至りたりとす

れば、其結果は如何。單本位制に變じたる後に、比價變動せんか、其度毎に之を矯制するの作用存せざる以上は、本位を異にする國の間の貿易は投機に類して、真正の取引は全く跡を絶ち、國際間に於ける資金の融通を沮止し、國際間に資金需給の投合を見る能はざるに至る可し。

(ロ)斯く金銀比價變動の爲めに、複本位國が單本位國に一變し、前例に於けるが如く、銀單本位國と爲りたりと假定するに、尙ほ普通の單本位國と比較して、貨幣流通上の關係に異なるの點あり。即ち斯る事實上の銀單本位國に一變したる後に於ても、其國にして尙ほ法律上複本位制を維持し、造幣局を公開して、一と一五半の法定比價を以て、金銀貨に對する自由鑄造を行ひ、又此割合を以て、無制限法貨たるの資格を金銀貨に與ふる以上は、若しも市價が反對の方嚮に變動し、例へば一と一四と云ふが如き比率を現はすが如きことあらんか、再び矯制作用に依て、銀貨を流通外に驅逐し、金貨を内國に吸収し、以て金單本位制の國に一變するに至る可し。果して然らば複本位制の國に於ては、常に價格の低落したる貨幣のみを本位とし、又之を流通するものにして、債務を辨濟するにも、諸般の支拂を爲すにも、兩種の本位



貨幣中、比較的價格の下落せるものを以てするが故に、金銀市價變動の狀態如何に依り、貨幣取引の目的物は常に變動して、定着する所を失ひ、此點に於て取引の安全確實を保つ能はざるの缺點ありと云はざる可からず。交代本位制は其表面に於て、單本位制と同一なるも、其實質に於て、之に劣る所以、茲に在りとす。

之を既往の實驗に徴するに、金銀市價の變動寡少にして、一方に複本位制の矯制作用の適用せらるゝ範圍も亦廣大なる場合には、複本位制の下に、金銀市價の均衡を維持するを得たりと雖も、之と反對の事情の存する場合には、複本位制の作用は多く失敗に歸したる事實あり。今、佛蘭西に於ける複本位制の歴史に就て之を論證す可し。蓋し佛蘭西は千八百三年以來、一と一五半の法定比價を以て、複本位制を實施し、多年に及びたるが、同國の如き多額の正貨を流通使用する國に於て、斯る制度を實行するときは、或る程度まで市價の變動を抑制するを得るの効力あるは論を俟たず。千八百三年以來、墨西哥並に南亞米利加の諸地方に於て、反亂革命續出し、爲めに銀の産出額を減じたる一方には、烏拉爾並に西比利亞地方に於ける金の産出額増加し、供給過剰の爲めに、金價低落の傾を現はすや、佛蘭西は多額の金を

内國に吸収して、之を金貨に鑄造すると同時に、銀貨を國外に排出し、以て比價の變動を抑制したるが、殊に矯制作用の効力最も題著なる好適例として、見る可きは、千八百四十九年、濠太利並に加利福尼に於ける新金鑛發見以後の事實に在りとす。次章に於て説明するが如く、此兩地方に於ける金鑛の發見は世界經濟上に特筆す可き重大事件にして、世界に於ける金の産出額の増加したること驚く可きものあり。即ち千八百四十一年より千八百五十年に至る十年間の産出額は、一年平均七百六十三萬八千八百磅に過ぎざりしに、千八百五十一年より千八百六十年に至る十年間の産出額は、一年平均二千七百八十一萬五千四百磅に増加したり。金産額増加の勢此の如く急劇なる以上は、需要供給の原則に據り、金價は下落し、金銀比價に變動を來す可き道理なるに、少しく其徵候を現はすや、佛蘭西は多額の銀貨を流通外に排出して、其供給を増加する一方には、多額の金地金を内國に吸収し、造幣局は其輸納を受けて、之を金貨に鑄造し、金に對する造幣上の需要を増加し、之に依て比價の變動を未然に防止するを得たり。左に此事實を示すに足る可き統計を掲ぐ可し。



金銀輸出入並に金銀鑄造表

年	金輸出入		金貨鑄造高		銀輸出入		銀貨鑄造高	
	(+) 入	(-) 出	(+) 入	(-) 出	(+) 入	(-) 出	(+) 入	(-) 出
一八五一年	八五	八五	二六	九	七	八	五	九
一八五二年	一七	一七	二七	二七	三	三	七	一
一八五三年	二八九	二八九	三一	二	一	七	二	〇
一八五四年	四一六	四一六	五二	六	一	四	二	二
一八五五年	二一八	二一八	四四	七	一	九	二	五
一八五六年	三七五	三七五	五〇	八	二	八	四	五
一八五七年	四四六	四四六	五七	二	三	〇	三	三
一八五八年	四八八	四八八	八	八	一	五	八	八
一八五九年	五三九	五三九	七〇	二	一	七	八	八
一八六〇年	三二	三二	四二	八	一	五	八	八
一八六一	二四	二四	九	八	六	二	二	八
一八六二年	一六五	一六五	二一	四	八	六	二	二

年	金銀市價	金銀市價	金銀市價
一八六三年	(-) 一二	二一〇	(-) 六八
一八六四年	(+) 二五	二七三	(-) 四二
一八五一年	一五四六	一八五八年	一五三八
一八五二年	一五五九	一八五九年	一五一九
一八五三年	一五三三	一八六〇年	一五二九
一八五四年	一五三三	一八六一年	一五二六
一八五五年	一五三八	一八六二年	一五三五
一八五六年	一五三八	一八六三年	一五三七
一八五七年	一五二七	一八六四年	一五三七

即ち佛蘭西は一と一五半の法定比價を以て、複本位制を實行したるが故に、金價下落の爲めに、市價が一と一五半以内に變動するときは、金の輸入並に金貨の鑄造高を増加する一方に、銀貨の輸出を増加し、以て矯制作用を發動するに至らしむるものにして、當時金の産出額増加の著しかりしに拘はらず、金銀市價が略ぼ一と一



五、半を中心として動搖し、此以外に急劇の變動を來さざるを得たるは、要するに之を矯制作用の効力に歸せざる可からず。或は佛蘭西に於て、一と一五、半の法定比價を以て、複本位制を實施せるに拘はらず、市價が正確に之と一致せざりしを以て、複本位制の作用を不完全なりとし、又矯制作用の効果を難ずる者ありと雖も、法定比價と市價とは必ずしも相一致するものに非ず、又兩者を一致せしむるをも必要とせず、唯市價の確實を得るに近き効果あれば、即ち之を以て足れりとす可し。殊に佛蘭西は當時金地金一キログラムの鑄造に對して、九法の鑄造料を徵收し、輸納者に三千九十一法の鑄貨を交付したるを以て、金地金の造幣公價は一キログラムに付き、三千九十一法を超過せざる一方に、銀地金一キログラムの鑄造には三法の鑄造料を徵收し、輸納者には百九十七法を交付せるのみ。即ち銀貨は地金の價格よりも一分五厘高く、隨て金貨と引換の上、銀貨を溶解して、海外に輸出するまでには、銀地金の價格に一分五厘以上の騰貴を必要としたるなり。換言すれば、佛蘭西に於ては、鑄造料賦課の結果として、金銀市價の變動が一に對する一五、四五乃至一五、七四の間に居る場合には、金銀貨の孰れが一方を流通外に驅逐せざるの道理

にして、鑄造料の賦課が貨幣價格の變動を大ならしむるの證據とするに足る可きなり。

以上は佛蘭西に於て複本位制の成功したる一例なるが、千八百七十一年獨逸の貨幣制度改革後、金銀市價に變動を生ずるや、其變動の劇烈なりしが爲め、佛蘭西の複本位制は羅甸同盟に屬する諸國の援助を以てして、尙ほ前回と同一の効力を現はす能はず、空しく失敗に終れり。今、當時佛蘭西に於ける金銀の輸出入、金銀貨鑄造額並に金銀市價を示せば、左の如し。

年	金輸出入 <small>(+)入超 (-)出超</small>		金貨鑄造高 <small>(百萬元)</small>		銀輸出入 <small>(+)入超 (-)出超</small>		銀貨鑄造商 <small>(百萬元)</small>	
	金額	符號	金額	符號	金額	符號	金額	符號
一八七〇	一一九	(+)	五五	(+)	三五	(+)	六九	(+)
一八七一	二一四	(-)	五〇	(+)	一五	(+)	二三	(+)
一八七二	五三	(-)	一	(+)	一〇二	(+)	二六	(+)
一八七三	一〇八	(-)	一	(+)	一八一	(+)	一五六	(+)
一八六四	四三一	(+)	二四	(+)	三六〇	(+)	六〇	(+)
一八七五	四五四	(+)	二三四	(+)	一九四	(+)	七五	(+)



一八七〇年	一五五七	一八七三年	一五九二
一八七一	一五五七	一八七四	一六一七
一八七二	一五六五	一八七五	一六六二

千八百七十年以後數年間は獨逸の貨幣制度改革に續いて、諸國も亦續々銀貨排斥の方針を以て、貨幣制度を改革したる一方に、銀の產出額は次第に増加したるを以て、若しも佛蘭西に於て引續き複本位制を維持し、例へば千八百七十一年より同七十三年に至る三年間に於けるが如く、多額の金を輸出せんには、結局複本位制より一變して、銀單本位制と爲り、前項に論じたる交代本位制の弊害を生ずるの恐あるを以て、法律上複本位制の作用を停止し、即ち千八百七十四年を以て、銀貨の鑄造高に制限を加へ、千八百七十六年に至つて銀貨の鑄造を廢止し、以て僅に此危険を免かれたるものなり。此事實より推測するときは、複本位制の矯制作用なるものは、市價の變動劇烈と爲り、法定比價に對して、大なる間隔を生じたる場合には、充分の効力を發揮する能はざること明白にして、金銀交代本位制に一變することを避

けんとする以上は、永く金銀市價と異なりたる法定比價を以て、複本位制を維持す可からざるの理由は、佛蘭西の歴史に徴して、疑を挟む可からざるに至れり。

第三、最後に單本位制と比較して、複本位制の缺點とする所は貨幣價格の變動頻繁なるの一事に在り。固より複本位制の下に、金銀兩種の貨幣相並んで流通する以上は、矯制作用の効力に依て、或る程度まで金銀市價の變動を抑制するを得るは論を俟たざる所なれども、尙ほ金銀の生産又は消費の状態に異常の變動を生ぜんには、市價の變動を抑制するに足らざること前論の如し。金銀兩種の金屬中、例へば銀の供給にして、金の供給よりも不規則なりとせんか、金銀兩者を基礎とする貨幣制度が一の金のみを基礎とする貨幣制度よりも不確實なるは、已むを得ざる所なり。單本位制の下に於ては、金貨國は金貨價格の變動に依り、銀貨國は銀貨價格の變動に依り、各々其影響を受くるに反し、複本位制の下に於ては、双方の價格變動する度毎に、影響を蒙らざるを得ず。複本位論者の所説を以てすれば、斯く貨幣價格の變動は頻繁なりと雖も、變動の區域は双方の金屬に擴充せられて、却て之を狭少ならしむるの利益ありとするが如し。思ふに複本位制の下に於ては、物價



は低價と爲れる貨幣を單獨に使用したる場合に於ける程高からず、又高價と爲れる貨幣を單獨に使用したる場合に於ける程低からず、其間に居りて、高低宜しきを制するの利益ある可しとするも、然も此利益は頻繁に物價に變動を及ぼすの損失を償ふに足るや否や。換言すれば複本位國に於ては、金銀市價の變動に依り、時に金貨を本位とし、時に銀貨を本位とし、本位貨幣の異なるに隨て、物價の高低極まりなきに反し、單本位制に於ては、一種の本位貨幣を使用するの結果、下落の方嚮に於けると、將た又騰貴の方嚮に於けるとを問はず、一の方嚮に變動するの差違ありとす。何れの種類の變動を以て、經濟上に弊害少なきを得るやは單本位論者と複本位論者との間に於て、議論の分岐する所なるが、一般に經濟社會の局面に立ち、各種の事業を經營し、又は商業取引を行ふ者の利害より云ふときは、本位貨幣の價格が常に變動して、高低極まりなきよりは、寧ろ一種の方嚮に變動するを以て、弊害の少なきを認めざるを得ず。何となれば物價が今後繼續して、騰貴す可きか、或は繼續して下落す可きか、當業者に於て前途を豫測するを得んには、之に對して自己の利益を保護するの手段を施すを得るに反し、物價が時に騰貴し、時に低落するが如き

亂高下を呈し、然も其間如何なる種類の貨幣を以て、債權を回收するを得るや、全然不明なる状態を以てしては、殆ど商業をして投機に類するに至らしむ可ければなり。殊に今日貸借にして商業上の關係に出づるものは、期限の短かきを常とするを以て、貨幣の價格に頻繁の變動を生ずるが如きは、勉めて之を避けざる可からず。要するに銀が金よりも生産並に消費の狀況に於て、一層確實なるものあるの事實證明せられざる限り、金銀貨を本位とする複本位制が金のみを本位とする單本位制よりも確實なる價格の尺度たるを得ることを斷定する能はず。

複本位制の缺點として、特に顯著なるものは、二種金屬中の一に對して、人爲的高價を付し、爲めに物價の確實を妨ぐるのみならず、却て之を攪亂して、債權者債務者の利害關係を毀傷するに在り。而して近時金銀市價は益々銀價下落の方嚮に於て變動し、從來複本位制の傳習的比價を以て目せられる比率に對して間隔を生ずること甚だしく、如上の非難有力と爲れるより、複本位論者は之に當る爲め、市價と同一の法定比價を採用するの方策を主張するに至れり。彼のレオナード、ダーウキン氏の如き熱心に此方策を唱道したれども (L. Darwin-Bimetallism, 1897.) 此場合に



於ても、今後金銀市價に如何なる變動を生ずるやは、豫め之を知る可からず、金銀市價は些細の變動の生じたる爲めに、忽にして矯制作用を發動せしめ、貨幣流通上に異動を生ずるが如き、國民として其煩に堪へず。又斯る變動に接せざるとするも、本來社會の發達するに隨ひ、所得並に物價の平準點は漸次上進し、其上進と共に、貨幣として金貨を使用するに至るは、自然の勢なるを以て、之に背反する貨幣流通上の状態は決して其可なるを認むる能はざるなり。

### 第五節 國際複本位制

以上論述したる複本位制の缺點は其制度の眼目とする矯制作用の完全に行はれざるが爲めに生じたるものと認む可し。隨て若しも矯制作用の効力完全にして、金銀兩種の貨幣を同價にて流通せしむるを得んには、金銀市價の變動を抑制し、貨幣價格の確實を維持するに足ること、複本位論者の唱道する所の如くなる可し。茲に於てか、複本位制に關して、利害得失の分岐する所は其矯制作用の完全に行はるゝと否とに繋がるもの少なしとせず。或は複本位論者の内には、所謂交代本位

制の下に於て、常に一方の本位貨幣より他方の本位貨幣に移るは、複本位制の特色にして、一種類の貨幣が流通上に全く跡を絶つは毫も憂ふるに足らずと爲し、或は常に價格低落の傾向ある貨幣を本位とし、一國の物價をして騰貴の方嚮に居らしむるは、經濟上に利益ありとするの説を唱ふる者なきに非ずと雖も、斯の如きは貨幣制度に關する根本の觀念と矛盾したる奇僻の議論にして、一顧の價值だも有せざるものと云はざる可からず。

要するに複本位制の利益を發揮せしむるには、矯制作用の完全に行はるゝを以て、必要の條件とす。而して複本位制の範圍狹隘なるときは、其作用充分ならずして、結局金銀市價の變動を抑制するに足らざるを以て、複本位論者は更に論歩を進め、有力なる商業國が聯合して、複本位制を實行す可きの説を主張するに至れり。國際複本位制と稱せらるゝもの即ち是れにして、其所説の要點は一國單獨の複本位制の成勳せざる理由を以て、矯制作用の適用せらるゝ範圍狹隘にして、依て以て金銀市價の變動を抑制する能はざるの一事に歸し、此弱點を除却する爲めに、有力なる商業國が聯合して、一定の比價の下に、複本位制を行はんか、大に矯制作用の勢



力を増進すると同時に、此作用に對する反抗力なきに至らしめ、以て金銀市價確定の効果を發揚するの諸點に存す。隨て國際複本位制にして、成立せんか、其結果として、左の如き利益を生ずるものと想像せらる。

- (一) 同盟國の間に同種類の貨幣を流通すること。
- (二) 貨幣の價格を確實ならしむるを得ること。
- (三) 同盟國の間に於て、爲替相場の動搖を避くること。
- (四) 貿易其他國際間の取引を發達せしむるを得ること。

以上の所説たる、金銀市價變動の甚だしかりし時代に、本位制度の問題に關聯して、有力なる學者に依て主張せられ、國際間に其實行の計畫せられたること亦一再に止まらざりしと雖も、然も常に失敗に歸して、一回も實行の機運に達せず、今日に於ては、一の空論として、何人も之に重きを置くものあるを見ざるに至れり。今、其原因を案ずるに、第一は國際間の偏見にして、複本位制成立の爲めに、銀價騰貴せんか、現に多額の銀貨を所有する國、銀の内國に產出せらるゝ國は特殊の利益を收むるに反し、他の國は是等の利益を享くる能はず、恰も自國の努力に依て、他國を利益

せしむるの嫌なき能はず。第二に國際間に貨幣制度を統一せんとする場合には、如何なる國の制度を基礎とす可きか、同盟に干與する國は盡く自國の制度を維持せんとするの希望を繋ぎ、此點に於て利害の衝突を惹起さざるを得ず。第三從來複本位制度を採用したる國には、各々一定の比價を存し、此比價は國に依て異なり、新に複本位制の同盟を成立せしむるに當り、此異なる比價の孰れを採用す可きやも亦一の難題たる可し。第四複本位制成立の曉には、同盟國の協約に依て、銀に人為的高價を付與するの結果を生ず可く、斯る高價を付せられたる銀貨を法貨として、金貨と共に、債務を辨濟するを得せしめんか、時に信用の基礎を薄弱ならしむるの恐ある可く、又既成の契約を攪亂するに至る可し。第五、國際複本位制が金銀市價と隔絶したる法定比價を以て實行せられ、而して其矯制作用發動せんか、金の價格は一般貨物に對して、低落すると同時に、銀の價格は一般貨物に對して、騰貴す可きを以て、從來の金單本位國、銀單本位國は、共に複本位制成立の爲めに、物價の變動を免かるゝ能はざる可し。此點に就て、マーシャル氏が金銀調査委員會に於て述べたる所は最も明瞭なり。曰く複本位制にして例へば市價よりも二割高き程



度に於て、銀の價格を公定する特殊の形態を取らんか、金貨國の物價をして約一割騰貴せしむると同時に、銀貨國の物價をして約一割低落せしめ、世界全體の平均物價をして従來と同一の程度に居らしむ可しと。(Appendix to Final Report of Gold & Silver Commission, p. 4.) 以上の諸點は國際複本位制の成立に伴ふ困難の重なるものなるが、是等の困難を排除して、此制度を成立せしめたりとするも、尙ほ金貨に對する優先の習慣依然として存在する以上は、金貨の流出に際し、國民が能く晏如たるを得るや否やは、未だ實際に明なるを得ざるなり。十九世紀末に於ける二三十年間合衆國に於て、複本位論の唱道せらるゝや、特に複本位制に依て、物價を騰貴せしめ、以て民望に副はんとする政治家の野心より、金銀市價一と三〇内外に居る場合に、一と一六の法定比價を以て複本位制を行はんとしたるが、若しも此種の計畫實行せられんか、銀は墨西哥、印度支那等より輸入せらるゝと共に、國內の銀產出高亦増加し、急劇過大なる貨幣價格の低落に依て、物價を騰貴せしむるや必せり。斯の如きは複本位制を通じて、一國の物價を攪亂せんとするものにして、貨幣學說の根本を無視したるの嘆なき能はず。(Fisher, Purchasing Power of Money, p. 327.)

左に掲ぐる一二學者の所説に徴すれば、國際複本位制が曾て成効したることなく、今日に至て全然一箇の空論を以て目せらるゝ所以自ら明なるを得べし。

ナツセー氏曰く列國の間に複本位制に關する條約を締結したるのみを以てしては、未だ其履行を確保するに足らず。從來金貨を以て各種の支拂に充つきの慣例に習熟したる國民が形量の重大なる銀貨を取引に使用するに就て、反對するとなきや否や。又は金貨に打歩を付して、之を流通上に留保せんとするとなきや否や、共に實際に起る可き問題なり。固より私人は契約を爲すに當て、特に金貨を支拂に充つ可き約定を結ぶを得るを以て、若しも一般に此風を爲さんか、金貨は民間に流通し、一方に形量の重大なる銀貨は銀行又は國庫に殘存するの結果を生ず可し。而して銀貨は國際間の條約に依て、價格を維持するものにして、條約の廢罷消滅と共に、價格に下落を來すの恐あるを以て、銀行にして斯る貨幣を基礎として、紙幣を發行するときは、危険の大なること論を俟たず。銀行も亦此事實を認め、成る可く準備金の内に、金貨を多くして、銀貨を少なくするの策を取る可く、斯る情勢の下に於て、金貨が打歩を以て、一般に流通するは、免かる可



からざる所にして、復本位制の行はれ難き所以、茲に在りとす。(Schönbörs Handbuch.)  
PD. I. S. 382.)  
マール氏は千八百八十六年の商工業不景氣調査委員會第三回報告並に千八百八十七年の金銀調査委員會最終報告に於て、復本位制に反對する意見を陳述したるが、氏が委員長の質問に對して、答へたる所を抄録すれば、左の如し。

若しも定率鑄造制度(Fixed-Ratio mintage)の下に、金銀の比價を一と一五半に法定し、而して銀採掘の費用が金に比較し、繼續して低落するときは、下の如き結果を生ず可し。第一多數の金鑛は閉鎖せられ、一方に銀鑛採掘の利益は異常に増加し、銀の供給も亦之に伴うて増加す。第二、今日金の年産額二千萬磅の内、千二百萬磅は工藝上に使用せられ、ゼートベール、ハウプト氏等の調査に據る約三百萬磅は東洋に送遣せらる。而して斯る工藝上の用途は何れも近代に起れるものにして、富の増殖分配に基くを以て、今後印度の如き、金が裝飾品ならず、貯藏の方便に充てらるゝ地方に於ても、尙ほ増加し、結局工藝上に於ける金の消費高は其一年の産額を超過すると數百萬磅の多きに上る可し。第三、斯く金の蓄積高の減少し、一方に銀の蓄積高増加するときは、世上には必ず定率鑄造の約定の打破

せられたる場合を想像する者を生じ、金銀の市價が一に對する二十にも又三十にも變動するに至ることを疑ふ可し。第四、此種の豫想は世人をして争つて金を貯藏するに至らしむ可く、一方に確實なる資金貸出に對する利子歩合は低落し、利子の低落と共に、人は他日價格の騰貴する金を貯藏するの念慮を強くす可し。蓋し金の一オンスは其價格に於て、銀の十五オンス半に當ると雖も、此價格たる約定に依て維持せられ、而して其約定は何時破棄せらるゝや知る可からざるに於ては、人民は資金を他人に貸出すが如く、之を金に引換へ、貯藏することに依て、同じく利益を收む可く、定率鑄造制度以外の國にて、尙ほ金貨を使用するものも、盛に金を吸收するに勉む可し。第五、斯る場合に、定率鑄造制度の國は如何なる處置を取らんとするや。若しも是等の國にして、現時の政策に反し、敢て金の吸收に勉めず、之を其散逸するに任せんか、金の價格騰貴は豫想したる人を失望せしむ可しと雖も、事實は決して斯の如く爲らず、今後金の價格が其一に付き銀二十にも三十にも騰貴す可き場合に、一五半の割合を以て、金を使用し、之を海外に散逸せしむるは、各國の好まざる所にして、其政府は既往に於て爲したるが



如く將來に於ても、國際間の利害よりは、自國の利益に重きを置き、必ず金貨の吸收に着手す可く、斯くて數年ならずして、金貨は跡を流通上に絶つに至る可し。英吉利以下其他の諸國に於ては、銀貨は補助的用途に限られ、通貨の大半は紙幣より成り、而して此紙幣は約定成立の間は、名義上金銀兩者を基礎とすると雖も、實際に於て金の鑛山より出づるや、工藝上若しくは貨幣協約以外の國の用途に吸收せらるゝ以上は、銀を基礎とすることゝ爲り、銀の産出高に依て、伸縮するの結果を見る可し。

定率鑄造制度の主張者は之に複本位制なる名稱を冠すると雖も、複本位制の眼目は債務の支拂に金銀双方の定量を以てするの一事に存せざる可からず。然るに定率鑄造制度は事實交代本位制と爲り、二種金屬の一を以て支拂を行ひ、更に銀貨を基礎とする紙幣制度に墮落するの恐あり。(Appendix to Final Report of Gold and Silver Commission, p. 9.)世人往々マーシャル氏を以て複本位制に賛成したるが如くに傳ふると雖も、氏は如上の見地より、複本位制に反對し、進んで本位制度に關する新方案を案出したるものなることを記憶せざる可からず。

ニコルソン氏も亦從來最も熱心に複本位論を主張し、現に金銀問題委員會に於ては、委員の質問に應じて、金價騰貴の爲めに生ずる弊害を敘述し、進んで其救済策に言及して、余の主張する救済策は協約的複本位制即ち重要な商業國の間に於て、一定の比率を以て、金銀貨を鑄造する國際協約の成立に外ならず。余の意見を以てすれば、重要な商業國が此協約に加入する以上は、自今如何なる事情の起るも、金銀市價の確定するを疑はず。此協約に於て採用せらるゝ法定比價は一と一五、半を以て可なりとするも、必ずしも之に執着するに非ず、一と一五、半乃至二十の間に居らば即ち可なりとの意見を開陳したるが、(First Report of Gold & Silver Commission, p. 307.)千九百一一年發行の自著貨幣論第五版に於ては、國際複本位制に關して、左の如き觀察を下し、其成立を斷念するに至れり。

國際複本位制にして、其成立の豫備條件を備ふる以上は、今日に於ても理論上其成立を期することを得べく、又之を以て利益ありとす可しと雖も、是等の條件たる、今日に於ては、實在を遠ざかること甚だしきを認めざるを得ず。從來最も公衆を感動せしめたる二種の議論即ち金供給の不足と物價下落に基く産業上の



不振とは、金産額に於ける三倍の増加と商業膨脹の事實とに依り、從來有したる勢力を失墜したり。加ふるに各國が擧つて金貨本位制を採用し、又格別の故障に接せずして、多額の本位銀貨を流通するを得るの事實は、相重なりて、複本位制をして更に實行の望なきものたらしめたり。銀行業者を始め金融の業務に鞅掌する者は、戦争を眼前に控へ、或は戦争を耳にするの今日、決して複本位制の經驗を試みるを好まざる可く、又今後銀價が下落するも、一時之れを本位貨幣に使用したる時代に比較すれば、其の影響の如き、微細のものたるに過ぎざる可し。

(Money & Monetary Problems, pp. 440-41)

以上の議論に徴するときは、複本位制若しくは國際複本位制なるものが、往年の勢力如何に拘はらず、今日一箇の空論たるの事實を想察するに難からざるなり。

### 第六節 跛行本位制並に金爲替本位制

複本位制は一國の單獨を以てすると、國際間の聯合を以てするとを問はず、共に實行せらるゝの望なく、一方に佛蘭西の如き、兩者の計畫に共に失敗して、事實上の

金貨本位國たるを期して已まざる次第なれば、今日文明國にして複本位制を實行するの國は、一として之を見る能はず、最近三十年間複本位制又は銀單本位制を實施せる國は何れも貨幣制度を改革して、金貨本位制に移るの方針に嚮ひたり。唯在來の本位制度に於て、國內に多額の銀貨の流通したる場合に、一躍純然たる金貨本位制に移ると同時に、盡く本位銀貨を回収し、金貨のみを以て、本位貨幣に充つること甚だ困難なるを以て、是等の國は一時の便宜手段として、本位銀貨の鑄造を禁止し、其供給を制限して、銀貨に地金以上の金貨價格を維持せしめ、之を定位貨幣としながら、尙ほ無制限法貨として、金貨と相並んで市場に流通せしめ、依て以て本位銀貨處分の困難を避けんとするものあり。佛蘭西其他の羅甸同盟諸國、合衆國の如き、今日何れも此制度を取るものにして、之れを跛行本位制と云ふ。獨逸が千八百七十三年の貨幣制度改革以來三十餘年間施行したる制度も亦之に外ならざりき。

故に跛行本位制の特質は、(一)金銀貨に無制限法貨の資格を付與して、共に流通せしめ、(二)銀貨には自由鑄造を認めず、其供給は國家統制の下に一定の制限を加へ、斯



くて銀貨の價格をして、實價に據らしめず、金貨に對する割合に依て、額面と相等しき貨幣價格を有せしむるの二點に存す。其跛行本位制の名あるは、金銀貨共に無制限法貨の資格を有しながら、獨り鑄造の點に於て、銀貨は金貨と同等の地位に居らず、隨て一の制度の下に於て、本位貨幣たる全部の資格を有する貨幣と其一部のみを有する貨幣と相並んで流通し、跛者の歩行と同一の状態あるを以てなり。

跛行本位制實施の結果を考ふるに、假令ひ内國に於ては銀貨が無制限法貨として流通するも、既に其自由鑄造の停止せらるゝ以上は、金銀の市價と法定比價との間に、如何なる點まで相違の存するに拘はらず、複本位制に於けるが如く、銀貨の鑄造高に増加を來し、銀貨供給増加の爲めに、金貨を流通外に驅逐するの事實を生ぜず、又自由鑄造停止の結果として、銀貨の價格は其地金價格に據らず、供給にして適度に制限せらるゝ以上は、地金以上の貨幣價格を保ち、金貨と同價を以て、流通するが故に、眞實本位貨幣として、一國の物價を左右し、爲替相場を決定するは、金貨にして、金銀市價の變動は是等の關係に何等影響を及ぼさず、此點に於ては跛行本位制は金貨本位制と同等の地位に立つものと云ふ可し。唯無制限法貨として、本位銀

貨の流通する點に於て、複本位制と類似し、金貨本位制と相違するを以て、異色とするのみ。

近代の文明國にして跛行本位制を實施するもの、最も顯著なる實例は佛蘭西以下羅甸同盟諸國に於て、之を求むるを得べし。既に前節に論じたるが如く、千八百七十一年獨逸に於ける貨幣制度改革の結果、金銀比價と同盟諸國の法定比價との間に差違を生ずるや、是等の諸國に於ては、複本位制に於ける矯制作用の影響を蒙り、國內に流通せる金貨は銀貨の爲めに、續々外國に驅逐せられたり。然るに同盟國に於ては、金貨を以て商業上に便利にして、又國際貸借の決済並に銀行の準備金に充つるに最も必要なる貨幣なりとし、必ず之を國內に留保せざる可からずと信じたる一方に、本位制度を純然たる金貨本位制に改め、從來流通したる多額の本位銀貨を國庫に回収し、地金として市場に賣却するときは、銀價下落の結果、國庫に損失を招くの恐あるを以て、本位貨幣は依然之を内國に流通せしめざる可からざるの必要あり。即ち純然たる金貨本位制を採用するは、國庫負擔を加重するの點より見て、許さざる所なるの事實を顧み、一方に此負擔を避けながら、他方に金貨本



位制の實を收めんとして、斯く跛行本位制の如き、折衷の方案を實行するに至れるものなり。而して千八百七十三年より千八百九十年代の前半に至るまで、世界に於ける金の産出額は略ぼ同額に居れるを以て、之に對する需要の強大なるに隨ひ、金の供給常に不足の傾なきを得ざりしを以て、佛蘭西以下羅甸同盟諸國は本位銀貨を回收處分し、之に代ふるに金貨の流通を以てするの困難を感じ、容易に此機會に接する能はず、漸次遷延して、今日に至るまで此制度を存續するものなり。

以上の如くなるを以て、跛行本位制の由來は偶然の事情より發したるものと見る可く、決して一箇の學說に基き、之を完全なる本位制度と承認して、採用したるものに非ず。然れども此制度は一國が銀單本位制又は複本位制より金貨本位制に一轉する一時の手段として、頗る便宜ありとす可く、今後必ずしも之と同一の制度の他國に行はるゝを保せずとするも、尙ほ同一の原則を準用して、貨幣制度を改革する國あると同時に、羅甸同盟諸國並に合衆國に於ては、依然之を株守す可きを以て、試に以下其利害の存する所を論究す可し。

先づ弊害の方より考ふるに、跛行本位制の缺點とする所は左の如し。

第一、跛行本位制の下に於て、本位銀貨の實價と表面價格との間に、異常の差違の存することは是れなり。今日三四の國に於て實行せらるゝ跛行本位制は是等の國が曩日複本位制の下に、銀價低落の影響を蒙り、法定比價と金銀市價との間に差違を生じたる場合に、本位銀貨の實價下落したるに拘はらず、其自由鑄造を停止し、供給の制限に依て、以て表面價格を維持せしめんとする趣意に出でたるものなるを以て、本位銀貨の實價と表面價格との間に、差違を存するは勿論にして、此相違あるが爲めに、本位銀貨を回收して、之を金貨に代らしむるの困難なると同時に、之を流通に付するときは到底贗造の弊を免かる可からず。例へば佛蘭西の五法銀貨は今日表面價格を以て、流通すると雖も、其價格は金銀市價が一と一五半の場合に於て、金貨と同一の地金價格を保つのみ。銀の金貨價格低落して、市價が一と三五の割合に變ぜんか、五法銀貨の實價は表面價格に對して、四割五分内外に過ぎざるに至る可し。固より國家が此種貨幣の供給を適度に制限し、表面價格を維持せしむる以上は、斯る貨幣を流通に付するも、各種の支拂、貸借の決濟に何等の故障を惹起さざるの道理なること、恰も定位貨幣の一種たる補助貨幣の流通と異なる所な



けれども、民間に於て此種の貨幣を私造する者あるときは、假令ひ法定と同一の品位量目を保たしむるも、尙ほ私造者に一倍以上の利益を與ふるを以て、私造銀貨は勢市場に流通して、其供給に過剰を告げ、貨幣流通の状態を不安安全ならしむるを免かれず。

第二、跛行本位制の下に於ける大額面の銀貨は一國の經濟社會發達して、取引の金額、支拂の數量の増加するに隨ひ、商業取引の必要に適合せざるに至る可し。蓋し經濟社會の發達と共に、貨銀並に物價の標準は必ず上進す可きを以て、貨幣としては、小量を以て、多額の價格を代表するものを使用すること流通運搬に便利なり。純然たる金貨本位制の下に於ては、銀貨を使用すると雖も、之を補助貨幣の形態に限るに反し、跛行本位制の下に於ては、舊來本位貨幣として流通したるものを定位貨幣として使用するの結果、其額面自ら高く、隨て一般の流通に適せず、強て之を流通せしむるときは供給を過剰ならしむるの危険なき能はず。

第三、跛行本位制に於ける本位銀貨は之に對する需要の寡少なる爲めに、供給過多と爲るの恐あるのみならず、假に相當の需要ありとするも、其供給をして需要

に適合せしむること甚だ困難なり。蓋し今日國家は本位貨幣の表面價格と實價とを一致せしめ、以て貨幣價格の確實を謀るの目的の下に、本位貨幣に對して、必ず自由鑄造の制度を認むるが故に、或る事情より貨幣の供給不足して、價格騰貴せんか、地金は造幣局に輸納せられて、貨幣の供給を増加すると共に、其供給過剰を告げて、價格低落せんか、一部は鎔解せられて、地金と爲り、又は外國に輸出せられて、自動的に貨幣の需要と供給とを調節するの道理なれども、跛行本位制に於ける本位銀貨の如き自由鑄造停止の結果、定位貨幣の形態に於て、流通するものに至ては、假令ひ供給過剰を告ぐるも、貨幣價格が地金價格以下に低落せざる限り、到底一部の鎔解又は輸出に依て、其過剰を制する能はず。本位銀貨の價格は地金價格に達せざる範圍内に於て低落し、以て流通上に困難を惹起すが故に、勢國庫又は中央銀行に於て、需要に超過したる部分の銀貨を回收保藏し、以て人爲的に需給の調節を求めしめ、依て以て其表面價格を維持するの任に當らざる可からず。現に佛蘭西の如き千八百七十年來五法金貨の鑄造を停止して、本位銀貨に對する需要を増進せしむるに勉め、國庫は金貨と同價にて銀貨を收受し、佛蘭西銀行は請求に應じて、銀貨



を金貨に引換へ、金貨と銀貨との同價流通を期すると雖も、尙ほ供給の需要に超過して流通上の状態を攪亂するを憂ひ、佛蘭西銀行をして一部の銀貨を回收保藏せしむ。即ち千八百六十九年複本位制の下に於て、同銀行銀貨所有高は其最高額に上りたる時を以てして、五億九千三百三十萬法に過ぎざりしに、千八百八十年には十二億八千二百五十萬法に上り、爾後此額を上下して渝る所を見ず。固より此間佛蘭西の内外貿易は必ずしも大に發達して、以て銀貨に對する需要を増加したりと認むる能はざるに、佛蘭西銀行に於て、斯く準備金の一部に多額の銀貨を保有するは、跛行本位制を維持するの必要より、已むを得ざるに出づるものにして、一方に金貨準備が之と同一の割合を以て、増加せざるに於ては、兌換制度の基礎を傷くるや、論を俟たざるなり。

而して此事たる、獨り佛蘭西のみに止まらず、米國の如き一と一六を法定比價として、本位銀貨の流通を謀るが故に、佛蘭西と同様の地位に居るは勿論にして、千九百年貨幣法改正の際、額面十弗以下の政府紙幣を回收し、又國立銀行の發行する五弗紙幣は全體の發行高の三分の一を超過す可からざるの制限を設け、致々として

一弗銀貨に對する需要を促進する方法を講じて怠らざるなり。

以上の缺點に對して、跛行本位制は如何なる利益を有するや、其重なるものを擧ぐれば左の如し。

第一、跛行本位制の下に、多額の本位銀貨を流通し、之を交換媒介物とするの結果、世界に於ける金の需要を減殺節約し、金の供給に餘裕を生ぜしむるの一事は此制度に伴ふ利益の最も著しきものなり。蓋し跛行本位制は千八百七十三年以來世界有力なる商業國即ち佛蘭西、白耳義、瑞西、伊太利、獨逸、合衆國等の本位制度と爲り、其多數は今日に至るまで、之を襲用するの狀に居るが、若しも是等の諸國が斯る便宜法を用ひず、盡く純然たる金貨本位制を施行することを期圖したらんには、世界に於ける金の分配に如何なる結果を及ぼしたりとす可きや。固より近時の如く、金の産出額著しく増加し、金の供給に聊か過剰を告げんとする時代には、此事あるも、敢て深く憂ふるに足らず、現に獨逸の如き、後に説明する如く、近時の金供給増加に乗じて、跛行本位制より純然たる金貨本位制に一進したるの例ありと雖も、十年又は二十年前に他の諸國が跛行本位制を廢棄せんか、遽に金に對する需要を増



加し、世界に於ける金の分配を攪亂したるは、明白の事實なりとす。今、米國造幣局長の報告に據り、千九百二年並に同三年金供給の未だ豊富ならざりし時代に於て、是等諸國に現存したる本位金貨と本位銀貨との高を掲ぐるに左の如し。

金貨

銀貨

金貨

銀貨

一九〇二年

一九〇三年

佛蘭西	九〇三、五〇〇 <small>千兩</small>	三七三、五〇〇 <small>千兩</small>	九四七、七〇〇 <small>千兩</small>	三三三、四〇〇 <small>千兩</small>
白耳義	一九七〇〇	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	二〇、〇〇〇
合衆國	一、一七四、六〇〇	五七三、五〇〇	一、二四八、〇〇〇	五七〇、八〇〇
獨逸	七六二、八〇〇	七三、〇〇〇	七六三、五〇〇	六二、八〇〇

各國に於て、斯る多額の本位銀貨を排除し、之に代つて金貨を使用するの能否並に得失は姑く別問題とし、假に各國が國庫に及ぼす負擔の大なるを顧みずして、此方策を施したらんには、最近三十年間世界に於ける貨幣問題を紛糾錯綜せしめたるは當然なり。然るに跛行本位制ありて、金に對する需要を緩和し、金價騰貴の勢をして、其甚だしきに至らしめざるを得たりとすれば、此制度の爲めに生じたる利

益も亦尠少なからずとす可し。

第二、斯る實際問題を離れて、學說の方面より立論するに、各國が本位制度を定むるに當り、跛行本位制に依て、多額の銀貨を流通するは、複本位制又は銀單本位制の弊害を蒙ることなくして、尙ほ流通に適する貨幣を得るの道たるを失はず、且つ資金の供給敢て豊富ならざる國に於て、貨幣流通上に、多額の資金を固定せしむるは、資本經濟の見地に於て、得策と云ふ可からず。跛行本位制に於ける銀貨は其定額位貨幣たる特質として、實價以上の表面價格を有するを以て、之を流通に付するときは、自ら流通に要する資金を節約するの利益あるのみならず、世界に於て需要少なく、供給に餘裕ある金屬を貨幣に供用するの點に於ても、亦利益する所少なからざる可し。

跛行本位制と由來形態を異にし、然も其實質に於て相似たるものを金爲替本位制なりとす。跛行本位制は前論の如く、從來複本位制を取れる國に於て、純然たる金貨本位制に移る過渡の一手段として、或は複本位制の爲めに、金貨の盡く流通外に驅逐せらるゝを防遏する一方便として、銀貨の自由鑄造を停止し、金貨に準じて



之を流通せしめ、之に依り内國の關係に於て、物價を表示し、貸借の標準を求むるには、一に金貨に據らしめ、金貨國に對する爲替の確實を保つと同時に、内國に於ては流通の便宜上、無制限法貨たる銀貨を存しながら、價格の尺度、貸借の標準として、内外に對し、金貨に據らしむるを主旨とするものなり。故に跛行本位制の下に於ては、無制限法貨たる銀貨に對して、其價格の標準たる本位金貨の存在するを要件とすれども、金爲替本位制に於ては、必ずしも本位金貨の鑄造、其國內に於ける流通を計畫せず、唯在來自國に流通する銀貨の自由鑄造を停止し、供給の制限に依て、之に實價以上の高價を保たしめ、而して其保たしめんとする價格の標準點を外國金貨（殖民地の場合には本國金貨）の價格に求め、之に對し、一定の比率を保持し、金銀貨の同價を維持する爲め、外國に準備金貨を備へ、之を資金として爲替手形を振出し、對外債務の決済に充つると共に、内國に於ける通貨の伸縮を統制するを必要とす可し。(G. Vissering - On Chinese Currency, pp. 10-12.) 然らば金爲替本位制の國に流通する銀貨は銀價の高低に依て、價格を左右せらるゝとなきに至るを以て、銀價の變動如何に拘はらず、金貨國に對し爲替相場の確實を維持するを得。而して跛行本位制を取る國に於て爲替

相場の變動するや、時に金貨の輸出を來し、時に其輸入を招き、以て爲替相場の現送點を超越して、變動するとなきを得せしむと雖も、金爲替本位制の下に於ては、外國に輸出せらる可き金貨、國內に流通せず、又外國より金貨輸入し來るも、之を國內に於て直接に流通せしむるを得ずして、如何にして通貨の伸縮、爲替相場の確實を期するや。此點に就ては、金爲替本位制は爲替相場の平準點を超えて、或る點に達したるときには、通貨を收縮し、其平準點以下の或點に降れるときは、通貨を膨脹して、以て所要の目的を達せんとするものにして、而して通貨の收縮は國庫自ら爲替手形を賣却し、斯くして得たる通貨を保藏することに依て、之を行ひ、通貨の膨脹は斯る保藏せられたる通貨を流通に付するに依て、之を行ふ。而して金貨國に對する爲替相場が稍や確實と爲るや、其國に於て一定の比率の下に、外國金貨を國庫に收受する方法を設くるときは、例へば内國に於ける貨幣の需要増加したる爲めに、銀貨の價格が金貨に對して、右の比率以上に騰貴せんか、金貨は自ら内國に流入し來りて、騰貴の勢を制し、國庫の行ふ通貨の收縮と相俟つて、常に貨幣の價格を一定の率に居らしむるを得べし。固より金爲替本位制の下に於ける爲替の平準點は



之を人為的に決定したるものなるが故に、時に或る事變に依て、之を維持するの困難を感ずるは論を俟たず。又内國に於ける通貨を調節する目的を以て、爲替手形を賣却する必要あるは、前述の如くなるが、之を賣却するや、外國に一定の爲替資金の存在するを必要とす可く、隨て輸出超過國若しくは國際貸借上の債權國に非ざれば、時に外債を發行して、爲替資金を充實せざる可からざるの困難に接す可し。

金爲替本位制の作用以上の如くなるを以て、或る一國に於て、金貨を本位貨幣に採用して、實際に之を流通せしむるの準備を有せず、又其國の資力より考量して、特に巨額の資金を費し、金貨を吸収するを以て、不得策なりとする場合に、尙ほ金貨本位制の實施と同一の効果殊に對外的關係に於て、同一の効果を收めんとするに、最も適切の方策たるを失はず。跛行本位制は複本位制より金貨本位制に移る便法にして、一時に本位銀貨を處分するの必要を免がるゝの利益ありとすれば、金爲替本位制は銀貨本位制より金貨本位制に移り、然も多額の金貨を國內に吸収し、又之を流通するを必要とせざる便法なりと云ふ可し。跛行本位制に於ては、銀貨の現在高が過剰と爲らんか、金貨との同價流通を維持し得ざるが故に、制度の壞敗する

を免かれざれども、金爲替本位制に於ては、此種の壞敗を避くるを得べし。蓋し此制度に於ては、如何なる時期に在ても、金貨を流通に付するを要せず、國庫が一定の割合に於て、手形を賣却し、以て銀貨を回收せんか、銀貨收縮の目的を達す可きを以てなり。金爲替本位制の便益斯の如く大なるは明白なりと雖も、制限的供給に依て、銀貨に實價以上の貨幣價格を付與する程度の高さに至るに隨て、跛行本位制に於けると同一の缺點を免かれざるなり。

金爲替本位制は千八百九十三年東印度に於て實施の端を開き、千八百九十九年を以て、確立せられたるに續いて、弗拉賓並に海峽殖民地に於ては千九百三年、巴拿馬共和國に於ては千九百四年、墨西哥に於ては千九百五年、何れも之を實施し、以て今日に及べり。其詳細に就ては、後章に於て、更に説明する所ある可し。



## 第六章 貨幣本位制度新案

## 第一節 金銀合成本位制

今日文明國の多數が金貨本位制を採用し、事實世界の貨幣制度は金貨本位制に歸するの趨勢ありとするも、之を以て理想的最善の制度とす可からず。蓋し金貨本位制度の下に於ても、本位貨幣の價格は常に一般貨物に對して變動することを免かれざる以上は、此點に於て理想的制度を遠ざかるものと云はざる可からざればなり。茲に於てか、如何にして現時の貨幣制度をして理想的最善の域に就かしむるを得るやの問題は常に世人の注意を惹起し、現に既往の實驗に徴するも、從來の本位制度と稍や根柢の異なる組織を以て、新本位制度を案出したるものあり。其例證として、本章に於ては三種の制度を擧ぐ可し。

第一は英國ケンブリッジ大學教授アルフレッド・マーション氏が複本位制に代る可き本位制度として、唱出したる所謂金銀合成本位制(Symmetallism)なるものにして、氏は金銀問題調査委員會回章質問第十四項に對する答案に於て其大體を叙述

し、更に委員會に於て之を説明したり。

(Appendix to Final Report of Gold and Silver Commission, Q. 9887.)

之に據るに、今日の

如き金銀互に獨立したる鑄貨を流通することの代りに、金銀兩者の定量を代表する紙幣を發行し、之を本位に充つるを以て、方案の要點とす。即ち現時の貨幣制度に於ては、一磅紙幣は純量一一三グレイン〇〇一の金貨と兌換せらる可きものなれども、氏の考案に成る制度に於ては、一磅の紙幣は金の純量五六グレイン半並に之に幾倍例へば二十倍する銀の純量一一三〇グレインと兌換せらるゝことゝし、政府又は英蘭銀行に於て、隨時適當の準備金を置きて、之を發行し、或は右の割合を以て金銀兩者を提供したる者に、紙幣を交付することゝすれば、紙幣は常に定量の金銀を代表する性質を備へ、恰も金銀を混合して、貨幣を鑄造したると同様の効果を得べしと云ふに在り。氏は千八百八十七年の金銀問題調査委員會に此方案を提出して、委員の一考を求めたることあり。假に此方案にして、實行せられんか、第一複本位制の下に於けると異なり、金銀市價に變動を來したる場合に、廉價なる貨幣が高價なる貨幣を流通外に驅逐するの憂なく、第二紙幣は金銀の定量を代表するを以て、假令其價格が變動するも、單一の金屬を資料とする本位貨幣に於ける



が如く、甚だしからざるは勿論、金價の騰貴は銀價の低落に依て相殺せられ、紙幣價格の均衡を維持するの利益ある可し。而して複本位制の法定比價は金銀双方の價格を代表するものにして、市價に對して相違を生ずることあらんか、矯制作用に依て、双方の價格に生ずる變動を抑制するの効力あること前論の如くなるが、マシヤル氏の考案に於けるが如く、重量を以て、金銀兩者を連結し、二者相分離す可からざるものたらしむるときは、此種の作用は如何にして行はるゝや。假に重量の比率を一と二〇と定め、市價が一と三〇に變動したる場合の作用を示さんに、左の如し。

金 1: 銀 20. 銀塊—オンス = 47片15. £1 = 銀塊 2260 グレイン.

金銀合成本位制に於て. £1 紙幣 = 金 56.5 + 銀 1130.

£1 銀塊 2260—1130 = 1130. 銀 1130 = 金 56.5.

即ち右の方式に於て、銀塊二二六〇グレインを所有する者は之を市場に賣却して、一磅を得ると同時に、之を折半し、其一部を以て金地を買入れ、銀と共に國庫に提出すれば、同じく一磅の紙幣を得て、其間に何等の差違を存せざる可し。金地を所

有する者も亦之と同一なり。然れども金銀市價が一と二〇より、一と三〇に變動したる場合には、之と異なり、左の如き作用を現はす可し。

金 1: 銀 30. 銀塊—オンス = 31片43. £1 = 銀塊 3390 グレイン

金 113—56.5 = 56.5. 金 56.5 = 銀 1695.

1695—1130 = 565.

金貨一磅即ち一一三グレインを所有する者にして、其一半を以て、銀を買入るときは、銀一六九六グレインを得べく、五六グレインの金と一一三〇グレインの銀とを國庫に提供して、一磅の紙幣を得、斯くて一六九六グレインと一一三〇グレインとの差五六五グレインを利益するの計算と爲るが故に、金貨を所有する者は、其一部を賣却して、銀を買入れ、以て紙幣を要求することゝ爲り、結局金の供給増加と銀に對する需要増加とに依て、比價をして一と二〇の舊率に復せしむるに至るものなり。

以上はマシヤル氏新案の要點にして、氏は此方案の利益として、(一)其經濟的にして、且つ確實なること、(二)經濟的なりと雖も、準備金にして大ならんか、今日金融市



場に屢々發生する急劇なる刺衝を避くるを得ること、(三)此制度に於ては、貨幣の價格は金銀の平均價格に據て變動すること、(四)此制度は金銀市價を控制するを計畫せず、金一オンスが銀五十オンスと同價と爲るも、爲めに影響を蒙らざるを以て、如何なる國も獨力を以て之を實行するを得、又英國並に印度の狀況に適應すること、(五)若しも多數の國に依て採用せられんか、直に完全なる國際的通貨の基礎と爲るを得ることの五箇條を擧げたり。今、金銀合成本位制を複本位制と比較するに、複本位制に於ては、矯制作用の行はるゝに當て、法定比價と市價との間に差違の存する間は、一方の貨幣を盡く流通外に排除するまで、盛に其作用を致して已む所なきに反し、マーシャル氏の案に於ては、紙幣の發行者たる政府に於て、常に金銀双方の提供を受くるに非ざれば、紙幣を發行せず、又兌換の際にも金銀双方を以てするが故に、政府は如何なる場合に於ても、一方の地金を準備以外に取去らるゝの恐なく、必ず之を準備金の中に留保するを得べし。是れ複本位制と異なり、一國單獨に此制度を行ふを得るの理由として、特にマーシャル氏の指摘したる所なれども、一方より見れば、複本位制に於ては、全然流通外に驅逐せらる可き貨幣が金銀合成本位

制の下に於て、準備として留保せらるゝは、即ち矯制作用の効果を薄弱ならしむるものに外ならず。前記の例に就て見るも、紙幣を以て引出したる金貨を流通外に排除するは、損益上何人も爲す能はざる所なり。矯制作用に供せらる可き金は、單に地金として、又は工藝品として、現存するものに限らるゝを以て、其供給の増額寡少なると同時に、銀に對する需要の力も亦微弱ならざるを得ず。而して矯制作用の微弱なる以上は、市價の變動を抑制するの効力亦容易に事實に現出し難きを以て、重量の比率と市價との一致せざる間は、紙幣の價格は金貨を以て、之を測定せんか、常に動搖するを免がれず。即ち左の如し。

金 1 : 銀 20. 銀塊一オンス = 47<sup>1</sup>/<sub>15</sub>. £1 紙幣 = 金 56.5 + 銀 1130.

金 20 S = 113. プレインソ. 56.5 = 10. S 銀 444 プレインソ = 47. <sup>1</sup>/<sub>15</sub>. 1130 = 120<sup>1</sup>/<sub>15</sub> (10<sup>1</sup>/<sub>15</sub>)

金 56.5 + 銀 1130. = 20

金 1 : 銀 30. 銀塊一オンス = 31<sup>1</sup>/<sub>43</sub>. £1 紙幣 = 金 56.5 + 銀 1130.

金 20 <sup>1</sup>/<sub>43</sub> = 113. プレインソ 56.5 = 10. <sup>1</sup>/<sub>43</sub> 銀 444 プレインソ = 31<sup>1</sup>/<sub>43</sub>. 1130 = 80. <sup>1</sup>/<sub>43</sub> (6<sup>1</sup>/<sub>43</sub> 80)

金 56.5 + 銀 1130 = 10 <sup>1</sup>/<sub>43</sub> + 6 <sup>1</sup>/<sub>43</sub> 80 (16 <sup>1</sup>/<sub>43</sub> 80)



斯の如く爲れば、金銀合成本位制の國の爲替相場は金銀市價の變動に依て、金本位國に對して、動搖するを免がれざるは勿論、複本位制と同じく、其實行を國際間に及ぼすに非ざれば、効果薄弱なる可く、而して國際間の協定困難なるに於ては、此制度も亦結局不可行に終るの嘆なきを得ざるなり。

オックスフォード大學の教授エッチワース氏が金銀合成本位制に對して、試みたる批評は大體如上の説明と同一なるを以て、其要點を譯載し、讀者の印象を深からしむ可し。(Edgeworth-Thomson's on Monetary Reform, Economic Journal, Sept. 1895.)

假に英國が獨力を以て、此制度を實施したりとするに、本位貨幣の價格の變動を減縮するの點に於て、利益する所ある可し。唯金貨國に對する爲替相場に動搖を免がれずとするも、一方に銀貨國に對する爲替相場に確實を加ふるの利益を以て、前者の損失を補ふを得べし。蓋し銀と金銀混合物との價格の差は金銀價格の差の如く、甚だしからざるを以てなり。

複本位制の作用をして成效せしむるには、本位貨幣の現在高が新に供給せらる可き金屬の高に對して、充分なる比例を保たざる可からず。若しも其高にして

不充分なる場合に、金屬の供給急劇に増加せんか、爲めに複本位制の基礎は破毀せらるゝを免がれず。然れども金銀合成本位制に於て、一金屬の供給増加したりとすれば、即ち如何。最も不良なる結果の現はるゝを想像するも、尙ほ供給の増加したる金屬例へば銀が紙幣と爲る場合に、必要なる伴侶を得ずして、市場に汎濫す可きのみ。然も工藝上の用に供せられ、又は貯藏せられ、又は合成本位制以外に使用せらるゝ金は必ず其地位を離れて、銀と伴侶を爲すことを認めざる可からず。故に最惡の結果を云ふも、新に供給せられたる銀が伴侶を得ずして、次第に消耗するのみにして、此の事實は一方に銀の生産を抑制するに至る可し。

エッチワース氏は寧ろ成效の方面より合成本位制を觀察したるものなるが、吾人の所見を以てするに、今日金銀の生産消費又は列國に於ける貨幣制度の關係より云ふときは、氏の所謂最惡なる結果なるものが合成本位制の下に於て容易に發現するを免がれざるなり。



## 第二節 計表本位制

第二に舊來の本位制度と聊か趣の異なるは計表本位制 (Tabular Standard; Multiple Standard) と稱せらるゝものなり。此制度に關する議論は敢て今日に始まれるには非ず。ジョセフ・ロー。ポレット、スコロップ等は千八百二三十年代に既に此種の議論を唱出し、而してスコロップが提案の理由として、政府が一國貨幣制度を統制するに當て第一に着眼す可きは、貨幣をして其價格に生ずる變動を最少ならしむるに在りと云へるに徴するも、此制度の趣意を知るに足る可く、近時貨幣本位に關する問題の喧傳せらるゝに隨ひ、再び此制度を主張する者あるを見るも、亦怪むに足らざるなり。 (Joseph Love, The Present State of England, 1832. Ponlett Scope-Examination of the Bank Charter Act, 1833.)

元來債權者並に債務者をして、公正なる關係を持せしめんとするには、債務者の借入れたると同一價格の貨物を以て、債務を辨濟せしむるを要す。貸借の期間内に於て、貨物の價格騰貴せんか、其少量を以て辨濟を行ひ、貨物の價格低落せんか、其多量を以て辨濟を行はしむることに依て、債權債務の關係に均衡を保たしむるを

得べく、之を貨幣經濟の行はるゝ今日の時代に應用せんか、貸借の成立したる當時と辨濟の行はるゝ當時とに於て、貨幣の購買力の同一なるを必要とす。然も今日の貨幣制度に於て、債權債務の關係に如上の公正を保たしむるを得るやと云ふに、然らざるものあり。一國が貨幣法に於て、貨幣價格の單位を定め、定量の金屬を以て、之に充つるときは、之を價格の尺度とし、又其標準とす。而して此金屬の定量は法律を以て一定し、法律の改正せられざる限り、妄に變動することなしと雖も、其定量の金屬の貨物勤勞に對する購買力に至ては常に變動するを免かれず。金は他の金屬に比して、價格の確實なる故を以て、各國に於ける本位貨幣の資料に充てらるゝと雖も、固より比較的確實にして、絶對的確實に非ざるは、金の價格が從來貨物に對して、或は騰貴し、或は低落したるの事歴に徴して明なり。即ち貨幣制度に於て採用せらるゝ價格の尺度若しくは貸借の標準は度量衡法に於て定まれる尺度數量と異なり、自ら變動するの性質あると、斯の如し。斯る性質の貨幣を標準として、貸借を決濟し、其期間内に於て、貨幣價格に何等の變動を生ぜざりし場合と同一の關係に、債權者並に債務者を居らしめんとするには、如何なる手段を取るを以て、



可なりとするや。貸借契約締結の當時、債権者が債務者に交付したる貨幣は或る價格を有し、此價格は其貨幣を以て買入るゝ貨物の代價に依て、之を測定するを得る以上は、貨幣價格の變動より生ずる損益關係は之を貨幣以外の他の標準に依て訂正し、債権者をして貸付を爲したると同一の購買的效果を有せしむるを必要とす。此標準として、單一の貨物を使用するの所説は古來頻に行はれ、而して何れも其長期を通じて、價格の確實なることを理由とし、現にアダム・スミスの如き、穀物が價格の尺度として、確實なる所以を論じたり。(Wealth of Nations, BK. II. ch. II.)長期間を通じて云ふときは、或は其理由ある可し。然も短期間に於ては、一貨物の上に價格の急劇なる變動を見ることあるを以て、單一の貨物は價格の標準として、適切なる能はず。茲に於てか計表本位制の所説起るに至れり。

計表本位制の下に於ては、先づ社會に於て廣く個人の消費に供用せらるゝ貨物若干を蒐集して、其物價を代表し、此代表的物價即ち指數の増減を標準として、債務償還の際に、貸借の金額に増減を加へんとするものなり。故に昨年六月甲より一年の期限を以て、百圓の資金を乙に貸渡し、且つ當時の指數一〇〇なりしに、本年六

月債務償還の時期に至りて、指數が一二〇に増加したりとすれば、一年の間に貨幣の價格は一般貨物に對して二割を減じたるものにして、若しも乙をして昨年借入れたると同額の貨幣を甲に償還せしむれば、乙は負擔の輕減に依て、二割の利益を得るに反し、甲は貨幣購買力の減損に依て、二割の損失を蒙らざるを得ず。固より貨幣の價格が繼續して低落するときは、金利歩合の騰貴に依て、債権者の利益を保護し、又債務者の輕減せられたる負擔を加重するに至ること、前論の如くなれども、此自動的調節は貨幣價格の低落と同時に、又同一の程度を以て、行はるゝを保す可からざるが故に、債権者と債務者との利害の衝突は當然存在するものと認めざる可からず。此際計表本位制に於ては、指數の示す所に據り、貸借の金額に修正を加へ、乙をして百二十圓を甲に返済せしむ。指數にして右の如く變動せる場合には、乙が今年返済する百二十圓は昨年借入れたる百圓と同等の購買力を有し、而して甲が昨年貸渡したる百圓は本年返済せらるゝ百二十圓と同等の購買力を有するを以て、右の如く指數の増減を標準として、貸借の關係を定め、目的物の金額を左右するときは、物價の變動即ち貨幣價格の高低如何に拘はらず、債権者と債務者とは



貸借を決済する場合に、其取引を結びたる場合と同等の地位に立ち、損得の影響を蒙ることなきものなり。即ち計表本位制に於ては、債権者並に債務者をして、貸借當時に於て、或る貨物に對して有したる同一購買力の貨幣を決済當時に於て、授受せしむるを主眼とす。固より此本位制を取る後に於ても、交換の媒介物たり、價格の尺度たるは、依然金屬を資料とする貨幣なれども、之を貸借の標準たらしめず、貸借の標準としては、金屬を資料とする貨幣以外の本位を用ひんとするものに外ならず。從來の本位制度は其組織の根柢に於て、交換の媒介物たり、又價格の尺度たるものをして、貸借の標準たるものと同一體ならしむるを要件としたるに反し、計表本位制に於ては、貨幣の職務を分離し、交換の媒介、價格の尺度には、貨幣を以て之に充つると雖も、貸借の標準には、多數の貨物代價を代表する指數を以てせんとするものにして、此一事は計表本位制の特色とす可きものなり。

貨幣本位に關する學說を研究するに當て論述したるが如く、貨幣本位制度の眼目とする所は、貨幣價格の確定を期するの一事に存すと雖も、金又は銀の如き、單一の貨物を資料とする本位貨幣を以てしては、到底所期の目的を達する能はず。之

に反して長期の貸借を決済するに當り、其標準即ち本位として、各種の貨物代價を湊合し之を代表する指數を以てするときは、一貨物の代價變動は他の貨物に於ける代價變動に依て制せられ、全體をして其期間に於ける價格の確實を維持するを得べく、又此指數を基礎として、貸借の目的的に増減を加ふるが故に、物價變動に伴ふ不確實を除却するに難しとせず。計表本位制の基礎とする所は全く此推定に重きを置きたるものにして、ジェヴォンズ氏は之を以て、價格の變動を廣大なる範圍に推及して、之を減殺する複本位制の原則を適用したるものなりとの見地より其効果を認め、此制度の下に於ても、信用が定期に破壊するを免かれざれども、物價が下落するに隨て、債務者の負擔も亦軽減せらる可きを以て、恐慌の機會を減ず可しと云ひ、(Jevons, Money, p. 333) ウォーカー氏も亦之を以て定期の債務又は永久の放資に對して、非常の利益を與へ、總て一定の利子其他確定せる收入に依て生活する者の利益を保護すと云へり。(Walker, Money, pp. 157-63)

計表本位制に對する以上の贊成論たる、多く抽象的見地に基きたるものにして、此制度に學理上の根據あるは、疑を容れざる所なれども、更に歩を進めて、實行の難



易如何を見るに、困難なる事情の伴ふもの少なしとせず。第一は此本位制の基礎たる可き物價の平均數即ち指數の算出法に關するものなり。既に前章に於て述べたるが如く、指數を算出するに當り、如何なる種類の貨物を物價表中に加入せしむ可きや、各種貨物の間に、平均數を算出するに先だち、如何なる標準を以て、輕重の差を設く可きやの問題を解決せざる可からずと雖も、其解決には殆ど一定の原則なるものを存せず、編成の局に當る者の專斷に依る所多しとす。若しも指數算出の目的をして、單に物價高低の状態を概示するの具たるに止まらしめんか、或は之を以て可なりとす可きも、斯る漠然たる數字を用ひて、之を貸借の標準たらしめ、以て債權者債務者の間に公正の關係を保たしむるを得るや否や、疑はしきものあり。第二に指數編成の局に當るものは充分なる知識を有するに加ふるに、各種の利害關係に對して、超然たる地位に居るを必要とす。隨て民間に於ける私人又は團體よりは、國家を以て、其任に當るに適すとすは、自然の順序なるが如しと雖も、本來國家は其民間に對する關係より云ふときは、常に多額の債務を有するものにして、指數の騰落に對して、必ずしも超然たる地位に居らず。隨て其編成したる指數は

往々世間の邪推する所と爲りて、種々不信の批評を蒙ることある可く、又實際財政困難の場合には、國家は財政上一時の急に驅られて、自己に有利なる指數を算出することなきを保し難く、一方に債權者債務者共に自己に利益ある算出の結果を得んとして、賄賂其他の不正手段を施し、價格の確實を目的として、立案せられたる計表本位制が却て本位の不確實を招くの具たるに終るやも未だ知る可からざるなり。第三計表本位制の下に於て、定期支拂に關する取引は其決濟せられたる後に於ては、債權債務の公正を保ち得べしとするも、尙ほ其決濟せらるゝに先だち、債權者は幾何の貨幣を以て、權利を回收するを得るや、債務者は幾何の貨幣を以て債務を決濟するや、之を知る能はずとすれば、取引上の危険を大ならしめ、投機を誘導するの恐あり。殊に英國の如き、國際金融上特殊の地位に居る國に就て考ふるに、今日外國人が倫敦宛手形を振出し、倫敦を以て手形の支拂地とするの結果、多額の金融取引が倫敦に吸引せらるゝに至るは、要するに其當事者が手形を支拂ひ、又其支拂はるゝ目的物の金貨なることを知るが爲めなり。然らば計表本位制の下に、價格の標準たるものが内國の物價と共に變動せんか、外國の放資者は倫敦に於ける



取引に就て不安の念を感じ、金融取引は倫敦を去つて、他に赴かざるを得ず。第四、計表本位制にして、實行せらるゝも、固より一方に貨幣は世上に流通し、商人の如き定期取引は計表本位に據り、現金取引は貨幣に據り、收支の計算に二種の本位を使用す可く、而して計表本位に據る收支の計算は取引期限の到來するに非ざれば、其實數を知る能はざるに於ては、商業上の計算を不確實ならしむ可し。

近時計表本位制の觀念に基礎を置き、貨幣本位の新方案を案出したるものを米國エール大學教授ア・ヴキング、フキツシャー氏とす。氏は千九百十二年發行したる著書貨幣の購買力 (Irving Fisher-Purchasing Power of Money) 第十三章に於て從來物價の平準を確實ならしむるの目的を以て試みられたる種々の貨幣本位案を掲げたるが、氏の新案として主張するは、金爲替本位制と計表本位制とを連結したる制度にして、各國をして造幣局を閉鎖して、金貨の自由鑄造を廢止し、以て金貨に地金以上の價格を付與せしめ、一方に國際統計局に於て指數を調査編成し、金の市價を指數にて除したるものを以て、金の公定價格とし、此價格に依て、政府と人民との間に金の賣買を行はしめ、以て貨幣價格を調節するの一事を、方案の骨子とす。假に此制度、行はれん

か、物價騰買の際には、金の公定價格は市價以下に低落し、物價下落の際には、金の公定價格は市價以上に騰貴す可きが故に、前者の場合には、政府は自ら金地金を賣却して、通貨を縮少し、騰貴せる物價を低落せしめ、後者の場合には、政府は地金を買入れて、通貨を膨脹し、低落せる物價を騰貴せしめ、此手段に依て一國物價の平準を維持するに必要なる程度まで、或は通貨を收縮せしめ、或は之を膨脹せしむるを期するものなり。之に次いでフキツシャー氏は第二案として、國家が鑄造料賦課の程度に依て、地金價格以上の貨幣價格を貨幣に付與する趣意に基き、金貨價格の貨物に對して、低落する程度に應じて、加重せられたる金地金を以て、金貨を兌換し、以て金貨の購買力を同等の程度に維持するの點に着眼し、國家は造幣地金と兌換地金とを定め、造幣地金に準じて、金貨を鑄造し、之を流通に付するも、其金貨價格にして低落したる場合には、此低落を補足するまで加重したる兌換地金を以て、之を兌換し、而して金貨價格の變動は指數の高低を以て之を測定するの方案を公にしたり。

(Quarterly Journal of Economics, Feb. 1913.)  
I. Fisher-A Compensated Dollar.

以上二種の方案に對しては、幾多の疑點なき能はず。第二案に就て考ふるに、鑄



造料と物價平準に於ける變動との間には、正確なる關係を存するものに非ず、國家が繼續して鑄造料を加重せんか、能く物價の騰貴せんとする無限の勢を防遏す可しとするも、尙ほ短期限に於ける物價の變動を制止する能はず、之を制止する能はざれば、鑄造料の變更と共に、物價を紛更せしむるを免かれず。又此方案にして實行せられんか、一國の爲替相場が、造幣地金より金の輸送費を低減したる程度以下に、低落せざれば、金は國內に現送せられざると同時に、造幣地金に金の輸送費を加重したる程度以上に騰貴せざれば、金は海外に現送せられざるを以て、自ら爲替相場變動の區域を大ならしむるは勿論、此變動に應じて、投機の弊を誘致するに至らざるを得ず。更に第一案に就て見るに、金の市價に於ける變動に依て、物價を調節せんとするは、却て物價の變動を頻繁ならしむるの恐あるのみならず、假に金貨鑄造の人為的制限行はれて、金の貨幣價格と地金價格との間に大なる差違を生じ、一方に物價が近時の勢を以て、騰貴せざる爲めに、金に對する造幣上の需要少なく、爲めに金の地金價格低落して、兩者價格の差違益々大ならんか、自ら此制度の維持に困難を訴へざれば已まず。况や兩方案共に、國際的協定を必要とすれども、從來の

實驗殊に各國が近時金貨本位制の基礎を鞏固ならしめんとしつゝあるの事歴より云ふときは、此種協定の成立は事實困難なる可し。或は今後金價大に低落せんか、此困難を排除するに至る可きも、今日の程度を以てしては、未だ其然るを信ずる能はず。



### 第七章 金銀の産出並に近時の物價問題

#### 第一節 金銀産出の統計

金銀は貴金屬として、二千年以來、文明國に於ける貨幣の資料に供用せられ、未だ溢る所あるを見ず。蓋し金銀は貨幣の職務を履行するに最も適當なる資質を具するが爲め、自然他種の金屬を排除して、斯る特殊の地位を占むるに至れるものにして、假令今日紙幣を始め各種信用證券の流通が各國の通貨制度に於て重きを成すに至れりと雖も、貨幣は即ち信用の基礎なるを以て、紙幣其他の信用證券を極度に發行して、貨幣を排除するときは、結局一國の信用取引を危殆ならしめざれば已まず。此一事は今日貨幣の流通が貨幣制度に於て、又信用制度に於て、如何なる地位に居るやを明にするものなり。果して然らば貨幣の資料たる金銀産出の狀態が貨幣經濟の成立維持に重大なる關係を有するは、明白にして、(第一)金銀の産出高寡少にして、之に對する需要に應ずる能はざるときは、貨幣をして完全に貨幣たるの職務を盡さしむるに困難と爲り、(第二)金銀兩種の金屬の間に於ける産出の

關係は自然金銀の市價に變動を惹起し、時に本位制度を選択するの標準たることある可く、(第三)金銀の産出が常に之に對する需要と適合を保ち、始めて本位貨幣の價格の確實なるを望むを得べし。即ち金銀産出の狀態を知得するは、本位制度の問題に關聯して、最も必要にして、本章に於て聊か歴史的研究を試んとする所以なり。

古代に於ける金銀生産の狀態を研究するは、甚だ困難にして、材料の出所に正確を缺くの嫌あるを以て、先づ米國發見以後の歴史に就て論ず可し。材料は専ら獨逸のゼーントベル、レキシス兩氏並に米國造幣局長の調査報告に據る所多し。先づ千四百九十三年以後世界に於ける金銀産出額並に價格を表示すれば左の如し。

平均	金		銀	
	重量	價格	重量	價格
一四九三—一五二〇年	五、八〇〇 <small>千馬克</small>	一六、一八二	四七、〇〇〇 <small>千馬克</small>	一一、二二〇
一五二一—一五四四	七、一六〇	一九、九七六	九〇、二〇〇	二〇、三七〇
一五四五—一五六〇	八、五一〇	二三、七四〇	三一一、六〇〇	七六、九六五



一五六一—一五八〇	六、八四〇	一九、〇八三	二九九、五〇〇	七二、七七九
一五八一—一六〇〇	七、三八〇	二〇、五九〇	四一八、九〇〇	九八、八六〇
一六〇一—一六二〇	八、五二〇	二二、七七七	四二二、九〇〇	九六、四二一
一六二一—一六四〇	八、三〇〇	二二、一五七	二九三、六〇〇	七八、三二六
一六四一—一六六〇	六、七七〇	二四、四六八	三六六、三〇〇	七〇、三三〇
一六六一—一六八〇	九、二六〇	二五、八三五	三三七、〇〇〇	六二、六八二
一六八一—一七〇〇	一〇、七六五	三〇、〇三四	三四一、九〇〇	六三、五九三
一七〇一—一七二〇	一二、八二一	三五、七六八	三五五、六〇〇	六五、〇七五
一七二一—一七四〇	一九、〇八〇	五三、二二三	四三一、二〇〇	七七、七七二
一七四一—一七六〇	二四、〇一〇	六八、六六二	五三三、一四五	一〇〇、七六四
一七六一—一七八〇	二〇、七〇五	五七、七六七	六五三、七四〇	一二四、〇二一
一七八一—一八〇〇	一七、七九〇	四九、六三四	八七九、〇六〇	一六二、六二六
一八〇一—一八一〇	一七、七七八	四九、六〇〇	八九四、一五〇	一六〇、〇五三
一八一—一八二〇	一一、四四五	三一、九三二	五四〇、七七〇	九七、三三九

一八二一—一八三〇	一四、二一六	三九、六六三	四六〇、五六〇	八一、五一九
一八三一—一八四〇	二〇、二八九	五六、六〇六	五九六、四五〇	一〇五、五七二
一八四一—一八五〇	五四、七五九	一五二、七七七	七八〇、四一五	一三七、三五三
一八五一—一八五五	一九九、三八八	五五六、三〇八	八八六、一五	一六〇、三八七
一八五六—一八六〇	二〇、一七五〇	五六二、八九九	九〇四、九九〇	一六四、七〇九
一八六一—一八六五	一八五、〇五七	五一六、三二六	一、〇一一、一五〇	一九九、三〇八
一八六六—一八七〇	一九五、〇二六	五四四、一三九	一、三三九、〇八五	二三九、六九六
一八七一—一八七五	一七三、九〇四	四八五、二〇七	一九六、九四二五	三四四、六四九
一八七六一—一八八〇	一七二、四一四	四八一、〇四五	二、四五〇、二五二	三八二、〇六二
一八八一—一八八五	一五四、九五九	四三二、三〇〇	二、八〇八、四〇〇	四二四、八〇〇
一八八六一—一八九〇	一六九、八六九	四七三、九三四	三、三八七、五三二	四四八、〇〇〇
一八九一—一八九五	二四五、一七〇	六八四、〇三一	四、九〇一、三三三	五五四、二〇〇
一八九六一—一九〇〇	三八七、二八八	一、〇八二、二三五	五、二〇五、〇五三	五三二、八〇〇
一九〇一	三九六、二八八	一、一〇五、六四四	五、四四四、一九三	四四〇、九九六



一九〇二	四四五、四五三	一、二四二、八一四	五〇一九、一〇三	三五九、一三〇
一九〇三	四八九、八一〇	一、三六六、五七〇	五、三〇二、四九三	三八六、五六六
一九〇四	五〇三、一〇四	一、四〇三、六六三	五、四六三、六五六	三九六、三四〇

## 第二節 金の産出

先づ前節に掲げたる統計表に就き、時期を劃して、金の産出状態を説明す可し。

第一期(一四九三—一六八〇年) 金の産出は千四百九十三年より十七世紀並に十八世紀の終に至るまで、少額なりと雖も、絶へず増加の跡を示したり。歐洲に於てはザルツブルヒ地方の金鑛は十五世紀の中頃より十六世紀の中頃に至る間、採掘の全盛期に居れり。獨逸、ボヘミヤ、佛蘭西等に於ける砂金の採取は十六世紀の始に於て、既に其高を減じ、歐洲の産金額は概して不良の状態と爲れるが、之に反して阿非利加に於ける産出額は著しく増加し、ゼイトベル氏の計算に據れば、同地より歐洲諸國に輸入せられたる金は十六世紀には六億九千萬馬克、十七世紀には五億六千萬馬克を下らず、又十六世紀の後半より十七世紀に至る間、和蘭、葡萄牙

の貿易商の手を経て、日本より歐洲に輸送せられたる金の高も亦少なからざりと云ふ。

亞米利加大陸發見當時に於ける金の産出額は世人の想像するが如き多量に上らざりき。レキシス氏の調査に據れば、千五百年より千五百二十一年に至る産出額は千五百萬馬克に過ぎざりと云ふ。唯千五百十九年にはコルテズの墨西哥侵入あり、千五百三十九年にはピザロの秘露征服あり。彼等は被征服地に於て、金鑛を掠奪し、苛酷なる勞働條件を以て土人をして諸地方に於ける金鑛の採掘に當らしめたるを以て、金の産出額は著しく増加し、千五百二十六年より千五百四十七年に至る間、墨西哥のみを以てして、産出額總計八千萬馬克、年額平均三百二十萬馬克に達し、千五百四十八年より千七百年に至る間は、平均年額は百萬馬克に減少し、十八世紀に至りて、四百萬馬克に増加したり。又秘露に於ける砂金の採取高は千五百三十四年より千六百年に至る間、二億一千万馬克即ち年額平均三百二十萬馬克、十七世紀には平均年額四百五十萬馬克にして、又智利よりも十六世紀の後半期に至り、金の産出するものありたり。當時是等の産金地方と相並んで、重要な地位



を占めたるは、ニューグラナダ地方にして、千五百三十七年より千六百年に至る一年平均産出額は五百五十八萬馬克、十七世紀に於ける平均産出額は九百七十五萬馬克、十八世紀に於ける平均産出額は千四百萬馬克に上れるの計算なり。

故に此一期間専ら金を産出したるは、南米諸地方にして、其産出高は高低殆ど極まりなき間に於て、徐々増進の跡を示したること明白なりとす。

第二期(一六八一—一七六〇年) 十七世紀の終りに至り、米國大陸發見以來、徐増加したる金の産額が急劇に増加したること別表に示すが如し。其原因は伯刺爾に於ける新金鑛の發見、並に採掘にして、其産出力の豊富なる、他地方の金鑛の及ぶ所に非ず。ニューグラナダの産出高も、遂に之に凌駕せられたり。今、此期間に於ける世界産金額の全體並に伯刺爾に於ける産金額の割合を掲ぐれば、左の如し。

一年平均	伯刺爾の産金額	伯刺爾以外の産金額
一六八一—一七〇〇年	三〇〇 <small>十萬馬克</small>	二五、八 <small>十萬馬克</small>
一七〇一—一七二〇	三五、八	二八、一

一七二一—一七四〇	五三、二	二四、九	二八、三
一七四一—一七六〇	六八、七	四〇、七	二八、〇

即ち此期間、世界の産出額は三千萬馬克より六千八百七十萬額馬克に増加したるものにして、伯刺爾以外の産金額は略ぼ同一の高に在りたるより云ふときは、増加の重なる原因は伯刺爾の産額増加に外ならざるを見る可く、前期に次いで歐洲諸國の物價は一般に騰貴し、貨幣の供給高亦増加したり。

第三期(一七六一—一八二〇年) 千七百四十一年より千七百六十年に至る二十年間、金の産出額は空前の高に達したるが、千七百六十一年來伯刺爾に於ける金の産額次第に減少し、十七世紀の終末當時の割合に復したるが爲め、世界に於ける産金額も其餘響を受けて、漸次減少したり。今ゼイトベル氏の調査に據り、伯刺爾に於ける産金額の増減を見るに、左の如し。

一年平均	伯刺爾の産金額	伯刺爾以外の産金額
一七四一—一七六〇年(平均)	四〇七 <small>十萬馬克</small>	一八〇一—一〇 <small>十萬馬克</small>
一七六一—一八〇	二八、九	一八一一—二〇
一七八一—一八〇〇	一五、二	四、九



伯刺爾產金額の減少、斯の如くなりしを以て、ニエーグラナダ地方は再び産金地として重要な地位を占むるに至れるが、暫時にして衰運に傾き、千八百一年より千八百十年に至る一年平均産出額は一千四百萬馬克なりしに、千八百十一年より千八百二十年に至る平均産出額は八百四十萬馬克に減少したり。殊に當時金の産出を妨害したるは、南米並に中央亞米利加の諸地方が西班牙政府の暴政に堪へずして、獨立を企て、戦争の後、各自共和國を建設したるの一事にして、之が爲に墨西哥の如き千八百一年より同十年に至る平均年産額四百九十萬馬克に對して、千八百十一年より同二十年に至る平均産出額二百九十萬馬克に減少し、ボリヴェア、秘露の産金額も同時期に於て、五百萬馬克より二百九十萬馬克に減少し、歐洲に於ける産金額も舊と異ならざりしを以て、千八百十一年より同じく二十年に至る時期と、千七百四十一年より千七百六十年に至る時期とを比較するに、世界全體の産金額は一年平均六千八百七十萬馬克より三千百九十萬馬克に減少し、殆ど五割以上の減額を示せり。

第四期(一八二一—一八四七年)

此期間に於て世界に於ける産金額が再び増

加し、然も増加の程度急劇なりしは如何なる原因に基くやと云ふに、烏拉爾並に西比利亞地方に於ける露國の鑛業、盛大と爲りたるの一事に在り。今ゼイトベール氏の調査に據るに、千八百十一年より千八百二十年に至る間、露國に於ける産金額は一年平均九十萬馬克を上らざりしに、其後金の沈澱地が各地方に開放せられ、露國をして此期間に於て産金地の主位を占むるに至らしめたり。其産出額左の如し。

重量	價格
一八一六—一八二〇 <small>(二年平均)</small>	二七七 <small>十萬馬克</small>
一八二一—一八三〇	三四五一
一八三一—一八四〇	七〇九〇
一八四一—一八四五	一七九三六
一八四六—一八五〇	二六、五一八

第五期(一八四八—一八七〇年) 千八百四十八年米國に於て、加利福尼の金鑛發見せられ、其産出力の豊富なる、嘗て世界に其比を見ず。又千八百五十一年には



濠洲のウヰクトリア並にニューサウスウヰルスの兩地に於ても金鑛の發見あり。續て千八百六十年より以後、數年の間に合衆國の西部諸州コロラド、デコタ、モンタナ、ネヴァダ等にも金鑛發見せられ、夫れ採掘に着手したる爲め、此期間金の産額は最も其盛大を致せり。現に合衆國のみにて千八百五十一年より五十五年に至る間は一年平均二億四千八百萬馬克を産出し、後には斯る多額に達したることなきも、尙ほ千八百五十六年より千八百六十年に至る平均産額は二億一千二百萬馬克に上れり。而して濠洲の産額は千八百五十六年より千八百六十年に至る間に其最高額一年平均二億三千萬馬克に達し、千八百六十六年より千八百七十年に至る期間に於ても、尙ほ一億九千六百萬馬克に上れり。之と同時に露國の産額も千八百四十年來常に増加し、千八百六十六年より七十年に至る一年の平均八千四百萬馬克を上下し、近時米國並に濠洲の産出額は稍や減退の傾ある間に居りて、獨り益々増加の勢を示して已まず。

之を全體より觀察するに、千八百五十一年より同六十年に於ける世界全體の産金額は一年平均五億六千萬馬克にして、次の十年間に於ける平均産出額も亦五億

三千萬馬克に上れり。即ち此二十年間に於ける平均産出額は千八百十年より千八百二十年に至る平均産出額の十八倍にして、又二十年間の産出額累計は千六百年より千八百十年に至る二百五十年間の産額に匹敵するの計算なり。斯る急劇なる金産額の増加が當時の物價に及ぼしたる影響を考量するに、固より歐洲諸國の物價は此期間に於て、概して騰貴したりと雖も、其程度は二三割に止まり、米國發見後に起れる物價の革命に比す可くも非らず。其然る所以は、第一貨幣に對する需要が文明國に於て、生産交換に上る貨物の多量と爲りし爲めに増加し、第二、當時金銀共に貨幣として自由に使用せられ、隨て金の新供給は單に金のみならず、金銀全體に其影響を波及し、第三、金の新供給は一部分銀に代つて使用せられたる等に之を歸せざる可からず。

第六期(一八七一—一八九〇年) 千八百七十年以後、濠太利に於ける金の沈澱地が續々閉鎖せられたる爲め、其産出高は漸次減少し、千八百八十六年の産額は僅に四萬基に過ぎず。之を千八百五十六年より同六十年に至る一年平均産額八萬二千四百基に比較すれば、半額以下の減少なり。而して加利福尼に於ける産金額



も亦略ぼ同様の割合にて減退したるを以て、合衆國全體の産出額は千八百五十一年より千八百五十五年に至る平均八萬八千基より千八百八十三年には四萬五千基に減少し、露西亞の産出額も千八百八十年來減少したり。事情斯の如くにして重要な産金地に、是等の變動を生じたるを以て、世界全體の産金額が減少するは當然にして、現に千八百五十一年より七十年に至る平均額は十九萬五千基なりしに、千八百八十三年の産額は十四萬八千六百基と爲れり。斯く金の産出額減少して其供給を減ずるときは、金の価格は騰貴し、金鑛採掘の利益を増加して其産出を奨励す可き筈なるに、事實は之に反して容易に金の産出増加を來さざるより、此際金産出の前途に關して、最も悲觀的意見の出づるを免かれざりしなり。

第七期(一八九一年—現今まで) 第六期に於ける産出の状態は前記の如くなりしが、同期の終に臨んで、濠太利の産金額は稍や恢復の徴候を現はし、合衆國の金鑛業も亦盛大に赴かんとし、殊に南阿弗利加に於て新に金鑛の採掘せられたる爲め、再び世界に於ける産金額を増加するの勢と爲り、第七期に於て最も明に此事實を見るに至り、十九世紀の終には世界の産金額は加利福尼、濠太利の金鑛發見當時

に於ける産額の二倍半以上に上れり、以て其一斑を窺ふに足る可し。

最近十年間世界に於ける産金地として最も有力なるは南阿弗利加ウ・ットウ・オ・ター・スランド地方にして、千八百九十一年以後其産額は年々二倍三倍の割合を以て増加して已むことなし。同地は砂金の沈澱地に非ず、純然たる石英質の金鑛(Quartzberg)にして、隨て他の産金地と比較して金の採掘に困難なるは論を俟たず。然も從來の産金地の中にて、産出額最も豊富にして、現に千八百九十八年の産額は十二萬六百基に達し、其価格は三億三千六百四十萬馬克に上れり。其後英國と戰爭の爲め一時産出額に減少を來したれども、平和克復の後に於ては戰時金鑛の開發を妨げたる労働者並に資金不足、事業に對する行政上の壓迫等なきに至れるを以て、更に増加の著しきものあるは必然の成行と云ふ可し。

トランスヴァールの外に、新に産金地の列に入りたるは印度にして、千八百八十八年始めて採掘に着手したるが、産額大に増加し、千八百九十九年の産額は三千七百五十萬馬克に上れり。此外に支那黒龍江沿岸に於ても、産額増加したる爲め、千八百九十九年に於ける支那の産金額は二千六百四十萬馬克に上り、又千八百九十



五年以後合衆國の西北部地方加奈陀のクロンダイク地方、アラスカ等の産金額も増加し、是等の地方は氣候の關係より採掘に困難なるにも拘はらず、千八百九十五年加奈陀の産額は九千萬馬克に達せり。

斯く第七期に臨んで新鑛山又は新産金地の發見せられたる爲め、第六期に於ける産金額の減少を補うて餘りあるのみならず、從來採掘の鑛山も亦産額を増加し、合衆國並に濠太利は千八百九十一年より千八百九十九年に至る間に産額を二倍し、殊に合衆國に於てはコロラド地方、濠太利に於ては西部地方の金鑛開發著しき爲め、産額の上より云ふときは南阿弗利加と共に伯仲の間に在り。例へば千八百九十九年には濠太利の産額は三億三千三百萬馬克にして第一位に位し、南阿弗利加は三億〇七百萬馬克の産額にして之に次ぎ、合衆國は二億九千八百萬馬克にして第三位に在り。第四位に位するは露西亞にして、千八百九十五年の産額は一億二千百萬馬克に上りたるが、其後多少減少して、千八百九十九年には九千三百萬馬克となれり。是等を世界に於ける産金地方の重要なものと云ふを得べし。今、各地方に於ける産額を區別すれば、左の如し。

年次(平均)	合衆國		濠太利		露西亞		南阿弗利加	
	重量	價格	重量	價格	重量	價格	重量	價格
一八五二—一八五五年	八八八〇〇 <small>基</small>	二四七、七五二 <small>千馬克</small>	六九、五七二 <small>基</small>	一九四、一三四 <small>千馬克</small>	二四、七三〇 <small>基</small>	六八、九九七 <small>千馬克</small>	—	—
一八五六—一八六〇	七七、一〇〇	二一五、一〇九	八二、三九二	二二九、八九一	二六、五七〇	七四、一三〇	—	—
一八六一—一八六五	六六、七〇〇	一八六、〇九三	七七、六三四	二二六、六七七	二四、〇八四	六七、一九四	—	—
一八六六—一八七〇	七六、〇〇〇	二二、〇四〇	六三、五二六	二〇五、一五三	三〇、〇五〇	八三、八四〇	—	—
一八七一—一八七五	五九、五〇〇	一六六、〇〇五	六三、一三三	一七六、一四五	三三、三八〇	九三、一三〇	—	—
一八七六—一八八〇	六三、九三〇	一七八、三三七	四五、二九四	一二六、三七〇	四〇、一四〇	一一、九九一	—	—
一八八一—一八八五	四八、〇八七	一三四、一六三	四三、五三二	一一一、四二六	三五、六七七	九九、三三四	?	?
一八八六—一八九〇	五〇、二七九	一四〇、六四四	四三、八八一	一一二、四二八	三一、九七三	八九、二〇五	六七三 <small>基</small>	一八、七五七 <small>馬克</small>
一八九一	四九、九一七	一三九、二六八	四七、二四五	一一一、八一四	三六、三五六	一〇一、四三三	二二、六八七	六六、〇八七
一八九二	四九、六五四	一三八、五三五	五一、三九八	一四三、四〇〇	三七、三三五	一〇四、一三七	三六、四六一	一〇一、七三六
一八九三	五四、一〇〇	一五〇、九三九	五三、六九八	一四九、八一七	三九、八〇五	一一一、〇五六	四四、〇九六	一三三、〇三八
一八九四	五九、四三四	一六五、八三〇	六三、八三六	一七五、三二三	三六、三三三	一〇二、二九八	六〇、五九五	一六九、〇六〇



一八九五	七〇,三三三	一九五,六七八	六七,四〇六	一八八,〇六三	四三,四七六	一一二,二九八	六七,〇四〇	一八七,〇四二
一八九六	七九,八八〇	二二二,八六五	六七,九八四	一八九,六七五	三三,四〇四	九〇,四〇七	六六,八一九	一八六,四三五
一八九七	八六,三二二	二四〇,八一〇	七九,二四四	二二一,〇九一	三四,九七七	九七,五八六	八八,一一一	二四九,八三〇
一八九八	九六,九九五	二七〇,六二六	九七,五九四	二七三,三八七	三八,三二四	一〇六,八九六	一一〇,五六六	三三六,三七八
一八九九	一〇九,九一一	二九八,二八二	一一九,三五二	三三三,九九二	三三,三五四	九三,〇五六	一一〇,一八三	三〇七,四〇八
一九〇〇	一一九,一一六	三三三,三六三	一一〇,五九一	三〇八,五四九	三〇,三二二	八三,九七五	一三〇,四〇八	三六四,四〇四
一九〇一	一二八,三六七	三三〇,二四四	一一五,六九七	三三二,七四四	三四,三八三	九五,九二八	一三六,七七七	三八,一三九
一九〇二	一二〇,三三三	三三五,八四〇	一二三,七四九	三四二,四七〇	三三,九〇五	九四,五九五	五八,七二六	一六三,八一八
一九〇三	一一〇,七七一	三〇八,九九九	一三四,三一一	三七四,五〇五	三七,〇六三	一〇三,四〇六	一〇二,三三四	二八五,四五六
一九〇四	一一一,五四四	三三八,二〇五	一四三,三九二	三四七,〇五四	三三,二五八	九〇,〇〇〇	一一一,七四四	三二一,六五四
一九〇五	一二三,七〇〇	三九〇,〇〇〇	一二九,二〇〇	三六一,〇〇〇	三四,二〇〇	九六,〇〇〇	一七〇,九〇〇	四七五,〇〇〇
一九〇六	一五五,三〇〇	四〇四,〇〇〇	一三三,〇〇〇	三四四,〇〇〇	三二,九〇〇	八九,〇〇〇	二〇六,〇〇〇	五七五,〇〇〇

之を概観するに、近時斯く金の産出増加を促すに至れる直接の原因は採掘並に精錬に關する技術の進歩に歸せざるを得ず。即ち技術の進歩は舊來採掘せられ

たる鑛山をして、尙ほ其採掘に堪へしめ、又は一旦停廢したる鑛山の事業をして復舊せしむるは勿論、新に發見せられたる鑛山と雖も、例へばトランスヴァールに於けるが如き、採掘の困難なるものに至りては、技術の進歩今日の如くならざるに於ては、到底以上の如き産出額に達するを得ざりし道理なり。故に今後技術上の改良と共に、益々金産額の増加を促すに至るの事實は最も囑目す可き所なりとす。或は金産額の増加の結果、一般物價騰貴せんか、金鑛事業に於ける生産費増加し、爲めに金産出額の増加を抑制するに至るの所説なきに非ずと雖も、技術の進歩に伴ふ生産費の減縮は自ら此勢を緩和するを以て、此所説は遂に之を承認するを許さざるなり。

第二に金産額に就て注意を要するは、以前金の産出が主として砂金の沈澱地に於て行はれたるに反し、今日は純然たる金鑛に技術を應用して、金石を採掘し、機械力に依て、之を精錬し、始めて金を供給するを得るの一事なり。即ち以前西班牙が亞米利加を發見したる當時に於ても、又伯刺爾、加利福尼、濠太利に於ける金鑛發見の場合に於ても、金は何れも沈澱地より産出せられたりと雖も、今日沈澱地に於け



る産出額は西比利亞エニセイスク、アラスカ、西部濠洲の一部地方に於て産出せらるるものを除くときは甚だ少なく、合衆國、濠太利は今日石英質の鑛山の採掘に従事し、南阿非利加は最初より此方法に依頼し、全體の産出額中、沈澱地の産出に係るものは三割以内に過ぎず。

斯く金の産出法が一變したる事實は金の供給に關して重要な關係ありとす。即ち金が沈澱地より採取せられたる場合には、之に従事したるは小資本の事業家にして、需要の如何に拘はらず、妄に供給を増加して、需給の調和を缺くの恐なしとせず。現に墺地利のズキス氏の如き、之を論據として金の價格に變動の多き事實を論證せんとしたると前論の如くなれども、今日の如く金の産出額にして、鑛山より來る部分多きときには、第一沈澱地を重なる供給地としたる場合よりも、産出上に持久繼續の力強く、第二産出上に急劇の變動を生ずるとなる可し。隨て今日より判斷するときは、ズキス氏が千八百七十七年公にしたる著書に於て、金の將來を論じ、現在の沈澱地にして、閉鎖せらるるときは、金の産出額に非常の減少を來す可しとしたる論據は全く誤まれるものなり。元來金鑛を開發して、其産出期に達

せしむるには、數年の歳月を要すと雖も、生産費並に産出額を推算するを得隨て危険の程度も他の事業に於けるが如く大ならざるを以て、大資本家の金鑛に對する放資は、今後依然行はれて、金産出上の特色を顯著ならしむ可し。

### 第三節 近時の物價騰貴

斯る金産出額の増加と相並んで、世人の注意を喚起するに至れるは、金貨國に於ける物價騰貴の大勢にして、各國に行はるる三四の指數に依て、其一斑を叙述すれば左の如し。

	一八九〇—一九九年	一九〇〇—一九九年	一九一〇年	一九一一年九月
英國(商務院)	一〇〇	一〇四	一一三	...
同 (ソリエル)	一〇〇	一一一	一一八	一二二
佛蘭西	一〇〇	一〇九	一一八	一二六
獨逸	一〇〇	一一五	一二八	一三九
合衆國	一〇〇	一一八	一三二	...



右の表中、特殊の點を擧ぐれば千八百九十年代の上半期に於て、各國の物價は下落の限度に達し、千九百年に至るまで漸次騰貴の方嚮に就き、一昂一低の間に、千九百七年再び騰貴の絶頂に至り、同年の恐慌に次ぐ一兩年間聊か物價を低落せしめたるが、更に今日に至るまで騰貴の趨勢を改めず、千八百九十年代の十年間に於ける一般平均物價に對し、近年は正に二割乃至三割の騰貴を來したること明瞭なり。即ち歐米金貨國の一般物價は景氣不景氣の間を通じて、常に騰貴の勢力を持續したる一方に、箇々の貨物に就て云はんか、物價騰貴の程度は貨物の種類に依て異なり、又物價の騰貴したる貨物に對して、其低落したる貨物なきに非ずと雖も、大體に於て一般平均物價に如上の騰貴を惹起したるは、數字の證明する所に屬し、何人も之に異議を挟む能はざるなり。千八百九十年代の前半期に至る十數年間、金貨國の物價著しく低落するや、其原因に就て異説を生じ、或は當時産業上に行はれたる各種の改良を以て之に充て、金産額減少、金供給匱乏を以て、物價の下落と關係する所なしとするの所説ありたるが如く、今日の物價騰貴を説明するに當ても亦生産

に對する消費の壓迫を以てする者なきに非ず。即ち米國西部の諸州に工業起り、人口亦増加したる爲めに、穀物に對する需要増加し、歐洲に對する穀物の輸出價格騰貴し、又歐洲大陸並に米國內地に於て、米國の棉花を消費する高多量となりて、棉花の代價を騰貴せしめたりと云ふが如き、一部の論者が所謂生産に對する消費の壓迫を説明するの資材たるが如しと雖も、物價の騰貴は斯る需要供給の法則を適用するを得る貨物のみに限らず、供給の増加に制限ある、又増加したる費用を以てするに非ざれば、供給の増加を期し難き食料品原料品は勿論、需要供給の調節比較的自由なる多くの製造工藝品にも亦物價の騰貴を來したる事實に徴せんか、如上の説明は決して完全なるものとす可からず。或は貨銀の増進、労働時間の短縮を以て、物價騰貴の原因なりとし、之を前提として職工組合其他労働者の團結若しくは團結を基礎とする労働運動に非難を加ふる者ありと雖も、貨銀の増進其他労働條件の改良は物價騰貴の原因に非ずして、寧ろ此結果に外ならざるを以て、此所説亦當れりとする能はず。

茲に於てか、近時の物價騰貴を説明するには、其原因を金産額の増加に求めざる



可からざるに至る。金産額増加せんか、金貨國に於ける金貨の供給豊富と爲り、平生金貨を流通する慣行ある國に於ては、其流通高の増加するは、當然にして、現に英國の如き千八百九十五年と千九百年とを比較するに、國內に於ける金貨の現在高は九千二百五十萬磅より、一億一千三百萬磅に増加し、又金貨の流通高は六千二百五十萬磅より六千九百萬磅に増加したること、造幣局長代理の報告に明なる所なり。斯の如く金貨の現在高又は流通高の増加するときは、物價に如何なる影響を及ぼすや。現代の銀行業未だ發達せず、賣買が主として正貨の授受に依て行はれたる時代に於ては、金貨の増加が物價を騰貴せしむるに至るの順路を知ること甚だ容易なり。而して今日商業の發達したる國に於て、人が交換の媒介物として、盛に使用するは小切手にして、正貨と貨物とを交換したる時代とは聊か趣の異なるものなきを得ずと雖も、元來小切手は銀行に於ける預金に對して振出され、又預金は今日主として銀行が取引先に對して資金を融通するの關係に依て生ずるものなり。取引先が銀行に就て資金融通の請求を爲すや、銀行は第一に取引先の提供する擔保物の優劣を考量し、第二に銀行の資力を顧慮するものなるが、其資力た

る、銀行の保有する準備金に依て定まるものなるが故に、前記の如く英國に金貨の現在高増加し、其一部は直接に市場に流通し、他の一部は英蘭銀行の正貨準備に供せられ、銀行をして此準備金に對して、多額の兌換券を發行せしむるや、兌換券は自ら諸銀行の準備金を豊富ならしめ、諸銀行は此豊富なる準備金を擁して、要求拂の債務を増加するの餘地ありとし、貸付割引を行つて、信用を擴張するを以て、一方に貸付割引の爲めに、取引先の銀行に有する預金増加し、之に對して小切手を振出し、貨物に對する需要を惹起して、其代價を騰貴せしむ可し。今日世界各地方に於て採掘せらるゝ金は如何なる状態の下に、其市場を求むるや。其地金として精鍊せらるゝや、商業上の中心地に輸送せられ、一部は工藝上に供せられ、他は貨幣の用に充てらる。現に英國造幣局に於ては、金地金一オンスに付き三磅十七志十片半の割合を以て鑄造するの規定なりと雖も、多くは三磅十七志九片の價格を以て、英蘭銀行に賣却すること前論の如く、英蘭銀行は兌換券を以て代價を支拂ふか、或は銀行に於ける預金勘定に振替へ、更に之に對する小切手の振出を見るが故に、孰れの場合に於ても、世人の貨物に對する購買的方便増加して、物價の騰貴を來さしめざ



れば已まず。英國の如く小切手流通の盛ならざる國に於ては、金貨の増加するや、必ず中央銀行をして之に對して多額の正貨準備に據る兌換券を發行せしめ、此點より物價の騰貴を促すは勿論にして、最近十數年間に於て、佛露獨塊諸國中央銀行の金貨準備には五六割の増加を來したり。フランス、オイレンブルヒ氏曩に金産額増加の物價を騰貴せしむる徑路を叙し、金産額は三様の作用を齎す可し。第一文明國に於ける金の在高を増加し、斯くて信用を擴張し、需要を刺戟す可く、第二金貨本位制を採用する國の數を増加し、隨て新開國の購買力を増進す可く、第三金の採掘に従事する諸國をして、物産市場に對する需要を大ならしむ可しとしたるは能く全般の事實に對して、要領を指示したるものと云ふ可し。(F. Edenburg-Die protestant. rung des letzten Jahrzehnts.)

固より金産出額の増加すると略ぼ同一の割合を以て、貨物の産出高に増加を告げんか、物價騰貴の勢を緩和す可く、或は物價騰貴の状態の下に、商工業繁昌し、貨物産出高の増加を見るは自然の勢なるを以て、或る年月の後には、如上の結果を待望するを得べしと雖も、今日に於ては未だ然るを得ず。最も商工業繁榮の刺戟を受

けて、産出高の増加す可き製造工藝品に於ては、當業者の間に團結聯合を設けて、供給を控制せんとし、保護關稅政策の更に此勢を助長せんとするものある以上は、金産額増加に基く物價騰貴に自動的調節策を得るの難きは論を俟たず。前記の統計表に於て、自由貿易政策の下に、企業聯合の微弱なる英國に比較して、保護關稅策に依て、企業聯合を培養しつゝある米獨兩國に於ける物價騰貴の割合の大なるが如き、當然の事實なりとせざる可からず。

金産額増加の爲めに、貨幣の供給増加し、中央銀行並に市中銀行の準備金共に増加せんか、是等銀行は信用を擴張する爲めに、一時金利歩合を低下するに至ると雖も、貨幣價格の低落が漸く其影響を物價に波及して、一般物價の騰貴を惹起すや、金利歩合の上進は免がる可からざるの數にして、試に倫敦並に紐育兩市場に於ける物價低落時代と其騰貴時代との金利歩合を比較するに、左の如し。

英蘭銀行公定歩合

一八七四—七九

三分

紐育組合銀行歩合(期限六十日並に九十日)

一八八〇—八七

三分

五分

一八八〇—八七

三分

五分



一八八八—一九〇	三八	五一
一八九一—一九六	二五	四六
一八九七—一九〇〇	三二	四六
一九〇一—〇六	三六	四九
一九〇七—一〇	三七	五一
一八九七—一九一〇	三五	四六

金利歩合の上進斯の如くなるが故に、利子歩合の確定せる國債、社債の如き、或は商工業繁榮に依て直接に利益を増加する事業を代表する有價證券を除き、一般證券の市價に低落の傾を見るも亦異とするに足らず。

一般物價騰貴し、商工業繁昌する場合には、労働者の賃銀先づ上進して、彼等の生活上に蒙る影響を緩和するに至る可きの道理なり。今、千八百五十年に於ける賃銀指數を百とし、之を物價下落時代並に騰貴時代に於ける指數の増減を示すに左の如し。

一八七四—七九年	一五一	一八八〇—八七年	一四八
----------	-----	----------	-----

一八八八—一九〇	一五六	一八九一—九六	一六二
一八九七—一九〇〇	一六六	一九〇一—〇六	一七五
一九〇七—一〇	一八〇	一八九七—一九一〇	一七七

貨幣本位選擇の標準を論ずるに當て述べたるが如く、一國が特に物價の騰貴を惹起すが如き、本位貨幣を以て可なりとするの理由あるを認むる能はずと雖も、物價の騰貴にして敢て過當ならず、堅實なる歩調を以てするときは、商工業を振興せしめ、債務者の負擔を軽くし、多數階級の所得を増加する間に於て、或る期限を経過せんか、互に衝突する利害關係を調節するの效果あり。今日金産額増加し、貨幣價格低落し、而して物價の騰貴しつゝあるは事實なりと雖も、未だ本位制度を改革せんとする議論が往年物價低落の時代に於けると同一の歩調を以て、實際に現出し來らざる所以茲に存すとす。



## 第八章 列國貨幣制度概要

## 第一節 英國の金單本位制

歐洲諸國が金銀を資料とする貨幣を流通に付して以來、學問上の知識に依て、貨幣問題を解決せんとする努力の跡を絶たずと雖も、其問題たる主として如何なる方法に依て、金銀兩種の貨幣を併せ流通せしむ可きか、一方の貨幣が他方の貨幣を流通外に驅逐する場合には、如何にして之を沮止す可きか、將た又一國領土内に統一したる貨幣制度を設くるには、如何なる方針を以てす可きかの諸點に關聯し、如何なる貨幣本位制の下に、一國の物價並に國民所得を確實ならしむるやの問題に對して、世人の注目する所大なるを得ず、斯る貨幣本位に關する問題の喧傳せらるるに至れるは、要するに千八百七十三年獨逸が貨幣制度改革の端を開きたる以後に在りとす。固より其以前に於て、英國並に二三の英領殖民地、葡萄牙、土耳其、伯刺爾、アルゼンチーン共和國等は金貨本位制を採用し、一方に獨逸聯邦州の多數、和蘭、瑞典、那威、奧地利、露西亞、埃及、印度の諸國は銀貨本位制を施行し、互に異なる本位

制度を維持して、對立したるに拘はらず、其間に不便困難を感ずることの緊切ならざるを得たるは、畢竟第一には各國に於ける通商貿易上の關係密接ならず、第二には羅甸同盟諸國に於て、一と一五、半の法定比價を以て、合衆國に於て、一と一六の法定比價を以て、複本位制を行ひ、其矯制作用に依て、或る程度まで金銀市價の變動を抑制するの効果をありたるが爲めに外ならず。而して斯く金銀市價の確實なりし結果、内國取引の關係に於ても、金銀貨の内、孰れか特に價格の變動寡少なるものを選択して、本位に充つるの必要にも接せざりしが如し。金銀市價が千六百六十一年より千七百年に至る間、常に一と一五に居り、其後銀の金貨價格は漸を逐うて、低落するを免かれざりしと雖も、千八百七十五年に至るまで、一と一五より一と一六の間を往來するに止まり、嘗て其以外に逸することなかりしは、即ち金銀市價が殆ど確定の状態を保ち、其動搖に依て、貨幣制度に攪亂を蒙ることの尠少なりしを證明する資料たる可きなり。

故に英國が十八世紀の後年、舊來の金銀併行本位制を一擲して、金貨本位制に移るの準備を施し、千八百十六年に至て之を斷行したるが如き、固より一時偶然の事



情に基いて發生したる事實を法定したるに止まり、必ずしも貨幣本位の學說に準據して、其正しきに就きたるものに非ず。試に英國貨幣制度の沿革を見るに、中世紀に於ては勿論、其以後に於ても、英國は銀貨を以て、本位貨幣としたり。當時一般貨物に對する銀の價格高貴なりしに、加ふるに物價其他支拂の金額寡少なりしを以て、金貨に對する需要の起らざりしは、當然なり。隨て千三百四十五年エドワード三世の治世に於て始めて金貨は流通市場に現はれ、外國金貨亦流通したりと雖も、要するに金貨は第二位を占むるに止まり、而して其流通するや、政府は銀貨を以て、貨幣の本位とし、金銀市價に準じて、銀貨に對する金貨の割合を定め、之を金貨の流通價格としたり。故に嚴格なる意義より云ふときは、複本位制に非ずして、所謂併行本位制を行ひたるものなると明瞭なれども、既に銀貨と相並んで、之に對して一定の割合を以て流通する金貨ある以上は、兩者の間に法定比價として、見る可きものを生じ、此法定比價と市價との間に差違を來さんか、グレシヤム法則の作用に據り、金銀貨の一方が他方の爲めに、驅逐せらるゝは、自然の勢にして、之を防遏する爲め、政府は常に銀貨に對する金貨の割合を變更するの必要に迫られたるのみ

ならず、十六七世紀の當時に於ては、貨幣制度に關する學說の研究不充分なりしと、政府が財政の急に應ずるの必要を存したるとの結果、動もすれば貨幣の品位量目を劣惡ならしむるの弊風盛に行はれ、貨幣の流通上に不便困難を招きたること少なしと云ふ可からず。政府は貨幣の流出を防遏し、又は政府の法定したる價格に準據せずして、貨幣を授受するを防止するの目的を以て、種々の禁令を發し、違犯者には課するに嚴罰を以てし、現にチャールズ二世は千六百六十一年一月流通に付する貨幣と其價格とを布告し、更に同年六月金銀貨の輸出並に造幣局の公定以上の價格を以て、地金を賣却するとを禁止し、同年金貨に對する銀貨の價格を二十志より二十三志六片に改定し、以て金の國內に輸入せらるゝことを獎勵し、更に同一の趣意を以て、千六百六十六年金貨の鑄造料を廢止したり。然も一方に銀貨にして輸入せんか、之に伴ふ不便大ならざるを得ず。千六百九十年四月倫敦市の金匠組合は下院に請願書を提出し、税關に就て調査するに、昨年十月以來銀地金の輸出高二十八萬八千二百二オンスに上り、東印度商會並に多數の猶太人は常に多額の銀地金を買入れ、之に對して一オンスに付き法定價格よりも一片半の高價を與



ふるが故に、銀器並に銀貨の鎔解を促して已まずとし、流通状態の復舊を希望したり。

故に此時代に於ける英國の貨幣史は政府が專斷を以て、貨幣の品位、量目、各種貨幣の支拂に供用せらるゝ割合、各種貨幣の比價に變更を加へ、以て金銀市價の變動に對抗せんとせる記録に外ならざりき。(Shaw-History of Currency, p. 16.) 但し國家自ら貨幣を劣悪ならしむるの惡風は十七世紀の後半に至りて、漸く跡を絶ちたりと雖も、從來不良の貨幣にして流通するもの甚だ多き其上に、民間に於て流通の際、故意に貨幣の量目を削減すると盛行はれ、且つ當時法律の規定として、金貨は其量目に準じて、價格を定むるに反し、銀貨は箇數を以て、授受するを得たるが故に、量目の削減は銀貨の方に行はれ、隨て千六百六十六年銀貨二十志の割合を以て發行せられたるギニー金貨純量一八グレイン六五の如きは、千六百九十年の頃には、銀貨三十志内外の價格に上れり。以て當時金銀貨流通状態の紊亂したる一斑を知るに足る可し。茲に於てか政府は銀貨全體に改鑄手續を施すの必要を認め、千六百九十六年國庫より二百七十萬磅の費用を投じて之を斷行し、ギニー金貨を銀貨二十二志の割合

に定め、金銀貨の間に、一と一五、九三の比價を保たしめたり。當時英國々庫に於ける租税の収入は百六七十萬磅を上下したるの一事を考量せんか、此改革の英斷たりしや論を俟たざると同時に、一方に此際改鑄の爲めに回收せられたる銀貨は法定上二十二萬一千四百八十八オンス餘の量目を含有す可きに、實際の量目十一萬三千七百七十一オンスに止まれるが如き、惡貨流通の状態を示すものと云ふ可し。

然るに當時和蘭並に佛蘭西に行はれたる比價と比較するに、英國の法定比價は金貨に對して稍や高價を付すると爲りしを以て、銀貨は永く市場に留まりて、流通するの道理なく、其造幣局を出づるや、同時に直に外國に流出するの有様なりき。茲に於てか、千六百九十八年ジョン・ロック以下商務委員は議會に報告書を致し、其一節に於て「一の金屬より多くの金屬が商業の眞實の尺度たるは、不可能にして、世界諸國が銀、金若しくは他の金屬を以てする尺度は一の貨物を以てするものと見る可く、而して此貨物は他の貨物と同じく、常に價格の變動するを免かれざるを以て、或る一國に於て他の近隣諸國の適從せざる方法を以て、其價格を決定するの處置に出でんか、之を決定する國に對して、不利益なる可し」と論じ、進んで、和蘭並に近



隣諸國に於ては金の價格を定むるに、金一に對する銀十五の割合を以てす、之に據るときは、二十二志を以てギニー金貨を流通せしむるものにして、金貨は高價を付せられ、不當なる金の輸入と銀の輸出とを招かざるを得ず。今、ギニー金貨を二十一志六片とせんか、英國の金貨をして銀に對し、一と一五半の割合に近づかしむ可く、此比價は和蘭に於ける比價と均衡を保つものに非ずとするも、尙ほ舊來の過誤を價ふに足る可しと論じたり。(Horton-Silver pound, p. 232.) 此建議の結果として、政府は同年法律を制定し、何人も二十二志を以て、ギニー金貨を收受するを要せずとし、一方に國庫がギニー金貨を公納に收受するときは、其價格を二十一志六片とするを以てしたり。然も佛、蘭、伊、獨、丁、瑞諸國に於ける金銀比價は一と一五以上に出でず、隨て英國に於て右の比價を以てするときは、勢銀を外國に輸出して、金を内國に吸収するを免かれず。即ち千七百十八年には更に當時の造幣局長アイザック・ニュートンが前年政府に致したる建議に據り、二十一志の價格に改定して、一と一五、二〇の比價を公定し、百方金銀貨をして共に流通せしむるの計を講じて怠らざりしと雖も、一と一五、二〇の比價を以てしては、尙ほ金貨に對して、高價を付するといふ爲るのみ

ならず、伯刺爾に於ける金鑛發見後、金銀市價に變動を生ずるや、愈々此傾向を顯著ならしめ、實價の完全なる銀貨は跡を流通上に絶ち、銀貨にして市場に留まれるものは、何れも磨滅の爲めに實價の減損したるものゝみに止まり、大に貨幣流通上の状態を混亂せしむるに至れり。

政府にして當初の方針の下に、二種の貨幣を併せ流通せしめんとする以上は、金銀市價の變動と共に、法定比價を改定するを以て、唯一の方法としたるや、論を俟たずと雖も、此方法たる、從來屢々試みられて、奏効せざりし所なるを以て、斯く實價の完全なる銀貨が跡を流通上に絶ちたるを好機會として、斷然銀貨を排除し、金貨本位制度を確立して、資料の異なる兩種の貨幣を同時に流通に付する爲めに、常に金銀貨の上に生ずる流出入の變動を避く可しとの説を生ずるに至りたるは、自然の數と云はざる可からず。即ちリヴァプール卿は千八百五年ジョージ三世に一片の建議を上ると同時に、論文を世上に公にして、大に金貨本位制の利益を主張し、且つ此制度の自然の状態に適合する所以を論述したるが、是れより前、政府に於ても不良の銀貨のみ市場に流通するときは、到底取引の安全を期する能はざる



を以て、千七百七十四年の法律を以て、輕量銀貨の輸入禁止を規定し、併せて銀貨が箇數に依て法貨として流通する高を二十五磅に制限し、此以上の金額に於て流通する場合には、一オンスに付き三志二片の割合に據り、總て實價を以て、價格を算定することとし、銀貨流通上に制限を加へたり。是れ英國貨幣史上に於て、法貨に關する規定の設けられたる嚆矢とす。而して最初は此制限を二箇年間實施し、其間に適當の方案を案出するの豫定なりしが、千七百九十八年に至るまで、漸次延期の法律を發布して、其施行を繼續し、同年貨幣制度調査委員を選任し、調査進行中は、從來金銀市價の關係より、鑄造の爲め、造幣局に輸納せらるゝ銀塊の寡少なるを理由として、一時銀貨の鑄造を停止し、鑄造の爲めに、其以前銀塊を輸納したる者には、相當の金貨を交付したるが、結局前述の如く、金貨本位制實施の説盛にして、リッヂア・ブール卿の死去後八年即ち千八百十六年五月を以て、純然たる金貨本位制を制定實施するに至れり。改革理由書第十一項に曰く、

銀貨は多年の流通並に他の事情に依て、數量減少し、價格損傷し、金貨に對する公定價格に依て、取引の用に供するに足らず、茲に於てか、輕量なる、又贋造せられた

る銀貨並に外國貨幣の流通高饒多と爲れり。之に伴ふ弊害を除却する道は一に銀貨の新鑄造あるのみ。從來幾多の時機に於て、金貨並に銀貨は無制限に法貨たりしと雖も、是等の貴金屬が相並んで價格の尺度たりしが爲めに、種々の不便を生じたるを以て、今後は金貨のみを無制限法貨として、價格の標準に充て、銀貨は單に商業取引の便宜に適合せしむる爲めに、法貨たるの資格を或る範圍に限りて、流通せしむるを至當とす。

右の趣意に據り、千八百十六年の貨幣法に定めたる要目は、大略左の如し。

(一) 量目一二三グレイン二七四、品位九百十六位三分の二の一磅金貨即ちソヴ・エ・レインを以て本位貨幣とし、之に無制限法貨たるの資格を與へ、其自由鑄造を認む。(今日は濠洲、加奈陀、喜望峰殖民地、マルタ、ナタル、西印度殖民地に於ても、法貨たるの資格を有す)但し鑄造を請求するには一回二萬封度以上の金地金を輸納し、且つ十四日以上、の猶豫を要す。

(二) 銀貨の量目は、一志に付き八七グレイン二七二七三、品位は九百二十五位とし、銀貨の種類をクラウン(五志)ダブルフロリン(四志)半クラウン、フロリン、志、六片、三



片等の數種とす。

千八百十六年以前の法律に於ては、銀貨の量目は一志に付き、九二グレイン九の割合にして、金貨に對し、一と一五、二一の比價を保ちたるが、今、量目に約六分の低減を加へ、以て銀貨をして定位貨幣の實質を備へしめたるなり。

(三) 前項の銀貨には總て其法貨たる資格を四十志に制限し、且つ其自由鑄造を認めず。

(四) 在來流通するギニー金貨は二十一志の價格を以て、流通するを許す。(今日ギニー金貨存在せず、獨り支拂の金額に於て、此名稱を存する所以は此規定に基く) 以上の規定に基き、千七百七年以來既に英蘭並にウエールズと同一の貨幣制度を施行したる地方には、即時に之を適用し、愛蘭には千八百二十五年以來之を及ぼして、全國の制度を統一し、一方に千八百十七年貨幣を改鑄し、尙ほ千八百七十年並に同九十年の兩度造幣規則に就て、多少の改正を施したれども、本位制度の眼目に就ては、制定以來今日に至るまで何等變革の加へられたるを見ず。他の諸國の貨幣制度尙ほ混亂の状態に居り、殊に後年本位制度の紛糾を致したるに際し、英國が

金貨本位制度を以て、終始一貫し、而して英國に於ける債權は必ず金貨を以て、之を回收するを得るの信用を確實にしたるは、英國をして世界金融の中心市場たらしむるに最も與つて力あるの原因とせざる可からず。

英國が斯く貨幣制度を改革するに當て、最も便利を感じたるは、國內に本位銀貨の流通する金額の寡少なりし一事なり。即ち前述せる如く、千六百六十六年始めてギニー金貨を鑄造したる時より、同九十九年に至るまでは、銀貨に對する比價を一と一五、九三に定め、爾後之を一と一五、半若しくは一五、二〇に變更し、漸次銀貨に高價を付し來れりと雖も、尙ほ佛蘭西に於ては、千七百二十七年より千七百八十五年に至るまで、常に一と一四、半の比價を維持したるを以て、兩國法定比價の相違より、銀貨は英國に留まるの道理なく、滔々外國に流出したり。即ち國家自ら銀貨の驅逐せらる可き比價を定めて、以て偶然に金貨本位制の實施を助成したるもの外ならず。フアローラ卿が後年、人民が貨幣に鑄造せらるゝ爲めに、造幣局に賣し來る金屬にして、始めて本位貨幣たり、價格の尺度たる可く、之に反して法律が鑄造を認むるも、何人も其鑄造を希望せざる金屬は、法律が鑄造を禁止せる金屬と同じ



く、本位貨幣たる能はず。金は人民が之を造幣局に齎して、鑄貨とするが故に、本位と爲り、而して銀は人民が之を欲せざりしが故に、本位たるを得ざりしものにして、此一事は法律が金銀の孰れに對しても殊遇を與へざりし時代に生まれりと稱し、(Farner-Studies in Currency p. 30.) 英國金貨本位制實施の自然に行はれたるを論證したるが如き、亦一理ありとす。而して千七百八十年金銀の市價は金價騰貴の方嚮に傾き、一と一五、六一以上の割合を示し、千八百年には一と一五、六八に達したるを以て、若しも英國が一と一五、二〇の比價を以て金銀貨を流通に付し、而して正貨兌換を維持せんに、市價の變動と共に、高價なる金貨は低價なる銀貨の爲めに、流通外に驅逐せられ、以前と正反對の方嚮に於て、グレシヤム法則の支配を蒙る可き道理なるに、英國は千七百九十七年來正貨兌換を停止したるを以て、毫も斯る作用を實現するに至らず、金貨本位制を施行するに當て、銀貨處分の必要に接せざりしは、全く金貨に高價を付して、之を流通に付したると、兌換停止との偶然の結果に歸せざるを得ざるなり。後年他の諸國に於て、或は複本位制より或は銀貨本位制より、金貨本位制に移らんとするや、從來流通したる多額の本位銀貨を處分するに就て、大なる苦痛を感

じ、其處分の完了せざる爲めに、一時跛行本位制の状態に停滯したるに比較せんか、英國の金貨本位制が偶然の事情に依て、容易に實施せられたるは、注目す可き所なりとす。

英國貨幣制度改革當時に於ける金銀產出の状態を見るに、千八百二十年前後まで金の産額は著しく減少し、之に加ふるにナポレオン戦争の際、各國が軍事上の必要より、盛に金を吸収したる爲め、金の供給に不足の傾を呈したるが、千八百二十年以後其産額は増加し來り、之が爲めに英國に於て、金貨本位制の下に、正貨兌換を開始するに、便宜を得たるもの少なからざるは、論を俟たず。而して金の産出額増加せるにも拘はらず、一方に金銀市價は常に金價の騰貴を示したるは、要するに英國に於ける金貨の需要増加の與て力ありたるものとす可し。

## 第二節 佛蘭西の複本位制

佛蘭西の貨幣制度は歴史上より之を大別して、二期とするを得べし。第一期は千八百三年の貨幣法制定より、千八百七十三年の銀貨鑄造制限並に千八百七十六



年の銀貨自由鑄造停止に至る時代にして第二期は千八百七十六年より今日に至る跛行本位制實施の時代なり。而して第一期は千八百三年より千八百四十八年に至るまで専ら銀貨を流通使用したる時代と千八百四十八年より千八百五十八年に至るまで漸次金貨を使用し千八百五十八年以後全く銀貨を使用せざるに至れる時代とに區別するを得べし。

今千八百三年の貨幣法制定に至れる由來を説明せんに佛蘭西は舊來金銀兩種の金屬を資料として貨幣を鑄造し其間時々比率を改定して常に雙方の流通を謀りたりと雖も英國が金貨に高價を付したるに反し佛蘭西は銀貨に高價を付し英國の比價一と一五、二〇に對して一と一四、六二の比價を維持したるを以て英國の驅逐したる銀貨は佛蘭西に吸收せられ佛蘭西は英國に向つて金貨を驅逐したり。然も複本位制の趣意たる金銀貨雙方を相並んで流通せしむるの一事に存するを以て自ら金銀比價改定の説を生じ千七百八十五年一と一五、半の比價を以て貨幣を改鑄したり。但し當時金貨の自由鑄造は之を認めず唯右の比價を以て在來流通せる金貨を改鑄したるのみ。而して此際金銀市價は一と一五、〇八乃至一五、一

二なりしを以て一と一五、半を法定比價とするときは自ら國內に金を吸收するを得ると、又他日必然の勢として金價が騰貴せんには法定比價は求めずして市價と一致するに至る可しとの考案より右の法定比價の採用を見たるものにして貨幣制度の歴史に有名なる法定比價を生じたる發端茲に在りとす。其後革命の變亂に次いで不換紙幣増發せられ其結果貨幣制度は著しく紊亂したるが千八百三年ナポレオンは從來のリッパル銀貨十二デニールを一ソルとし二十ソルを一リッパルとする制を廢止し貨幣價格の單位は之を法とし銀貨に對して一と一五、半の比價を以て金貨を改鑄することを豫期し尙ほ金銀貨雙方に無制限法貨たるの資格を與へ又雙方の自由鑄造を認めたり。即ち銀貨は一法に付き四グラム五、金貨は一法に付き奇零グラム二九〇三の割合の純量を以て鑄造し同時に從來金貨に對して百分の二、五三、銀貨に對して百分の一、一二の鑄造料を賦課したるを改定し前者に對しては千分の二、九後者に對しては千分の一、半としたり。

爾來數十年間佛蘭西が固守したる複本位制は此時を以て成立したるものにして佛蘭西の如く多額の正貨を流通する國に於て斯く複本位制を維持するときは、



其矯制作用に依て、金銀市價の變動を抑制するを得るの効力大なるを論を俟たず。千八百三年以後殊に千八百五十年前後加利福尼亞並に濠洲の金鑛發見後に於ける金産額増加、金銀市價の變動に際して、大に矯制作用の効力を發揮したるは、既に第五章第四節に於て論述したる所に據て、明瞭にして、要するに當時の狀況は好都合なる事態の下に於ては、複本位制の作用に依て、金銀貨を聯結するを得る學說の實際的論證と爲れり。

斯く複本位制の矯制作用に依て、銀貨を流通外に驅逐し、金貨を内國に吸引したるは、單に佛蘭西一國のみならず、同國と同一の貨幣制度を採用せる他の諸國にも共に起れる事實なるが、唯當時貨幣制度に關する學說進歩せず、之に關する知識亦幼稚にして、總て是等の國に於ては、本位銀貨たると補助銀貨たるとを問はず、一切銀貨の品位量目の割合を同一にし、日常の小取引に供用する補助銀貨にも額面價格に相當する實價を有せしめたるを以て、上記の如く金銀市價變動の爲めに、銀貨が海外に流出せんとするや、完全なる實價を有し、又磨滅の割合少なき補助銀貨も亦本位銀貨と共に跡を流通上に絶つに至れり。本位銀貨は如何に海外に流出す

るも、之に代つて金貨の流通するあり、又紙幣の流通するものあるを以て、貨幣流通上に何等の故障を訴ふることなしと雖も、補助銀貨の流出に至ては、他に之を補ふものゝ存せざるが故に、非常の不便を招かざるを得ず。現に佛蘭西の如き、千八百五十七年委員會を開催して、善後策を議せしめ、委員中には、高率の輸出税を賦課して、以て銀貨の輸出を禁止するの意見を述ぶる者ありたれども、行はれずして已みたり。而して翌年發表せられたる委員會の報告に於ては、委員は貨幣流通の状態を研究し、今日の如き有様を以てしては、國庫は常に銀塊を買入れて、補助貨幣鑄造の資料に充てざる可からざるを以て、此點に於て損失を蒙り、銀行は運搬の容易なる金貨のみを以て、準備金を所有するが故に、取付を蒙り易く、商業家は東洋貿易の用に供する爲めに、銀塊を買収するの手續を要すとし、各種の困難を叙述したれども、其救濟策に就ては、確乎たる意見を發表せざりき。

斯く佛蘭西に於て逡巡處決せざる間に、佛蘭西と同じく、銀貨流出の爲めに、日常の小取引に必要な補助銀貨を失ひたる瑞西は早くも應急の手段を講じ、之に對する唯一の方法として、先年米國政府の實行したる事例に倣ひ、千八百六十年一月



額面五法以下の銀貨の品位を九百位より八百位に低減し、以て補助銀貨を國內に留保するの策を施し、伊太利も亦之に倣ひ、額面二法以下の銀貨の品位を九百位より八百三十五位に低減したり。佛蘭西も既に同様の困難に陥れるの折柄、從來諸國の間に共同流通したる瑞西伊太利の銀貨が量目改正の爲め、低價と爲りたるを以て、グレシヤム法則の作用に依り、八百位の瑞西銀貨並に八百三十五位の伊太利銀貨は盛に佛蘭西に流入し來りて、九百位の銀貨を駆逐し、爲めに同國の銀貨は更に流出の勢を甚だしくし、遂に千八百六十四年四月佛蘭西をして國庫並に税關に於て、瑞西并に伊太利銀貨を收納することを禁止するに至らしめたり。白耳義も亦是等の諸國と共に、銀貨流通上に困難を招きたる國の一なり。元來白耳義は千八百三十二年の法律を以て佛國の貨幣制度を採用し、同國の二十法、四十法金貨並に五法銀貨に法貨たる資格を付與し、千八百五十年一旦金貨本位を廢止したるに拘はらず、千八百六十一年再び佛蘭西の金貨を法貨とし、一と一五半の法定比價を以て、銀貨と相並んで流通せしむるの法律を實施したるを以て、其結果は直に實際に現はれ、到底補助銀貨を內國に留保する能はず、其流出の爲めに生じたる貨幣流

通上の缺陷を補ふ爲め、白銅貨を鑄造して、一時を彌縫し、更に種々畫策する所ありたれども、佛蘭西との關係上、自國の獨力を以てしては、如何ともす可からざるものあり。結局佛國式の貨幣制度を採用する諸國と協同して、應急策を施すの必要を認め、先づ佛蘭西の賛成を得て、伊太利、瑞西兩國の政府を勸誘し、千八百六十五年十月四國政府の委員巴里に集會し、刻下の政策を協議したり。是れ即ち羅甸貨幣同盟なるもの、發端にして、會議の席上、白耳義政府の委員は四國間に金貨本位制を實施するの意見を主張したれども、當時佛蘭西の大藏省並に佛蘭西銀行は複本位制維持説を固執して、金貨本位制に反對したるを以て、遂に衆議の容るゝ所と爲らず、結局同年十二月四國協同して、複本位制の同盟を組織することを約定したり。同盟規約は十五箇條より成り、其要點左の如し。

一、瑞西、白耳義、佛蘭西、伊太利の四國は金銀貨の量目、品位、直徑並に其流通に關して、同盟を組織す。

二、此條約の下に於て、各國の鑄造す可き金銀貨の量目、品位は左表に據る。



額面	量目	公差	品位	純量公差	直径
一〇〇法	三二二五 <sub>八</sub>	一千分の一	九〇〇	一千分の二	三五 <sub>三</sub>
五〇	一六二二九	同	同	同	二八
二〇	六四五	一千分の二	同	同	二一
一〇	三二二五	同	同	同	一九
五	一六一二	一千分の三	同	同	一七
本位銀貨	二五〇〇	同	同	同	三七
二	一〇〇〇	一千分の五	八三五	一千分の三	二七
補助	五〇〇〇	同	同	同	二三
銀貨	五〇	二千分の七	同	同	一八
	二〇	一千分の十	同	同	一六

三、同盟國の國庫は以上の條項に據て鑄造せられたる金銀貨並に五法銀貨を自由に收受す可し。但し其量目にして磨滅の爲め、公差の外に一分を減じたるもの並に模様の認識し難きに至れるものは、此限りに非ず。

四、補助銀貨は一口の支拂五十法を限り、之を鑄造したる國の個人間に於て、法貨たるの効力を有し、之を鑄造したる國は無制限に國庫に收受す可く、又同盟國の國庫は他國の鑄造したる補助銀貨を收受す可し。

五、補助銀貨にして、磨滅の爲め公差の外に五分を減じ、又は模様の認識し難きに至れるときは、之を鑄造したる國に於て、改鑄す可し。

六、補助銀貨を發行したる國は他の同盟國の國民又は國庫に對し、自國の發行したる銀貨を收受し、又は之を金貨に引換ふるの義務を負ふ。但し此義務は同盟解散後二箇年間繼續す可し。

七、補助銀貨の鑄造最高額は各同盟國の人口一人に對し、六法の割合を以て、之を定め、白耳義は二千二百萬法、佛蘭西は二億三千九百萬法、伊太利は一億四千萬法、瑞西は千七百萬法を以て、其限度とす。

八、條約の實施期限は千八百八十年一月一日までとし、同日より一箇年前に解散の決議を爲さざるときは、更に十五箇年間効力を存し、其後も同一の状態の下に於て繼續す。